

**【vii 家庭福祉課・母子家庭等自立支援室関係】**



## 1. 社会的養護の充実について

社会的養護の充実については、平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置して、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、できるものからすぐに実施するとともに、同年7月に、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化など、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていくこととしている。

昨年4月以来、実施要綱改正による運用の弾力化、里親委託ガイドラインの策定、児童福祉施設最低基準の改定、当面の省令改正などを行った。

現在、6つのワーキンググループを設けて、平成23年度内を目途に、施設種別ごとの施設運営指針及び里親等養育指針、第三者評価ガイドラインの見直し等の検討を行っている。また、「社会的養護の課題と将来像」に基づき、平成24年度予算案では、大幅な充実を盛り込み、その実施に向けた準備を進めており、都道府県市においては、積極的な取組をお願いする。(関連資料2、3参照)

### (1) 児童養護施設等の人員配置の引上げについて (関連資料4参照)

#### ① 基本的人員配置の引上げ

社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年(児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年)に定められた水準であり、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、平成24年度から、30数年ぶりに基本的人員配置を引き上げる。改善内容は、次のとおりである。

児童養護施設	小学生以上	6 : 1	→	5.5 : 1
	1歳児	2 : 1	→	1.6 : 1
	0歳児	1.7 : 1	→	1.6 : 1
乳児院	0・1歳児	1.7 : 1	→	1.6 : 1
情緒障害児短期治療施設		5 : 1	→	4.5 : 1
児童自立支援施設		5 : 1	→	4.5 : 1
母子生活支援施設 (母子支援員)	20世帯未満1人		→	10世帯未満1人
				10世帯以上20世帯未満2人
	20世帯以上2人		→	20世帯以上3人

② 最低基準の改定等

平成24年4月からの措置費の職員配置基準の引上げに伴い、必要な職員数の確保をお願いします。

また、各都道府県市が条例で定める児童福祉施設最低基準の基準となる「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」にこの引上げを反映させる省令改正は、平成25年4月1日施行として、5月目途で公布できるようにする方向で検討中であるので、各地方自治体におかれては、条例の制定等をお願いします。

③ 公設民営施設での留意事項

公設民営の施設で指定管理者制度を導入し、複数年契約としている場合においては、基本的人員配置の引上げや、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、配慮をお願いしたい。

**(2) 施設における家庭的養護の推進について（関連資料5～7参照）**

① 家庭的養護の推進の目標

社会的養護の養育は、できる限り家庭的な養育環境の中で行われるよう、家庭的養護を推進し、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。

現在、施設が9割、里親等が1割であるが、「社会的養護の課題と将来像」では、今後十数年の間に、本体施設、グループホーム、里親等を3分の1ずつにするとともに、児童養護施設の本体施設は、全てを小規模グループケアとし、定員45人程度以下としていくという目標を掲げている。

「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設は、小規模化・地域分散化を図り、本体施設は専門的ケアや地域支援を行うセンター施設として高機能化を図ることを掲げている。施設の小規模化・地域分散化は、単に施設が縮小することではなく、地域分散化して地域支援へと拡大していくことであるので、前向きで積極的な取組を推進願いたい。

② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等の措置費の改善

小規模グループケア等の推進のため、平成24年度から、

ア 全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにするとともに、

イ 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム等を賃貸物件を活用して実施する場合に、月額10万円を

限度に賃借料を措置費に算定できるようにする  
ので、取組の積極的な推進をお願いする。

小規模グループケアについては、平成24年度予算（案）では、743か所を計上しているが、平成23年10月現在650か所にとどまっているので、積極的な設置推進をお願いする。平成23年度より、1施設に6か所の設置まで拡大して認める要件として、小規模化及び地域分散化に関する計画の策定を求めているが、この計画には具体的な実施期限は定めておらず、施設に今後の取組方向を掲げていただく趣旨であるので、柔軟な対応をお願いする。

小規模グループケアの管理宿直等職員の配置については、平成24年度より、1グループケアごとに1人の管理宿直等職員の配置が可能となったことに伴い、これまでの「小規模グループケア担当職員加算」と「小規模グループケア管理宿直等職員加算」を一本化する。「管理宿直等職員」は、非常勤職員であり、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパート職員の配置にも活用可能である。

### ③ グループホーム未実施の児童養護施設での取組の推進

従来の大舎制の児童養護施設を小規模グループケア（本体施設）やグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）に変えていくためには、運営のノウハウが異なることから、まずは、1か所の地域小規模児童養護施設を持ち、小規模のグループでの養育の行い方を経験することが重要である。

このため、グループホームを1か所も持たない児童養護施設に対しては、できる限り早期に1か所の地域小規模児童養護施設の設置を促進し、全ての児童養護施設が、最低1か所以上のグループホームを早期に持つよう推進願いたい。その際、本体施設の定員を引き下げて、地域小規模児童養護施設の定員に移行する対応が望ましい。

### ④ 児童養護施設分園型自活訓練事業の移行

「児童養護施設分園型自活訓練事業」については、小規模グループケアの予算措置の充実を踏まえ、分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設に移行していただくよう検討をお願いする。移行に問題がある場合には家庭福祉課までご相談願いたい。

## （3）里親委託の推進及び里親支援の充実について（関連資料8～16参照）

### ① 里親委託の推進

国連の代替的養護の指針にもあるとおり、社会的養護は、家庭養護を優先して行うべきであり、平成23年4月の里親委託ガイドラインでも、里親優先の原則を明記した。また、「社会的養護の課題と将来

像」では、里親等委託率を3割以上に引き上げる目標を掲げている。

日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、新潟県で33.6%など、里親等委託率が3割を超えている県もあり、最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ、大分県が7.4%から22.7%に増加させるなど、大幅に伸ばした自治体もある。(関連資料11、12)

これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしている。(伸ばした自治体の取組事例は、平成23年5月に提供した資料等を参照)

里親委託が進まない理由について、これまで種々指摘されてきたところであるが、実際に進んでいる自治体も多く、努力次第で可能であるので、里親委託は難しいと考えるのではなく、取組の推進をお願いする。

## ② ファミリーホームの推進

ファミリーホームについては、里親と同様の家庭養護の担い手として、推進する。

平成24年度から、ファミリーホームについても、賃貸物件を活用して運用する場合に、月額10万円を限度に賃借料を措置費に算定できるようにするので、設置の推進をお願いする。

また、ファミリーホームの家庭養護の特質をより明確にするため、別冊資料22のとおりファミリーホームの要件等の改正を行うこととしているので、ご留意願いたい。

## ③ 里親支援の充実と体制整備

里親委託は、中途からの養育という特徴がある上に、里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験など、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多いため、里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ里親支援の仕組みが重要である。

このため、里親には複数の相談先を用意することや、定期的な家庭訪問の実施などについて、児童相談所運営指針や里親委託ガイドラインで定めることとしている。

定期的な家庭訪問については、委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

また、そのための体制整備が必要であることから、里親支援機関

事業や児童家庭支援センターに加え、平成24年度から新たに、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置することとしたので、各児童相談所管内に1か所以上（複数か所も可能）の配置を行い、里親支援等の体制の充実をお願いします。

里親支援専門相談員は、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らず、児童相談所の里親担当職員や里親支援機関事業の里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問などを行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。その際、児童相談所との情報の共有が重要である。里親支援専門相談員の役割等については、関連資料9及び10を参照願いたい。

なお、「定員40人以上の乳児院の家庭支援専門相談員加算の2人目分（非常勤）」と「里親支援専門相談員（常勤）」は同時に置くことができないこととするので、必要に応じ「里親支援専門相談員加算」へ切り替えることとする。

里親会については、会員相互の交流にとどまらず、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つことから、里親は里親会の活動に必ず参画するものとし、その旨、里親及びファミリーホーム養育指針等に定めることとしている。

また、関係機関の里親支援の役割を明示するため、里親支援機関事業の委託費の有無にかかわらず、里親支援機関として指定する制度を里親支援機関事業実施要綱の改正により設けるので、里親会や、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人・NPO等を里親支援機関に指定するなどにより、関係機関が連携して取組を推進する体制の整備をお願いします。

里親支援のあり方等については、別冊資料18のとおり里親委託ガイドライン等の改正を行う予定である。

#### ④ その他の留意点

次の点についても、自治体間で取組の差が大きいことから、積極的な推進をお願いします。

##### ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用である。

関連資料15は、0か月児、0歳児、1歳児の新規措置先が、乳児院であるか、里親であるかを調査したものである。北海道、愛知県、

大分県、札幌市など里親への委託割合が高い自治体がある一方、乳児院への多数の措置がありながら里親への措置がほとんど無い自治体もあるので、取組の推進をお願いする。

#### イ 乳児院から里親への措置変更の推進

乳児院の在所期間は、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%であり、比較的短期の在所が多いが、長期化を避け、里親への措置変更を検討することが望ましい。

関連資料16は、乳児院退所後の措置変更先について、里親であるか、児童養護施設であるかを調査したものである。里親への措置変更の割合が高い自治体がある一方、多数の措置変更がありながら、大部分を児童養護施設への措置変更としている自治体もある。

乳児院からの措置変更先は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いする。

#### ウ 親族里親の活用

扶養義務がある親族であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。また、扶養義務のないおじ、おばについては、施設入所を避けるために必要な場合には、養育里親として、里親手当も支給することにより、親族による養育を促進する。

親族による里親については、自治体間でも取組の差があるが、必要な場合には、活用願いたい。

### (4) 被虐待児童等への支援の充実について

虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けている。

子どもを虐待した親の中には、自分が子どもの時期にその親から虐待を受けた経験を持つ場合が少なくないと指摘されていて、このような「虐待の世代間連鎖」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある。

#### ① 乳児院の個別対応職員の全施設化

被虐待児個別対応職員については、平成13年度から順次設置対象を拡大してきたが、平成24年度から、乳幼児の全施設に配置できるように拡充し、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の全てに配置可能となった。

平成24年度の措置費の保護単価表では、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、定員10人以上の乳児院については、一般保護単価に統合する予定であるので、必ず職員の配置がされるよう、指導願いたい。

母子生活支援施設及び定員10人未満の乳児院については、引き続き加算単価とするので、配置の促進を指導願いたい。

② 一時保護委託の委託費の充実

一時保護については、平成24年度から、里親等へ一時保護した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費等相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給する。

③ 児童養護施設入所児童の情短及び児童自立支援施設の通所利用

児童養護施設入所児童のうち、児童相談所が必要と認めた児童について、平成24年度から、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所による利用を可能とする。

**（5）要保護児童の自立支援の充実について（関連資料17参照）**

児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

① 自立生活支度費等の改善

平成24年度から、就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善（特別基準の場合216,510円→268,510円）をするとともに、児童養護施設等や里親等に措置されている高校3年生について、進学や就職に役立つ資格取得や講習等のための経費として、55,000円を支給できるようにする。個々の資格や講習についての適否は、都道府県において申請書を徴して判断することとしている。

② 母子生活支援施設の入進学支度金等

母子生活支援施設の入所児童が、小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金等を児童養護施設の児童と同様に支給するなどの改善を行うこととしている。

（小学校第1学年入学児童39,500円、中学校第1学年進学児童46,100円、高等学校第1学年入学措置児童58,500円）

③ 自立援助ホームの医療費の支給

自立援助ホームについては、設置推進を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給することとしている。

④ 職業指導員の配置について

退所後の児童に対する継続的な相談援助は、これまでの家庭支援専

門相談員の業務内容に含まれているが、「社会的養護の課題と将来像」では、自立支援とアフターケアの充実のため、児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備するとしており、自立支援担当職員の配置については、今後検討することとしている。

それまでの間、既存の職業指導員を活用し、(a)児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等、(b)実習、講習等による職業指導、(c)入所児童の就職の支援、(d)退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助を行う職員とし、効果的な取組を行おうとする施設に配置できるようにするので、モデル的な取組として配置希望がある場合は、家庭福祉課に協議願いたい。

⑤ 身元保証人確保対策事業の改善

平成24年度から、申込期間（現在は施設退所後半年以内）を1年に延長し、就職時の身元保証の期間（原則3年）を最長5年まで、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間（原則3年）を最長4年まで延長可能とする。

⑥ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

昨年12月28日に、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」の通知を自治体あてに発出したところであり、18歳の年度末や、高校中途退学、中学卒業などで機械的に措置解除をするのではなく、自立生活の能力を見極めた上で、自立能力が十分でない場合は、20歳までの措置延長、高校中途退学などの際の措置継続、家庭復帰後の不調に伴う再措置等を積極的に行うべきであるので、適切な実施をお願いする。

児童養護施設の定員の充足率が高い自治体でも、里親委託の推進により施設定員に余裕を持たせ、措置延長、措置継続等を適切に実施することが必要である。

**(6) 施設運営の質の向上について（関連資料22参照）**

現状では、施設により運営の質の差が大きいことから、「社会的養護の課題と将来像」では、各種別ごとの指針を策定するとともに、第三者評価の義務化、施設長研修の義務化を行うこととした。

昨年9月の児童福祉施設最低基準の改正により、社会的養護の施設での施設長研修の義務化（平成23年9月1日施行済）及び第三者評価の義務化（平成24年4月1日施行）を行い、昨年8月末から、6つの指針ワーキンググループを設けて、指針案及び第三者評価ガイドラインの改正を検討中である。

① 施設運営指針・里親等養育指針の策定

指針については、3月末を目途に、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定する予定である。

保育所保育指針が、児童福祉施設最低基準に基づく保育の内容及び運営に関する事項を定めるものであるのに対し、社会的養護の施設等の指針は、目指すべき水準を示す指針として定めるものである。

## ② 第三者評価の義務づけ等

社会福祉事業の第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設については、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、自己評価と第三者評価の実施と結果の公表を義務付けた。

第三者評価については、3年に1回以上の受審と評価結果の公表を義務づけた。平成24年度予算では、受審費用として1回30万円を上限に措置費に算定することとしている。

第三者評価ガイドラインの改定については、「児童養護施設版」「乳児院版」「情緒障害児短期治療施設版」「児童自立支援施設版」「母子生活支援施設版」を、本年3月を目途に改定予定である。平成24年度前半を目途に、各都道府県における評価基準の改定を行うとともに、評価者の研修を行い、義務化実施の準備を行い、平成24年度後半から、評価が実施できるよう、取組をお願いする。

## ③ 施設長研修の義務化

施設長研修については、任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けている。研修は、児童自立支援施設の任用時の研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほかは、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっており、本年度は、施設関係5団体が合同で2月28日及び29日に実施する。（情緒障害児短期治療施設については、この他に2月9日に実施）

## （7）措置費交付要綱等の改正について（関連資料23、及び別冊通知案参照）

社会的養護の措置費に係る改善事項は多岐にわたるが、交付要綱及び関係通知の改正案は、別冊資料のとおりで検討中である。

事務費については、人員配置の引上げのほか、加算の新設や統合、保護単価表の定員10人ごとの刻みから5人ごとへの細分化（定員規模による不利の解消）、民間施設給与等改善費への加算対象の追加や通算勤続年数の算入対象施設の拡大などを行うこととしており、また、事業費については、単価の改善、費目の種類や経費の新設、対象施設の追加などを行うこととしており、留意をお願いする。

## 2. 児童養護施設等の整備について

### (1) 平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金の協議における整備計画の評価方針等について（別冊【ii 総務課・少子化対策企画室関係】資料8参照）

平成24年度次世代育成支援対策施設整備交付金の協議に当たっては、「社会的養護の課題と将来像」及び「子ども・子育てビジョン」を踏まえた整備計画を推進する。

#### ① 児童養護施設

児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームやファミリーホームに転換することが求められており、本体施設は小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする。

これまでは、定員規模の大きいものを優先してきたが、今後は、施設の小規模化の方針に沿って、定員の小さいものを優先する。

#### ② 乳児院

乳児院についても同様に、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする。

また、施設の小規模化の方針に沿って、定員の小さいものを優先する。

#### ③ 情緒障害児短期治療施設

情緒障害児短期治療施設は、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、平成23年度では37か所あるが、「子ども・子育てビジョン」では、平成26年度までに47か所を整備することとしている。

未設置の自治体におかれては、設置推進に努めていただくようお願いする。（関連資料25参照）

#### ④ その他

児童養護施設等の整備計画策定に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の児童等のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

### (2) 安心子ども基金の「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」等の積極的な活用について

平成23年度第4次補正予算により、安心子ども基金の積み増し・延長がなされ、「社会的養護の拡充」に関する事業についても実施期限が1年延長されることとなった。

特に、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」は、地域小規模児童養護施設、本体内及び分園型の小規模グループケア等を新たに設置する場合に、既存建物等の改修整備に必要な費用等を補助しており、児童養護施設の本体施設の小規模化・地域分散化等を進める上で、積極的に活用していただきたい。

### 3. 母子家庭等自立支援対策について

#### (1) 母子家庭等の自立支援対策の推進について（関連資料32参照）

母子家庭等に対する自立支援施策については、「子育てと生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱により、総合的な支援を推進しているが、経済的自立を可能とするため、就業支援が特に重要であり、様々なメニューを実施している。

ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、効果的な実施に努めていただきたい。

また、母子家庭等の自立を促進するためには、住民に身近な地方自治体等において、母子家庭等がどのような支援が利用可能なのかについて、多くの情報を得られることが実際の支援に結びつけていく上で大変重要である。

このため、児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口や離婚届を提出する戸籍窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められたい。

#### (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について（関連資料33参照）

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているが、自治体間で実施状況に差があるので、積極的な取組をお願いする。

ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、実施施策も含め広報等を行い、効果的な実施に努めていただきたい。

##### ① 母子家庭等就業・自立支援事業（関連資料35参照）

###### ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てで事業が実施されているが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況には、各自治体により差があるので、取組の推進をお願いする。

また、「就業支援事業」及び「母子家庭等地域生活支援事業」については、平日に加え土日に関所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能

となるよう、きめ細かな支援体制を整備していただきたい。

#### イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域で就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。平成22年度には、20市で実施されているが、都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

#### ② 母子自立支援プログラム策定等事業（関連資料36参照）

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業は、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するもので、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であり、未実施の自治体は積極的に取り組むようお願いする。

#### ③ 高等技能訓練促進費等事業（関連資料38参照）

高等技能訓練促進費等事業は、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のために支給している。

この事業は本来、修業期間の後半2分の1を支給対象期間とするものであるが、平成21年度の緊急経済対策の補正予算により、安心こども基金を活用して、平成23年度までの入学者に対し、支給額を月額10万3千円から14万1千円（住民税課税世帯は月額51,500円から70,500円）に引き上げるとともに、支給対象期間を修業全期間に拡大した。

安心こども基金は平成23年度末までが設置期限であったが、平成23年度第4次補正予算で基金の積み増し・延長を行い、平成24年度の入学者について、修業全期間（上限3年）を支給対象とする措置を継続することとした。支給額は、求職者支援制度（職業訓練受講給付金）と同額の月額10万円としている。（住民税課税世帯は70,500円）

支給対象資格のうち介護福祉士、保育士の2年コースは求職者支援制度の対象であることから、まずはその活用を検討していただくとともに、通信制の養成機関については、通学生を原則とする観点から、特にやむを得ない場合に限ることとしているので、適切な取扱いを

お願いする。

修業期間が4年間の場合には、3年間は高等技能訓練促進給付金を適用した上で、4年目に母子福祉資金の生活資金の貸付けを活用するなどの対応をお願いする。

なお、平成23年度までの入学者については、従前のおり、14万1千円（住民税非課税世帯の場合）を適用し、4年間の修業期間の場合も修業全期間について支給対象とする。

本事業を活用して資格を取得した場合、正規雇用に結びつく割合が極めて高いことから、各自治体におかれては、適切な実施をお願いしたい。

④ ひとり親家庭等の在宅就業支援事業（関連資料39参照）

在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体（都道府県及び市区）に対して助成を行い、普及促進を図っている。

現在、38都道府県市区で実施中又は実施予定である（平成24年1月現在）。平成23年度第4次補正予算での安心こども基金の延長により、この事業の実施期間を平成24年度までに延長し、平成24年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成26年度末まで助成対象としている。また、平成24年度までは、更に新規の開始も可能である。

⑤ 母子福祉団体及びこれに準ずる者に対する事業発注について（関連資料40参照）

母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令により随意契約によることができることとされている。

平成23年12月に同施行令が改正され、地方自治体が随意契約により契約を締結することができる者の範囲が拡大され、これまでの母子福祉団体に加え、新たに「これに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」が追加された。

この改正により、新たに随意契約の方法により契約を締結することができる者として普通地方公共団体の長の認定の対象となることが想定される者は、「令第167条の2第1項第3号に規定された母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体には該当しないが、実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者」等であるとされている。

このことを踏まえ、母子福祉団体及びこれに準ずる者に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

⑥ その他の安心こども基金の積み増し・延長の対象事業について

平成23年度第4次補正予算による安心こども基金の積み増し・延長の対象となる就業支援関係事業は、高等技能訓練促進費等事業、在宅就業支援事業のほか、以下のとおりであるので、積極的な活用をお願いします。

ア 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業  
(関連資料41参照)

イ 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(関連資料42参照)

ウ 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(関連資料43参照)

エ 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(関連資料44参照)

⑦ 母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等での職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑧ 労働関係施策について

就業支援対策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されている。こうした機関とも積極的な連携が図られるようお願いする。

ア 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業)

自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数及び事業目標等を明記した協定を締結して、当該者の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を平成23年度より実施している。

平成24年度においては、ジョブ・カード等を活用したキャリアカウンセリングの積極的な実施や、就職後一定期間経過後(3ヶ月及び6ヶ月を予定)にフォローアップを実施する等の強化・拡充を図っている。

各自治体におかれては、福祉及び労働主管部局、福祉事務所と都道府県労働局・ハローワークがどのような支援を連携して行う必要があるか検討いただき、実効性のある協定の策定・締結にご理解・ご協力いただくとともに、当該協定に基づく就労支援の実施につい

てご協力をお願いする。

#### イ マザーズハローワーク事業

母子家庭も含めた子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク（平成23年12月末現在168か所。マザーズサロンを含む）及びマザーズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

#### ウ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練の推進、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

#### エ 求職者支援制度

新たな雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活支援のための給付等を行う求職者支援制度を平成23年10月から実施している。

#### オ 均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設について

有期契約労働者やパートタイム労働者を対象とした正社員への転換制度や短時間正社員制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた場合に「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を支給している。

なお、正社員転換制度や短時間正社員制度の対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働

局雇用均等室と連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

### (3) 養育費確保策の推進等について

#### ① 養育費の確保について

平成23年6月に公布された民法改正法では、協議離婚において定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費の支払や親子の面会交流が明示されたところであり、衆・参議院の附帯決議でも、養育費支払や面会交流の履行確保のために必要な措置を講じることとされた。

養育費を受給している割合は、離婚した母子家庭のうちの約19%に過ぎないが、養育費は子どもが心身ともに健やかに育成される上で大切なものであることから、養育費の取り決めやその支払を促進していくことが重要である。

養育費相談支援センターによる相談・研修の活用や、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員の配置等により、養育費の履行確保に向けた取組の推進をお願いする。(関連資料46参照)

#### ② 面会交流の支援について

また、面会交流については、子の健やかな育ちを確保する上で有意義であるとともに、養育費を支払う意欲につながるものであり、離婚後も適切な親子の面会交流が行われることが重要である。

このため、平成24年度より新規事業として「面会交流支援事業」を行うこととしている。(母子家庭等就業・自立支援事業の中の母子家庭等地域生活支援等事業の新規メニューとして実施。)この事業は、面会交流支援員を配置し、児童扶養手当受給者相当の非監護親等を対象に、取り決めのある面会交流の事前相談、支援内容の決定・援助などの支援活動に必要な経費について補助を行うものである。(関連資料47参照)

なお、本事業は、専門知識や実務経験等を有する外部団体等への委託も可能としているため、地方自治体におかれては積極的な取組をお願いしたい。

#### ③ 周知の取組について

今回の民法の一部改正法において、養育費の支払いと親子の面会交流が明示されたが、離婚母子世帯における養育費の状況は、取り決めをしているが38.8%、現在も養育費を受けているが19.0%であり、養育費の確保や面会交流の実施には、まずは、当事者で取り決めをしていただくことが重要である。このため、法務省において、厚

生労働省、最高裁判所と連携して、養育費や面会交流の取り決めに促すためのリーフレットを作成することとしている。このリーフレットは、養育費の取り決めや面会交流の取り決めに紹介するものを始め、3種類があるが、今後、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口などでの配付をお願いしたいと考えており、地方自治体におかれては、ご協力とリーフレットの積極的な活用をお願いしたい。(関連資料48参照)

また、養育費については、養育費相談支援センターのホームページ(<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>)についても、リーフレットに掲載しているところであり、併せて積極的に周知していただきたい。本ホームページでは、周知に活用できるよう印刷可能なパンフレットも掲載しているため、母子家庭等就業・自立支援センターや母子家庭施策等の窓口等で配布するなどにもご活用いただきたい。なお、養育費相談支援センターより希望する地方自治体に対し、パンフレットの印刷物を送付することも可能であるので、お問い合わせいただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にその旨周知いただきたい。

なお、今般、離婚届の届書の標準様式が改められ、養育費や面会交流の取り決めのチェック欄が設けられたので、ご承知おき願いたい。

#### (4) 子育て・生活支援対策の推進について

##### ① 学習ボランティア事業について(関連資料49参照)

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要となっている。

このため、平成24年度より新規事業として、ひとり親家庭に大学生などのボランティアを派遣し、児童等の学習支援や進学相談に応じる「学習ボランティア事業」を行うこととしている。この事業は、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みにより、児童等の学習を支援する経費(1事業当たり458万円(年額))について補助を行うものである。

##### ② 保育所の優先入所等について

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」(平成15年3月31日雇児発第0331011号)においても、

ア ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと

イ 都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること

ウ ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては最優先的に取り扱うこと

エ ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと

をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や求職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いします。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところであるので、改めてご了解いただきたい。

なお、都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。

### ③ 子育て短期支援事業について

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる（ショートステイ事業）、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる（トワイライトステイ事業）ものである。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）において、ショートステイ事業は870か所、トワイライトステイ事業は410か所を平成26年度の目標としているところであるので、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的な実施が図られるとともに、ひとり親家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いします。

## （5）児童扶養手当について

### ① 平成24年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなって

いる。平成24年度の児童扶養手当額は、平成23年の消費者物価指数が平成22年の指数を0.3%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなるので、管内市区町村への周知方お願いする。

・ 手当額（月額）（△0.3%）			
	（平成23年度）		（平成24年4月～）
全部支給	41,550円	→	41,430円
一部支給	41,540円	→	41,420円
	～9,810円		～9,780円

これを確定する児童扶養手当法施行令等の改正は、本年度末の予定であるので、随時情報提供をする。

② 特例水準の解消について

物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%分の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。

具体的には、平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年10月から△0.6%、25年度△0.6%、26年度△0.5%とするものであり、このため「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

児童扶養手当の手当額は、これまで年金と連動して、同じスライド措置が採られてきたが、これは、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となってひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。

なお、年金の特例分が2.5%であるのに対し、児童扶養手当では1.7%である理由は、児童扶養手当では手当の本来水準が物価のみに応じ改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっていることによる。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度（19年度、21年度）に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。

法案が成立すれば、平成24年10月分が支払われる12月の支払いから更に0.6%引き下がるものであり、今後、必要な情報提供をしていきたい。

（関連資料50参照）

- ・ 手当額（月額） ※法案が成立した場合、平成24年10月以降は△0.6%  
（平成24年10月～）

全部支給	41,180円
一部支給	41,170円 ～9,720円

③ 支給要件について

配偶者からの暴力（DV）被害者に対する児童扶養手当の支給については、これまで父又は母が引き続き1年以上遺棄していることを要件としていたが、新たに裁判所の保護命令が発令される等の要件により、1年以上の期間の経過を待たずに支給できるようにするため、必要な政令改正を検討している。

詳細については、別途御連絡する。

④ 児童扶養手当一部支給停止について

児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置適用除外の事務については、これまで、5年等満了月を迎える受給資格者は、5年等満了時に適用除外事由届出書等を提出するとともに、現況届提出時（8月）にも適用除外事由届出書等の提出が必要であり、数ヵ月に何度も市町村に手続きをしなければならず負担が大きいため改善を求める要望があった。

このため、5年等満了時の適用除外事由届出書等の提出について、来年度から現況届提出時（8月）に前倒しして提出できる取扱いとする見直しを検討している。

詳細については、別途御連絡する。

⑤ 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているが、児童扶養手当の認定等の際の手續に当たっては、下記の事項に留意のうえ、適切な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付けること。また、支給要件に関しては、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ 基礎年金や厚生年金など公的年金給付（老齢福祉年金を除く。）を受けることができる場合には、児童扶養手当を支給しないこととしているため、公的年金給付の受給の可否については、適宜、年金

事務所等に照会すること。

- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。
- ・ 一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請受付や現況届提出等の際、養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、就労支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等、必要な支援を行うこと。

## (6) 母子寡婦福祉貸付金について

### ① 母子寡婦福祉資金の貸付けについて

母子寡婦福祉資金の貸付けについては、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ本制度の趣旨を踏まえ、貸付の際には適正な償還計画の作成や貸付内容等の適正な審査を実施するとともに、償還率の向上にも努めていただきたい。(関連資料51参照)

### ② 平成24年度の国庫貸付について

平成24年度の国庫貸付申請に係る協議に当たっては、貸し付け等の状況を踏まえて協議額を精査して、適切な協議をお願いする。

なお、平成24年度の国庫貸付に当たっては、通常分と震災影響分を区分した執行となり、都道府県等における年度途中の貸付状況を把握させていただき、その状況を踏まえつつ、複数回に分けて国庫貸付の内示を行う予定である。

### ③ 母子寡婦福祉貸付金の復旧・復興分について

平成24年度では、通常予算とは別に、東日本大震災の影響を受けた母子家庭等の経済的支援を図るため、母子寡婦福祉貸付金の復旧・復興分予算(8億円)を復興庁に一括計上した。

震災により母子家庭になった方や被災により失業・休業している方以外にも、被災により収入が減少した方や被災した親族の支援が必要な方、被災地における事業において新たな業務開拓を希望する方など、直接的な理由か間接的な理由かを問わず、震災の影響を受けた方に対する貸付は、震災影響分として復旧・復興分予算により貸付けを行っていただくようお願いする。

また、震災影響分の貸付けについては、別途、執行状況の把握が求められていることから、各地方自治体におかれては、執行の適正な管理・把握及び国への報告について、ご協力をお願いしたい。

なお、震災影響分の執行の事務手続に関しては、追ってご連絡させていただくこととしている。

## 4. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について (関連資料52～56参照)

### (1) 婦人保護事業の充実について

#### ① 婦人保護施設入所者への支援の充実

##### ア 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について

婦人保護施設において、施設入所者が退所前の一定期間、施設付近の住宅で生活することで、地域社会や地域生活等を体験し、退所後の地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行う地域生活移行支援については、別冊資料38のとおりである。

また、当該経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知)により施設在籍者と同様に補助対象とするとともに、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、当該通知により補助対象とするので、その取扱いについてよろしくお願いしたい。

##### イ 入進学支度金について

平成24年度より、婦人保護施設について、母子生活支援施設と同様に、同伴する児童が小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合に入進学支度金を支給する。(小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円)

#### ② 恋人からの暴力被害者への一時保護委託の対象拡大

恋人からの暴力被害者については、従来より婦人相談所での一時保護や婦人保護施設への入所措置については、対象としてきたところであるが、平成23年4月より、母子生活支援施設等への一時保護委託についても、対象とすることとした。

#### ③ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る支援体制の確保

婦人保護事業の対象となる妊娠中の単身女性については、婦人保護施設での一貫した妊娠・出産・子育てが可能であるが、それが困難な場合には、DV被害者については、これまでも、都道府県の婦人相談

所が一時保護の委託契約を締結している母子生活支援施設に、当該単身女性の一時保護を委託することができる取扱いとしていた。さらに、平成23年7月からは、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」（平成23年3月31日付雇児発0331第20号雇用均等・児童家庭局長通知）を改正し、DV被害者に限らず、支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦は、母子生活支援施設等に一時保護委託ができるようにしたところである。

出産後、一時保護委託を終了し、福祉事務所が引き続いて母子保護の実施を行うことにより、そのまま同じ母子生活支援施設に入所することも可能であるので、婦人相談所においては、一時保護の委託契約施設として母子生活支援施設の活用を検討するなど、こうした困難な状況に置かれた妊産婦の支援について、福祉事務所、助産施設、医療機関、保健所・保健センター、児童相談所等との連携を密にし、当該単身女性及び出産後の同伴児童への適切な保護が行われるようお願いする。

#### ④ 婦人相談所等指導員研修

今年度より、厚生労働省主催による婦人相談所等指導的職員研修を開催し、昨年12月14日及び15日の2日間にかけて、国立保健医療科学院において31名の参加により実施した。

平成24年度は、12月12日から14日までの3日間にかけて、30名の定員により実施する予定としているため、関係職員の積極的な参加をお願いしたい。

## （2）人身取引被害女性の保護について

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を含め、婦人相談所等において308名（平成13～22年度）の保護が行われてきた。（関連資料56参照）

人身取引被害者の適切な保護・支援に当たっては、「人身取引事案取扱方法（被害者の保護に関する措置）について」（平成23年7月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、特に被害者の滞在中長期化した場合の保護について、適切な対応に一層努めていただきたい。併せて、被害者を保護した場合はもちろん、日頃より、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関との情報交換会や研修会など緊密な連携を図りながら、被害者の立場に立った適切な保護支援をお願いしたい。

## （3）婦人保護長期入所施設への入所について

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所

型の婦人保護施設であり、知的障害や精神障害のある要保護女子を入所対象者として受け入れている。

今般、その運営について定めている「婦人保護長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日、厚生省社会局長通知）を、現在の運営状況等を踏まえ見直すとともに、費用負担ルールについても見直すこととしている。（別冊資料39参照）

本施設は、これまで、他の婦人保護施設での保護及び自立支援が難しい要保護女子のニーズに応じてきたものであり、現在、新規入所を受け付けているので、婦人相談所及び婦人保護施設の所管課におかれては、活用いただきたい。

なお、当該所管が男女共同参画主管課になる場合には、会議資料について、男女共同参画主管課にお渡しいただくようお願いする。



[家庭福祉課・母子家庭等自立支援室：関連資料]



# 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	
	養育里親	専門里親				養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	ホーム数
区分	養育里親	専門里親	7,669世帯	2,971世帯	3,876人	ホーム数	145か所
(里親は重複登録有り)	養子縁組里親	親族里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人	委託児童数	497人
			572世帯	155世帯	172人		
			1,840世帯	201世帯	179人		
			367世帯	359世帯	532人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	129か所	585か所	37か所	58か所	261か所	82か所
定員	3,778人	34,522人	1,664人	4,024人	5,404世帯	504人
現員	2,963人	29,114人	1,178人	1,548人	3,850世帯 児童6,015人	310人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	329人

小規模グループケア	650か所
地域小規模児童養護施設	221か所

※定員、現員、里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)

(うち福島県分については家庭福祉課調べ)

※施設数、ホーム数、小規模グループケア等のか所数は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員等は、家庭福祉課調べ(平成23年3月1日現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

# 社会的養護の充実

○平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置して、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、できるものからすぐに実施するとともに、同年7月に、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。

○これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

## 平成23年の主な実施事項

- 4月**
- ・ 当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）
  - ・ 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（同上）
  - ・ 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮訳を作成周知（同上）

- 6月**
- ・ 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日）

- 7月**
- ・ 子どもシエルトーに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）
  - ・ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備の通知（7月27日）

- 8月末～**
- ・ 5種類の施設運営指針及び里親等養育指針の策定、第三者評価ガイドラインの改正、里親支援の充実について、6つのワーキングによる検討を開始

- 9月**
- ・ 社会的養護の課題と将来像に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
    - ・ 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
    - ・ 社会的養護の施設の第三者評価の義務化
    - ・ 親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
    - ・ 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し

- 10月**
- ・ 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給
  - ・ 児童福祉施設最低基準の条例委任化の基準の策定（10月7日公布）

- 12月**
- ・ 措置延長の積極的活用、措置継続、再措置等の実施の通知（12月28日）

## 平成24年の当面の予定

- 2月**
- ・ 施設長研修の第1回実施（5種別合同2/28,29、情短2/9,10）

- 3月末**
- ・ 施設運営指針及び里親等養育指針の策定
    - ・ 社会的養護の第三者評価基準のガイドラインの改定
    - ・ 里親委託ガイドライン等の改正（里親支援等関係）
    - ・ ファミリーホームの要件の明確化

- 4月～**
- ・ 平成24年度予算事項の実施
    - ・ 人員配置の引上げ
    - ・ 家庭的養護の推進
    - ・ 里親委託・里親支援の推進
    - ・ 被虐待児童等のケアの充実
    - ・ 自立支援の充実
  - ・ 第三者評価の義務化の施行
  - ・ 児童虐待防止等のための親権制度改正の施行（民法及び児童福祉法）

# 社会的養護の平成24年度予算事項

## (1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

○社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年(児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年)に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。(改善内容は別紙)

## (2) 施設における家庭的養護の推進

- 施設の小規模化の推進： 施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する。
- ・小規模グループケア(713か所→743か所) ※23年10月実績650か所
  - ・地域小規模児童養護施設(210か所→240か所)
  - ・全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置(160か所→743か所)

○グループホーム等の賃貸料の算定： 施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合には、建物の賃貸料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定する。

## (3) 里親支援等の推進

- 里親支援専門相談員の配置： 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置。
- ファミリーホームの賃貸料の算定： 里親委託を推進するため、賃貸物件を活用し実施する場合には、建物の賃貸料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定。
- 里親支援機関連事業の推進： 里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関連事業を推進する。
- 調査研究事業の実施： 里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取り組みの向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関連事業を対象に調査・研究を行う。

#### (4) 被虐待児等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大：虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 乳児院の被虐待児個別対応職員の全施設化：虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院の被虐待児個別対応職員を全施設に配置。
- 一時保護の充実：里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給。
- 児童家庭支援センターの推進：相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進とともに、心理療法担当職員の配置を推進
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大：  
民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設での勤務経験を追加する。看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できることにする。
- 児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等(通所部)利用  
児童養護施設の入所児童について、必要な場合に、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部の利用を可能とする。

#### (5) 要保護児童の自立支援の充実

- 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善：  
児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）。
- 自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善：  
児童養護施設等や里親等の措置児童の自立支援のため、就職や進学に役立つ資格取得等の経費を支給（55,000円）。
- 母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設：  
母子生活支援施設の入所児童に対し、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に進学した場合の入進学等支度金等を支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）。
- 自立援助ホームの設置推進等：自立援助ホームの設置推進(93か所→115か所)を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

#### (6) 施設運営の質の向上

- 第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定：施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定（1回30万円を限度）する。

# 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準（従うべき基準）の改正は平成25年4月までに施行予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: 1.7:1 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: 5.5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせ て概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1.7:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: 1.6:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせ て概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 5:1 10:1	児童指導員・保育士 心理療法担当職員 4.5:1 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 4.5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 20世帯未満1人 20世帯以上2人 少年指導員 20世帯未満1人 20世帯以上2人	母子支援員 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 少年指導員 20世帯未満1人 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人	昭和57年

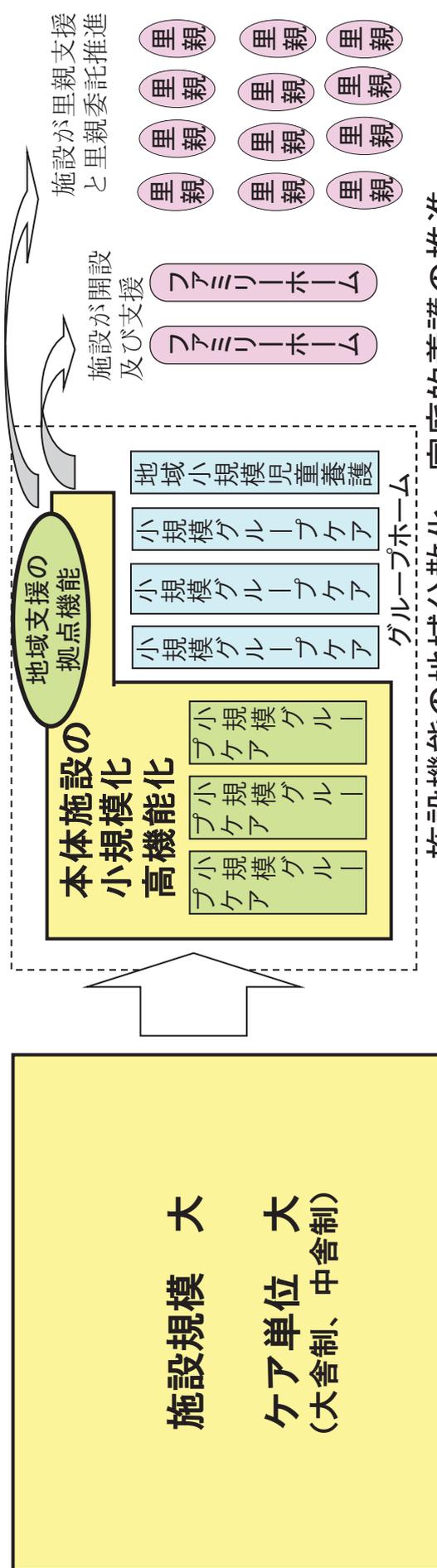
# 児童養護施設の小規模化と地域分散化、高機能化

児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

## ①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

## ②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化



## 施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

- できる施設から順次進め、着実に推進。
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
- 小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
  - 平成24年度から、基本配置を引上げ(6:1→5:1)、管理宿直等職員加算を全小規模グループごとに適用
- グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
  - 平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定 (月10万円)
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

# 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員1000人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

## ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

	寮舎の形態			小規模ケアの形態		
	大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	212	111	55
	%	75.8	19.5	43.4	22.7	11.3
舎数	476	220	444	212	116	98
一舎あたり 定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99
一舎あたり 在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81
職員一人あたり 児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

## ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総数	585 (100%)

家庭福祉課調べ

(平成23年10月1日)

# 施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

## より家庭的な養育環境

### 児童養護施設

大舎(20人以上)  
中舎(13～19人)  
小舎(12人以下)

1歳～18歳未満(必要な場合0歳～20歳未満)

職員は施設長等のほか  
就学児童6:1  
3歳以上4:1  
3歳未満2:1

585か所  
定員34,522人  
現員29,114人

### 小規模グループケア (本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6～8人  
(乳児院は4～6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所  
→26年度目標800か所  
(乳児院等を含む)

### 地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人  
職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所  
→26年度目標300か所

### 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5～6人  
養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所  
→26年度目標140か所  
→将来像1000か所

### 里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護  
児童4人まで

登録里親数 7,669世帯  
〔うち養育里親 6,121世帯  
専門里親 572世帯  
養子縁組里親 1,840世帯  
親族里親 367世帯〕

委託里親数 2,971世帯  
委託児童数 3,876人  
→26年度目標  
養育里親登録8,000世帯  
専門里親登録 800世帯

### 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所  
定員3,778人、現員2,963人

里親等委託率

＝  $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

23年3月末 12.0%  
→26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)  
養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度822か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。  
定員、現員、里親についての全国計は、平成23年3月末福祉行政報告例。

# 里親支援の体制の充実方策について

## (1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2)里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

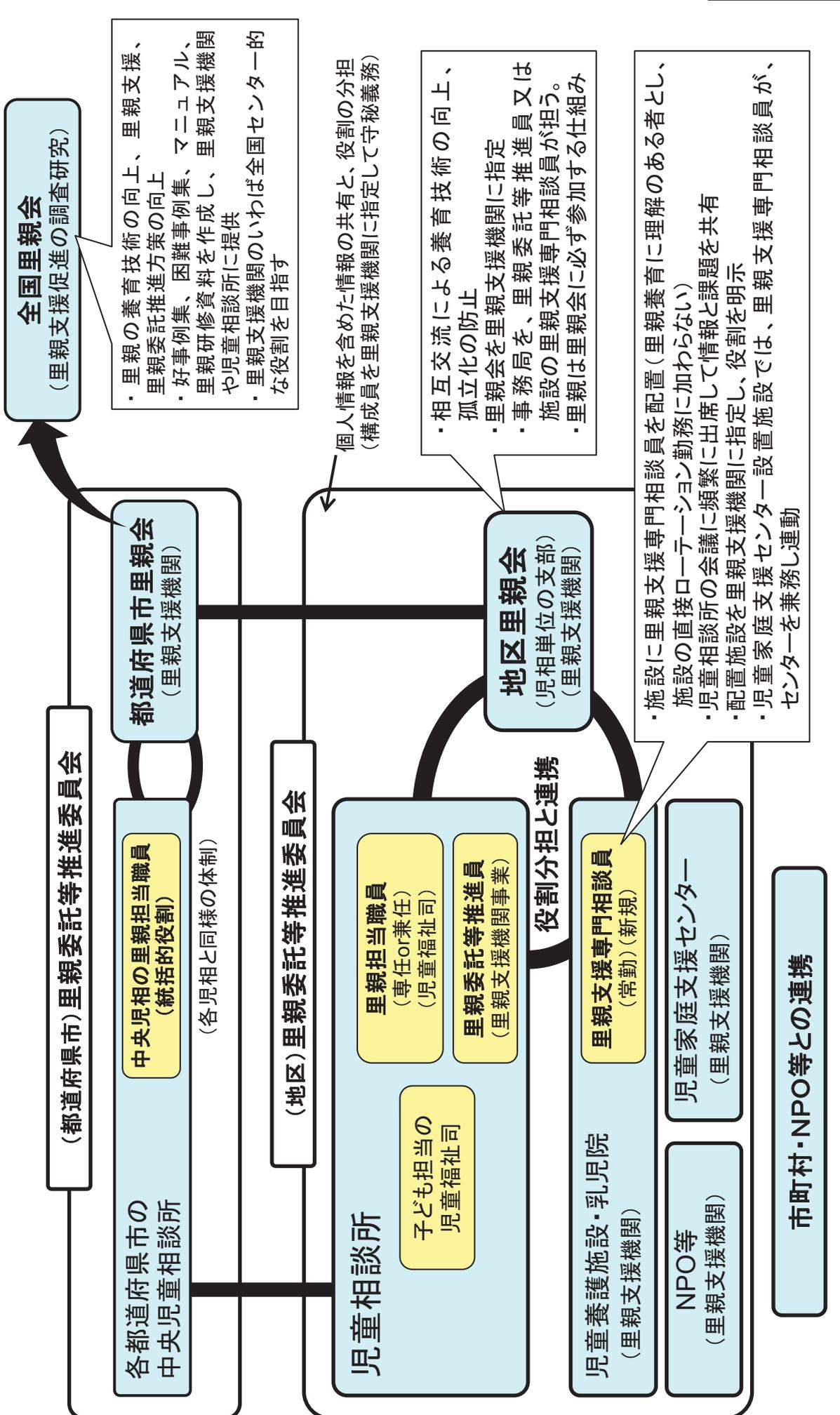
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数、委託後の経過年数等に応じて設定  
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合には、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト(里親の休養のための一時預かり)

### (2)(1)を realization するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員(23年度:206児相中117か所)
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員(平成24年度新規)
  - 定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的な会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

# 里親支援の体制整備のイメージ

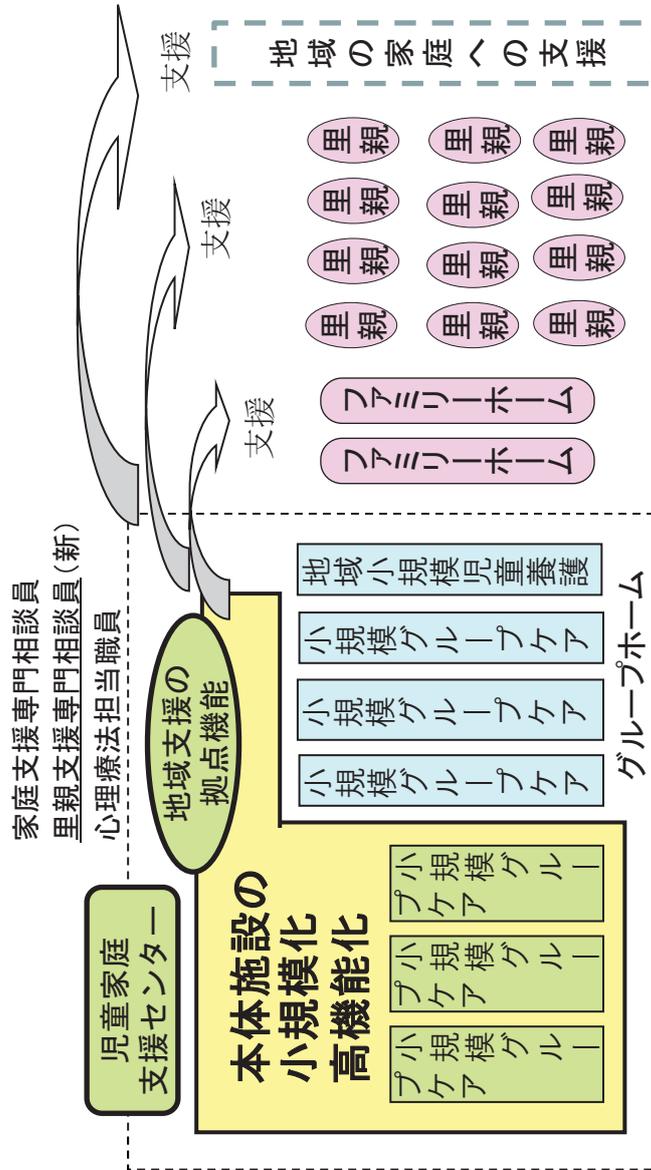
○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



# 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）について

- 〔趣旨〕 ・施設に地域支援の拠点機能を果たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人材〕 ・社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持つ人
- ・実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役割〕 ・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）
- 〔活動〕 ・里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
- ・児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
- ・児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置付け〕 ・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
- ・児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

## 施設の地域支援機能の充実と家庭的養護の推進



# 都道府県別の里親等委託率の差

## ①47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

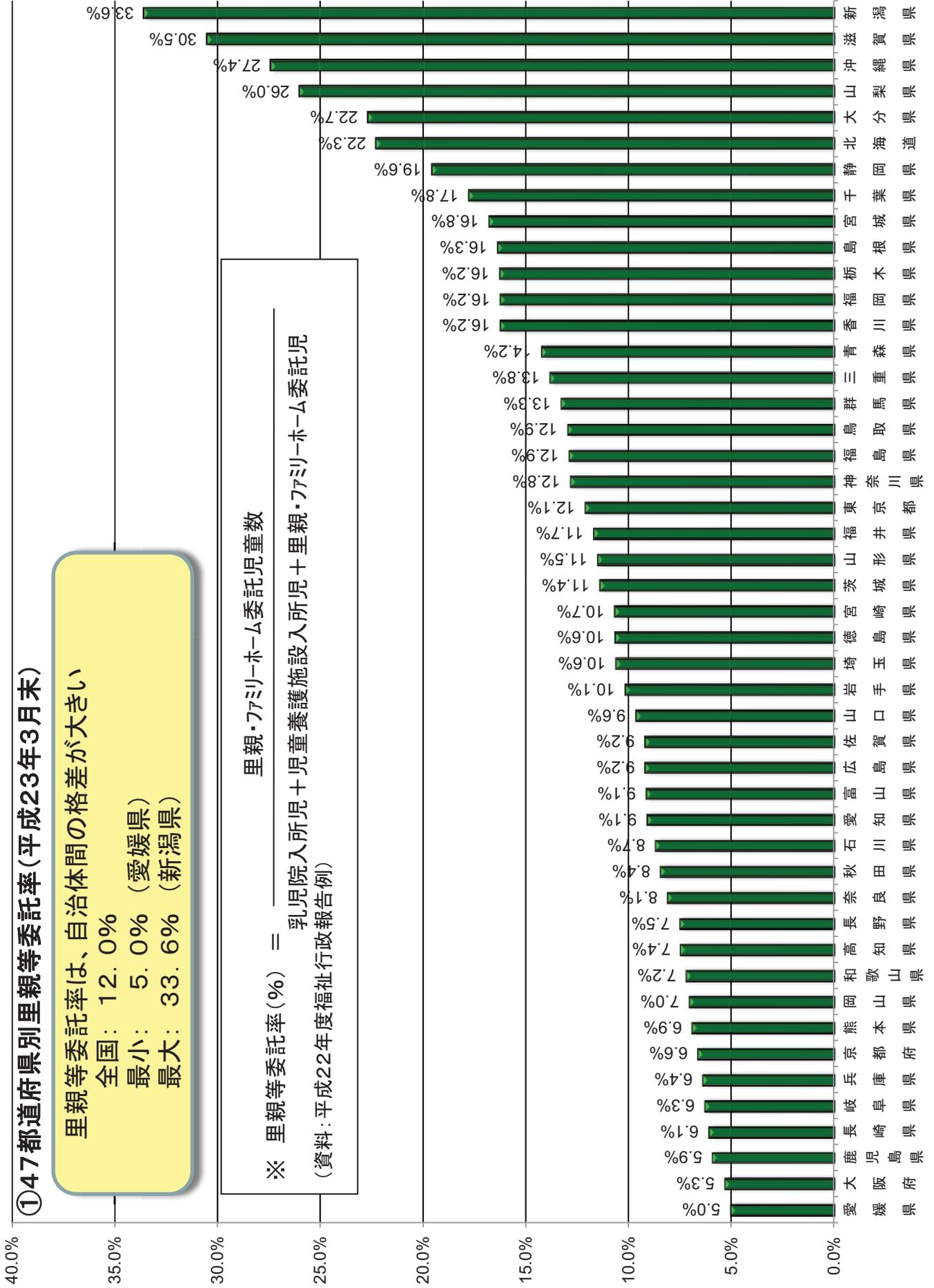
全国: 12.0%

最小: 5.0% (愛媛県)

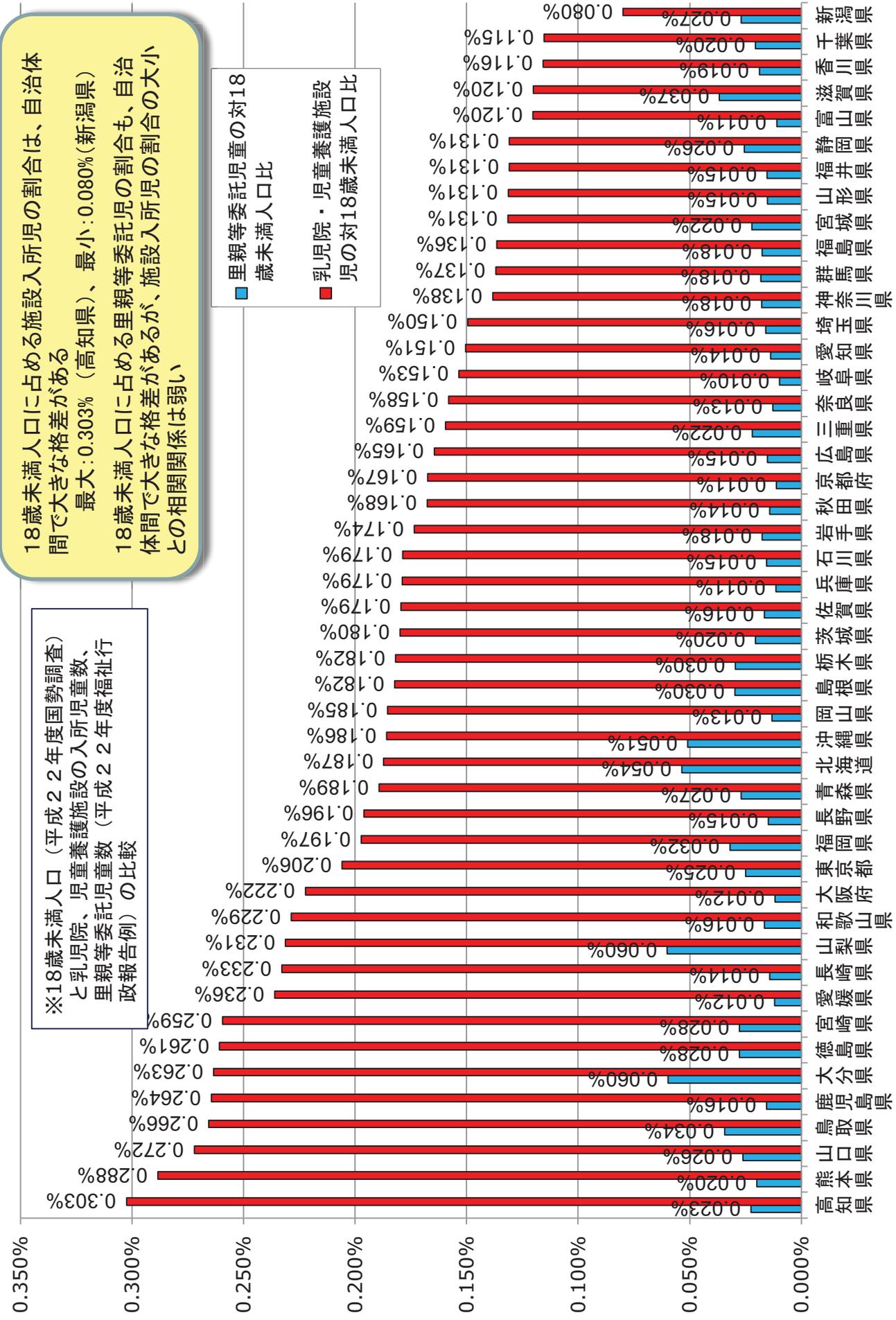
最大: 33.6% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) =  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児十児童養護施設入所児十里親・ファミリーホーム委託児}}$

(資料:平成22年度福祉行政報告例)



## ②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



# 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

- 最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

	増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
		平成16年度末	平成22年度末
1 福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2 大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3 宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4 福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5 滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6 香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7 静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% (静岡市・浜松市分を含む)
8 栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9 山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10 佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

## 里親支援機関事業の実施状況（平成23年度）

事業種別	直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市)	普及啓発	27	12	5	1	2	0	7
	養育里親研修	29	9	4	4	6	0	6
	専門里親研修	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託支援等	13	5	2	1	2	0	3
	訪問支援	15	1	5	3	2	0	4
	相互交流	37	23	5	1	2	0	6
実施自治体・受託機関数	62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ（平成23年4月）

## 平成22年度 里親支援機関事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	事業種別	里親支援機関事業（か所）					
		里親制度普及促進事業			里親委託推進・支援等事業		
		普及啓発	養育里親研修	専門里親研修	里親委託支援等	里親家庭への訪問支援	里親による相互交流
1	北海道	8	8	1			
2	青森県	1	2	1	1	1	1
3	岩手県						
4	宮城県	1	1	1	1	1	1
5	秋田県						1
6	山形県	1	1	1	1	1	1
7	福島県	4	4		4	4	
8	茨城県	1	1	1	1		1
9	栃木県	4	1	1	4	3	
10	群馬県						
11	埼玉県	1	1	1			
12	千葉県						
13	東京都	1	1	1	1	1	1
14	神奈川県						
15	新潟県	1	1	1			
16	富山県	1	1	1	1	1	1
17	石川県	1	1	1			
18	福井県						
19	山梨県	1	1	1	1	1	1
20	長野県	6	5	1			
21	岐阜県	5	1	1	1	2	5
22	静岡県						
23	愛知県	10	1	1	2	10	10
24	三重県		1	1	1	1	1
25	滋賀県	1	1	1	1	1	1
26	京都府		3				
27	大阪府	1	1	1	2	2	2
28	兵庫県	1	1	2			
29	奈良県	1	2	2	1	1	1
30	和歌山県	1	1	1	1	1	1
31	鳥取県	1	3	1	1		2
32	島根県	1	4	1			
33	岡山県	1	1	1	1		1
34	広島県		1	3	3	3	3
35	山口県	1	1	1	1	1	1
36	徳島県						
37	香川県	1	1	1	1	2	1
38	愛媛県		3				
39	高知県	2	2	1			
40	福岡県	1	1	1			
41	佐賀県						
42	長崎県		2	2			
43	熊本県	1	1	1	1	1	1
44	大分県	1	1	1	1	1	1
45	宮崎県	1	1	1			
46	鹿児島県						
47	沖縄県	1	1	1	2	2	5
48	札幌市						
49	仙台市	1	1	1			
50	さいたま市						
51	千葉市		1				
52	横浜市						
53	川崎市	1	1	1	1	1	1
54	相模原市				1	1	1
55	新潟市						
56	静岡市	1	1	1	1	1	1
57	浜松市						
58	名古屋市	1	2	1	1	1	1
59	京都市						
60	大阪市	1	1	1	1	1	4
61	堺市	1	1		1	1	1
62	神戸市	1	1	1	1	1	1
63	岡山市	1	1	1	1	1	1
64	広島市	1	1		1	1	1
65	北九州市	1	1	1	1	1	1
66	福岡市	1	1	1			1
79	横須賀市						
81	金沢市						
103	熊本市	1	1	1	1	1	1
	合計	76	78	49	46	52	59

新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成22年度）

（家庭福祉課調べ）

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	6	11	2	7	24	11
青森県	2	3	1	0	0	0
岩手県	5	8	3	0	1	0
宮城県	2	6	3	0	1	1
秋田県	2	4	3	0	0	0
山形県	2	9	1	0	0	0
福島県	5	6	3	1	3	7
茨城県	8	19	5	1	0	0
栃木県	8	11	5	0	2	2
群馬県	4	7	11	0	0	3
埼玉県	31	50	37	0	4	9
千葉県	12	25	6	0	6	14
東京都	70	172	122	0	0	13
神奈川県	2	8	12	0	5	4
新潟県	2	4	0	0	3	2
富山県	5	8	6	0	0	1
石川県	2	5	0	0	0	0
福井県	6	2	1	0	0	0
山梨県	0	1	1	0	3	8
長野県	5	16	5	1	1	2
岐阜県	5	9	0	1	0	2
静岡県	5	20	6	0	2	0
愛知県	10	18	25	9	5	2
三重県	5	17	5	0	0	0
滋賀県	2	5	5	0	0	3
京都府	0	1	3	0	1	0
大阪府	20	38	39	3	1	2
兵庫県	3	11	10	0	0	0
奈良県	3	9	8	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	9	2	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	22	16	0	1	0
広島県	1	3	0	0	0	0
山口県	5	6	6	0	3	2

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	0	16	3	0	0	0
香川県	2	3	1	0	0	0
愛媛県	1	13	3	0	0	0
高知県	5	11	4	0	0	0
福岡県	14	28	19	0	1	1
佐賀県	5	4	3	0	0	0
長崎県	2	5	2	0	0	0
熊本県	1	8	3	0	0	3
大分県	5	16	5	5	10	4
宮崎県	4	12	4	0	0	0
鹿児島県	10	5	2	0	2	1
沖縄県	5	17	1	1	3	1
札幌市	8	14	3	7	5	6
仙台市	7	8	3	0	0	0
さいたま市	5	14	4	0	2	1
千葉市	1	5	1	0	0	1
横浜市	9	33	11	0	0	2
川崎市	3	11	13	0	0	2
相模原市	2	6	2	0	0	0
新潟市	0	1	0	1	2	0
静岡市	2	14	3	1	3	1
浜松市	5	0	2	1	3	1
名古屋市	10	20	15	1	1	3
京都市	6	8	10	0	1	0
大阪市	19	62	43	0	3	5
堺市	3	13	12	0	0	0
神戸市	6	3	4	0	0	0
岡山市	0	5	5	0	0	0
広島市	0	0	0	1	0	2
北九州市	3	12	9	0	0	1
福岡市	7	23	5	0	3	2
横須賀市	0	2	1	0	0	0
金沢市	4	2	3	0	0	0
熊本市	9	7	9	0	0	2
合計	408	944	560	41	105	127

乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成22年度）（単位：人、%）（家庭福祉課調べ）

	乳児院からの措置変更児童数				乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数				
	里親へ		児童養護施設へ			里親へ		児童養護施設へ		
	児童数	割合	児童数	割合		児童数	割合	児童数	割合	
北海道	7	0	2	100.0%	3	9	1	88.9%	0	
青森県	11	2	6	75.0%	0	3	0	100.0%	1	
岩手県	17	4	4	50.0%	0	11	0	100.0%	0	
宮城県	0	0	0	0.0%	0	8	0	100.0%	0	
秋田県	10	5	4	44.4%	1	23	4	78.9%	4	
山形県	2	4	4	50.0%	1	9	3	62.5%	1	
福島県	5	6	3	33.3%	0	11	1	90.0%	1	
茨城県	22	4	21	84.0%	0	5	2	33.3%	2	
栃木県	14	6	10	62.5%	0	12	4	66.7%	0	
群馬県	7	5	8	61.5%	0	7	1	14.3%	0	
埼玉県	79	25	57	69.5%	1	18	4	76.5%	1	
千葉県	27	9	8	47.1%	1	9	2	75.0%	1	
東京都	302	23	89	79.5%	16	19	11	57.9%	0	
神奈川県	26	7	24	77.4%	2	29	4	14.8%	2	
新潟県	3	3	2	40.0%	1	4	2	50.0%	0	
富山県	11	3	1	33.3%	0	6	1	25.0%	2	
石川県	8	2	1	50.0%	0	28	6	24.0%	3	
福井県	10	4	2	50.0%	0	9	1	11.1%	0	
山梨県	0	2	6	75.0%	0	0	0	-	0	
長野県	12	4	16	80.0%	8	0	0	-	0	
岐阜県	8	0	10	100.0%	0	6	2	33.3%	0	
静岡県	13	5	10	66.7%	1	9	1	20.0%	4	
愛知県	46	11	25	69.4%	4	22	4	23.5%	5	
三重県	16	0	10	100.0%	0	17	0	0.0%	2	
滋賀県	8	6	5	83.3%	0	38	3	8.1%	1	
京都府	9	2	8	80.0%	0	0	0	-	0	
大阪府	78	42	40	97.6%	1	12	6	50.0%	0	
兵庫県	22	38	33	89.2%	1	9	1	12.5%	1	
奈良県	12	0	13	100.0%	1	15	1	7.7%	2	
和歌山県	11	1	0	0.0%	0	14	2	18.2%	3	
鳥取県	6	9	7	87.5%	1	16	6	40.0%	1	
島根県	39	8	7	100.0%	1	0	0	-	0	
岡山県	14	2	8	80.0%	1	4	2	0.0%	0	
広島県	5	8	5	83.3%	2	17	4	25.0%	5	
山口県	6	2	10	83.3%	0	21	22	23.1%	89	
合計						1,302	1,052	222	741	76.9%

# 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなかったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成22年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進学		就職		その他	
	高校等	専修学校等				
児童養護施設児 (参考) 全中卒者	2,538人 2,376人	93.6% 52人	2.1% 49人	1.9% 61人	2.4% 14千人	1.2% 5千人
	1,228千人	98.0%	0.4%	0.4%		

② 高等学校等卒業後の進路（平成22年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進学		就職		その他	
	大学等	専修学校等				
児童養護施設児	1,600人	11.9%	177人	1,112	120人	7.5%
うち在籍児	153人	11.8%	18人	89人	28人	18.3%
うち退所児	1,447人	12.0%	159人	1,023人	92人	6.3%
(参考) 全高卒者	1,069千人	54.4%	246千人	167千人	75千人	7.0%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
104人	34人	15人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は平成22年度学校基本調査。

※ 「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※ 「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※ 「専修学校等」は、学校教育法に基づき専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

## 児童養護施設入所児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成22年度末に中学校を卒業した児童養護施設入所児童の平成23年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	中学3年在学児童総数 (H23.3.1)	在籍児童 (H23.5.1)						退所児童 (H23.5.1)						進学率 (%)	
		進学			就職	実習訓練等	合計	進学			就職	定職なし	不明		合計
		高等学校	専修学校等	職業訓練校				高等学校	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	114	104	0	0	0	0	104	9	0	0	1	0	0	10	99.2%
2 青森県	34	26	0	0	0	0	26	5	1	0	0	1	1	8	94.2%
3 岩手県	40	39	0	0	0	0	39	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
4 宮城県	8	6	0	0	0	1	7	1	0	0	0	0	0	1	87.5%
5 秋田県	17	15	0	0	0	0	15	2	0	0	0	0	0	2	100.0%
6 山形県	24	20	0	0	0	0	20	4	0	0	0	0	0	4	100.0%
7 福島県	32	17	0	0	0	7	24	4	1	1	2	0	0	8	71.9%
8 茨城県	71	61	0	0	0	1	62	9	0	0	0	0	0	9	98.6%
9 栃木県	37	25	0	2	0	0	27	8	0	0	1	0	1	10	94.6%
10 群馬県	18	11	0	0	0	1	12	5	0	0	0	1	0	6	88.9%
11 埼玉県	117	98	0	0	0	1	99	12	0	0	5	1	0	18	94.1%
12 千葉県	73	61	0	0	0	0	61	7	0	0	2	0	3	12	93.2%
13 東京都	242	199	2	2	0	3	206	30	1	0	3	0	2	36	96.7%
14 神奈川県	77	62	0	0	0	1	63	13	0	0	1	0	0	14	97.5%
15 新潟県	17	15	0	0	0	0	15	1	0	0	0	1	0	2	94.2%
16 富山県	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
17 石川県	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
18 福井県	19	14	0	0	0	0	14	3	1	0	0	1	0	5	94.8%
19 山梨県	26	7	0	0	0	1	8	13	0	0	0	5	0	18	77.0%
20 長野県	67	54	0	0	1	0	55	11	0	0	1	0	0	12	97.1%
21 岐阜県	43	34	0	1	0	0	35	4	0	0	3	0	1	8	90.7%
22 静岡県	18	11	1	1	0	0	13	5	0	0	0	0	0	5	100.0%
23 愛知県	65	42	5	0	0	0	47	10	0	1	4	3	0	18	89.3%
24 三重県	29	25	0	0	0	0	25	3	0	0	0	1	0	4	96.6%
25 滋賀県	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
26 京都府	25	20	0	0	0	0	20	5	0	0	0	0	0	5	100.0%
27 大阪府	125	95	1	0	1	0	97	22	0	0	4	1	1	28	94.4%
28 兵庫県	59	50	0	2	0	0	52	6	0	0	1	0	0	7	98.4%
29 奈良県	27	24	0	0	0	0	24	2	0	0	0	0	1	3	96.3%
30 和歌山	22	17	0	0	0	0	17	4	0	0	1	0	0	5	95.5%
31 鳥取県	14	13	0	0	0	0	13	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
32 島根県	10	9	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	90.0%
33 岡山県	31	23	0	0	0	0	23	8	0	0	0	0	0	8	100.0%
34 広島県	30	22	2	0	0	2	26	4	0	0	0	0	0	4	93.4%
35 山口県	43	32	2	1	0	0	35	7	0	0	0	1	0	8	97.7%
36 徳島県	34	30	0	0	0	1	31	2	0	0	0	1	0	3	94.2%
37 香川県	6	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
38 愛媛県	44	41	0	0	0	0	41	1	0	0	1	1	0	3	95.5%
39 高知県	33	29	0	0	0	0	29	4	0	0	0	0	0	4	100.0%
40 福岡県	50	43	0	0	0	0	43	6	0	1	0	0	0	7	100.0%
41 佐賀県	23	18	0	0	0	0	18	3	0	1	1	0	0	5	95.7%
42 長崎県	51	48	0	0	0	0	48	1	0	0	1	1	0	3	96.1%
43 熊本県	53	47	0	0	0	1	48	5	0	0	0	0	0	5	98.2%
44 大分県	42	41	0	0	0	1	42	0	0	0	0	0	0	0	97.7%
45 宮崎県	37	34	0	0	0	0	34	2	0	0	1	0	0	3	97.3%
46 鹿児島	64	57	0	1	0	0	58	4	0	0	2	0	0	6	96.9%
47 沖縄県	35	29	0	2	0	0	31	3	0	0	0	1	0	4	97.2%
48 札幌市	21	16	0	0	0	0	16	4	0	0	0	0	1	5	95.3%
49 仙台市	21	18	0	0	0	0	18	3	0	0	0	0	0	3	100.0%
50 さいたま市	7	6	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
51 千葉市	7	6	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
52 横浜市	28	27	0	0	0	0	27	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
53 川崎市	10	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
54 相模原	4	2	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	100.0%
55 新潟市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
56 静岡市	8	3	0	0	0	0	3	3	0	1	1	0	0	5	87.5%
57 浜松市	17	12	0	0	0	0	12	1	1	1	0	2	0	5	88.3%
58 名古屋	37	24	7	0	1	0	32	2	0	0	1	2	0	5	89.2%
59 京都市	34	28	0	0	2	0	30	2	0	0	2	0	0	4	88.3%
60 大阪市	64	46	0	1	0	0	47	17	0	0	0	0	0	17	100.0%
61 堺市	16	12	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	4	100.0%
62 神戸市	45	34	0	1	1	2	38	4	0	0	2	1	0	7	86.7%
63 岡山市	13	8	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	5	100.0%
64 広島市	22	16	0	2	0	0	18	4	0	0	0	0	0	4	100.0%
65 北九州	31	29	1	0	0	0	30	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
66 福岡市	15	13	0	0	0	0	13	1	0	0	1	0	0	2	93.4%
67 横須賀	6	3	0	0	0	0	3	1	0	0	1	1	0	3	66.7%
68 金沢市	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
69 熊本市	32	30	0	0	0	0	30	2	0	0	0	0	0	2	100.0%
計	2,538	2,070	22	18	6	24	2,140	306	6	6	43	26	11	398	95.7%

## 里親委託児童（中学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成22年度末に中学校を卒業した里親委託児童の平成23年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	中学3年在学児童総数 (H23.3.1)	在籍児童 (H23.5.1)						退所児童 (H23.5.1)						進学率 (%)		
		進学			就職	実習回線等	合計	進学			就職	定職なし	不明		合計	
		高等学校	専修学校等	職業訓練校				高等学校	専修学校等	職業訓練校						
1 北海道	8	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
2 青森県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
3 岩手県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
4 宮城県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
5 秋田県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
6 山形県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
7 福島県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
8 茨城県	9	9	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
9 栃木県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
10 群馬県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
11 埼玉県	7	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
12 千葉県	6	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
13 東京都	20	18	0	0	0	0	18	2	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
14 神奈川県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
15 新潟県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
16 富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
17 石川県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
18 福井県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
19 山梨県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
20 長野県	2	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	50.0%
21 岐阜県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
22 静岡県	6	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	1	1	83.4%
23 愛知県	10	9	1	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
24 三重県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
25 滋賀県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
26 京都府	4	3	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	1	75.0%
27 大阪府	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
28 兵庫県	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
29 奈良県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
30 和歌山県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
31 鳥取県	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
32 島根県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
33 岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
34 広島県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
35 山口県	10	9	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
36 徳島県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
37 香川県	4	1	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	2	75.0%
38 愛媛県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
39 高知県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
40 福岡県	9	9	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
41 佐賀県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
42 長崎県	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
43 熊本県	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
44 大分県	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
45 宮崎県	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
46 鹿児島県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
47 沖縄県	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
48 札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
49 仙台市	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
50 さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
51 千葉市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
52 横浜市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
53 川崎市	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
54 相模原市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
55 新潟市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
56 静岡市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
57 浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
58 名古屋	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	50.0%
59 京都市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
60 大阪市	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
61 堺市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
62 神戸市	4	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
63 岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
64 広島市	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
65 北九州	10	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	1	1	2	2	80.0%
66 福岡市	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
67 横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
68 金沢市	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
69 熊本市	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
計	250	231	2	0	1	1	235	10	0	0	3	1	1	15	15	97.2%

児童養護施設入所児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成22年度末に高等学校を卒業した児童養護施設入所児童の平成23年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	高校3年在学児童総数 (H23.3.1)	在籍児童 (H23.5.1)								退所児童 (H23.5.1)								進学率 (%)	
		進学					就職	実習訓練等	合計	進学					就職	定職なし	不明		合計
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	76	1	1	0	0	1	2	1	6	3	0	0	8	5	52	2	0	70	25.0%
2 青森県	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	18	0	0	20	10.0%
3 岩手県	22	0	0	0	0	0	2	1	3	0	1	0	1	0	17	0	0	19	9.1%
4 宮城県	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.0%
5 秋田県	10	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	6	0	0	8	20.0%
6 山形県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	12	0.0%
7 福島県	25	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	20	2	0	24	8.0%
8 茨城県	29	1	0	0	0	0	2	0	3	3	0	0	0	0	22	1	0	26	13.8%
9 栃木県	20	1	0	0	0	0	2	1	4	2	0	0	0	0	14	0	0	16	15.0%
10 群馬県	14	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	1	0	10	0	0	12	14.3%
11 埼玉県	58	0	0	0	0	0	1	0	1	4	5	0	5	0	40	3	0	57	24.2%
12 千葉県	43	0	0	0	1	1	2	0	4	4	2	0	5	1	25	1	1	39	32.6%
13 東京都	200	0	0	0	3	0	12	6	21	27	10	0	31	6	93	11	1	179	38.5%
14 神奈川県	34	0	0	0	0	0	2	0	2	8	1	0	3	0	20	0	0	32	35.3%
15 新潟県	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	3	0	9	22.3%	
16 富山県	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5	0	0	7	28.6%
17 石川県	15	0	0	0	1	0	2	0	3	0	0	0	3	0	9	0	0	12	26.7%
18 福井県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	6	16.7%
19 山梨県	14	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	8	1	1	13	21.5%
20 長野県	31	0	0	0	0	0	1	2	3	1	2	0	3	0	21	1	0	28	19.4%
21 岐阜県	36	1	0	0	0	0	1	1	3	2	3	0	5	0	21	1	1	33	30.6%
22 静岡県	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	11	0.0%
23 愛知県	27	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	1	20	2	0	26	14.9%
24 三重県	16	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	1	0	10	1	0	14	18.8%
25 滋賀県	6	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	1	0	0	2	0	3	16.7%	
26 京都府	20	0	0	0	0	0	14	0	14	1	0	0	3	0	1	1	0	6	20.0%
27 大阪府	72	2	1	0	0	0	7	0	10	2	0	0	7	5	40	8	0	62	23.7%
28 兵庫県	34	1	0	1	1	0	2	1	6	5	1	0	3	1	16	2	0	28	38.3%
29 奈良県	22	0	0	0	0	0	4	0	4	3	1	0	0	0	14	0	0	18	18.2%
30 和歌山県	12	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	7	1	0	11	25.0%
31 鳥取県	15	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	11	2	0	14	13.4%
32 島根県	11	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	7	0	0	9	27.3%
33 岡山県	22	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	3	0	12	4	0	21	27.3%
34 広島県	18	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	2	0	8	1	0	18	50.0%
35 山口県	33	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	0	24	4	1	32	9.1%
36 徳島県	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	11	3	0	17	17.7%
37 香川県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	4	25.0%
38 愛媛県	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	31	1	0	35	8.6%
39 高知県	21	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	15	0	0	20	28.6%
40 福岡県	29	0	0	0	1	0	0	1	2	0	1	0	1	0	23	2	0	27	10.4%
41 佐賀県	14	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	12	0	0	13	7.2%
42 長崎県	53	0	0	0	0	0	1	3	4	7	0	0	3	0	37	1	1	49	18.9%
43 熊本県	34	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	1	0	27	1	0	34	17.7%
44 大分県	29	0	0	0	0	0	1	0	1	3	1	0	0	0	22	2	0	28	13.8%
45 宮崎県	13	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	0	8	1	0	11	15.4%
46 鹿児島県	45	0	0	0	0	0	1	1	2	1	2	0	3	1	30	6	0	43	15.6%
47 沖縄県	19	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	16	1	0	17	5.3%
48 札幌市	12	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	9	0	0	12	25.0%
49 仙台市	15	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	11	1	0	14	13.4%
50 さいたま市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	33.4%
51 千葉市	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	33.4%
52 横浜市	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	1	8	4	0	19	36.9%
53 川崎市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0.0%
54 相模原市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	50.0%
55 新潟市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
56 静岡市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4	25.0%
57 浜松市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	0	0	7	57.2%
58 名古屋市	33	0	0	0	0	0	3	0	3	2	0	0	5	0	22	1	0	30	21.3%
59 京都市	22	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	0	15	1	0	21	27.3%
60 大阪市	19	0	0	0	1	0	3	0	4	0	0	0	1	0	13	0	1	15	10.6%
61 堺市	21	0	1	0	1	1	1	0	4	3	0	0	0	0	14	0	0	17	28.6%
62 神戸市	31	2	0	0	0	2	8	3	15	2	0	0	2	1	10	1	0	16	29.1%
63 岡山市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	6	33.4%
64 広島市	16	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	13	1	0	15	12.5%
65 北九州市	26	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	24	0	0	25	7.7%
66 福岡市	12	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	9	0	0	11	16.7%
67 横須賀市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	50.0%
68 金沢市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4	0	0	6	33.4%
69 熊本市	18	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	11	2	0	18	27.8%
計	1,600	13	3	2	12	6	89	28	153	119	53	1	132	27	1,023	85	7	1,447	23.0%

## 里親委託児童（高等学校卒業児童）進路状況一覧表（都道府県・指定都市・児童相談所設置市別）

※平成22年度末に高等学校を卒業した里親委託児童の平成23年度5月における進学等の状況（家庭福祉課調べ）

都道府県市名	高校3年在学児童総数 (H23.3.1)	在籍児童 (H23.5.1)								退所児童 (H23.5.1)								進学率 (%)	
		進学					就職	実習訓練等	合計	進学					就職	定職なし	不明		合計
		大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校				大学	短期大学	高専4年	専修学校等	職業訓練校					
1 北海道	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	9	2	0	16	31.3%
2 青森県	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	50.0%
3 岩手県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	5	0.0%
4 宮城県	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	50.0%	
5 秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
6 山形県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%	
7 福島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
8 茨城県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0.0%
9 栃木県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	4	50.0%
10 群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
11 埼玉県	9	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	0	5	0	0	8	33.3%
12 千葉県	6	2	0	0	1	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	2	83.3%
13 東京都	15	0	0	1	0	0	0	1	2	10	0	0	0	0	3	0	0	13	73.3%
14 神奈川県	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
15 新潟県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
16 富山県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	100.0%
17 石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
19 山梨県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
20 長野県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
21 岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
22 静岡県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	1	0	0	6	83.3%
23 愛知県	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	33.3%
24 三重県	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	8	12.5%	
25 滋賀県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	50.0%	
26 京都府	4	1	0	0	2	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75.0%
27 大阪府	5	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	3	40.0%
28 兵庫県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	100.0%
29 奈良県	5	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	4	40.0%
30 和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
31 鳥取県	4	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
32 島根県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	50.0%	
33 岡山県	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
34 広島県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	100.0%	
35 山口県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	50.0%
36 徳島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.0%
37 香川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
38 愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
39 高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
40 福岡県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0.0%
41 佐賀県	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0%
42 長崎県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
44 大分県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%
45 宮崎県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	3	33.3%	
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
47 沖縄県	7	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	4	1	0	6	28.6%	
48 札幌市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	50.0%	
49 仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
50 さいたま市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%	
51 千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
52 横浜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
53 川崎市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0.0%
54 相模原市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	3	66.7%
55 新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
56 静岡市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
57 浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
58 名古屋市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	4	50.0%
59 京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
60 大阪市	7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5	0	0	6	14.3%
61 堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
62 神戸市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
63 岡山市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3	33.3%
64 広島市	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
65 北九州市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.0%
66 福岡市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4	25.0%	
67 横須賀市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.0%
68 金沢市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.0%	
69 熊本市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
計	174	4	2	1	6	2	7	5	27	31	7	0	17	0	79	11	2	147	40.2%

# 施設運営等指針の策定と第三者評価ガイドラインの改定について

○平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」で、各種別の指針の作成と第三者評価の義務化を盛り込み、9月に、社会的養護の施設で第三者評価を義務化するよう児童福祉施設最低基準を改正した(24年4月施行)  
(3年に1回以上の受審と公表を義務づけ。また、受審費用は1回30万円を措置費に算定)

○このため、8月末から、6つの指針ワーキングを設けて、指針案及び第三者評価ガイドラインの改正案を検討中

- (1) 施設運営指針等の策定 (本年3月予定)
    - ・ 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定予定
  - (2) 施設の第三者評価ガイドラインの改定
    - ・ 共通評価項目の「児童入所施設版」及び内容評価項目の「児童養護施設版」「乳児院版」「情緒障害児短期治療施設版」「児童自立支援施設版」「母子生活支援施設版」を改定予定 (本年3月予定)
- 平成24年度前半を目的に、各都道府県における評価基準の改定を行うとともに、評価機関の研修を行い、義務化実施の準備を行い、平成24年度後半から、評価の実施ができるようにする。

## ＜施設運営指針、里親等養育指針＞

### 社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会

委員長: 柏女 霊峰 淑徳大学教授

### 施設運営指針等ワーキング全体会合

柏女 霊峰 委員長 + 6WG 座長

### 施設運営指針・里親等養育指針ワーキンググループ (◎は座長)

- 児童養護施設WG (◎桑原 教修(全国児童養護施設協議会副会長)、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子(全国乳児福祉協議会副会長)、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治(全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長)、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁(国立武蔵野学院院長)、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治(全国母子生活支援施設協議会副会長)、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇(全国里親会副会長)、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、卜蔵康行、宮島清、横堀昌子)

## ＜第三者評価基準ガイドライン＞

### 福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会(全社協)

委員長: 江草 安彦 社会福祉法人旭川荘名誉理事長

### 社会的養護施設関係分科会

分科会長: 石井哲夫(児童部会長、社会福祉法人嬉泉常務理事)

+ 福田敬 第三者評価基準部会長 + 施設5WG 座長

# ○措置費保護単価表等の平成24年度の主な改正予定案について

## 事務費

- 各施設の一般分保護単価の改定
  - ・ 基本的人員配置の引上げ
  - ・ 加算職員の最低基準化に伴い、家庭支援専門相談員加算、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満の乳児院を除く)、定員45人以下の児童養護施設の小規模施設加算を、一般分保護単価に合算
- 新たな加算の新設
  - ・ 里親支援専門相談員加算、第三者評価受審費加算、建物の賃借費加算
- すべての小規模グループケアごとに小規模グループケア管理宿直等職員加算を算定できるようにし、同加算を小規模グループケア加算に合算
- 定員規模別の保護単価表を、定員10人ごとの刻みから定員5人ごとに細分化し、定員規模による不利を解消。
  - ・ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設。(乳児院は従来から5人刻み)
- 次の常勤の加算分保護単価を、月額保護単価の算定に加え、民間施設給与等改善費の加算対象に加える。
  - ・ 里親支援専門相談員加算、心理療法定当職員加算(常勤分のみ)、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満乳児院)、看護師加算(児童養護)、小規模グループケア加算
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大
  - ・ 児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加。さらに、看護師については医療機関を追加。

## 事業費

- 就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善
- 特別育成費に、資格取得等特別加算費を新設
- 入進学支度金、特別育成費の入学時特別加算費の対象に、母子生活支援施設を追加
- 医療費に、自立援助ホームを追加(就労し最初の賃金を得るまでの間)
- 一時保護委託費の新設

※このほか、児童養護施設入所児童が情緒障害児短期施設又は児童自立支援施設に通所できるとし、その際の通所部の徴収金を0円とする

## 措置費の構成

### 1. 事務費

- (1) 月額保護単価(定員規模別に設定された定員1人あたりの単価に施設の定員を乗じる)
  - ① 一般分保護単価
  - ② 加算分保護単価
  - ③ 民間施設給与等改善費(職員の平均勤続年数に応じ3%~16%加算)
- (2) その他の加算分保護単価
- (3) 施設機能強化推進費等

+

### 2. 事業費

- (1) 一般生活費
- (2) その他(各種の教育費、支度費、医療費等)

## 里親等委託率(自治体別)

		乳児院入所児童 (A)	児童養護施設 入所児童(B)	里親等委託児童(C)[(D)+(E)]		里親等委託率 (C)/(A)+(B)+(C)	
				里親委託児童 (D)	ファミリーホーム 委託児童(E)		
1	北海道	22	921	322	290	32	25.5%
2	青森県	27	323	58	52	6	14.2%
3	岩手県	28	300	37	37	-	10.1%
4	宮城県	42	200	55	43	12	18.5%
5	秋田県	22	217	22	22	-	8.4%
6	山形県	13	203	28	17	11	11.5%
7	福島県	20	386	60	60	-	12.9%
8	茨城県	61	718	100	82	18	11.4%
9	栃木県	74	426	97	91	6	16.2%
10	群馬県	38	361	61	44	17	13.3%
11	埼玉県	132	1,132	142	139	3	10.1%
12	千葉県	59	727	178	163	15	18.5%
13	東京都	418	2,797	442	395	47	12.1%
14	神奈川県	52	564	63	63	-	9.3%
15	新潟県	17	95	71	71	-	38.8%
16	富山県	21	168	19	13	6	9.1%
17	石川県	11	152	19	19	-	10.4%
18	福井県	14	145	21	21	-	11.7%
19	山梨県	22	223	86	76	10	26.0%
20	長野県	48	607	53	53	-	7.5%
21	岐阜県	33	475	34	34	-	6.3%
22	静岡県	50	390	111	93	18	20.1%
23	愛知県	91	940	146	129	17	12.4%
24	三重県	30	395	68	68	-	13.8%
25	滋賀県	34	178	93	71	22	30.5%
26	京都府	33	229	20	20	-	7.1%
27	大阪府	112	1,322	58	55	3	3.9%
28	兵庫県	85	991	82	82	-	7.1%
29	奈良県	31	299	29	29	-	8.1%
30	和歌山県	30	306	26	26	-	7.2%
31	鳥取県	32	190	33	33	-	12.9%
32	島根県	21	153	34	34	-	16.3%
33	岡山県	28	304	21	16	5	5.9%
34	広島県	26	370	43	37	6	9.8%
35	山口県	32	522	59	56	3	9.6%
36	徳島県	29	248	33	27	6	10.6%
37	香川県	16	139	30	25	5	16.2%
38	愛媛県	44	467	27	21	6	5.0%
39	高知県	25	298	26	21	5	7.4%
40	福岡県	68	598	111	102	9	14.3%
41	佐賀県	17	230	25	25	-	9.2%
42	長崎県	31	494	34	30	4	6.1%
43	熊本県	34	442	31	31	-	6.1%
44	大分県	15	374	114	90	24	22.7%
45	宮崎県	32	421	54	54	-	10.7%
46	鹿児島県	46	672	45	42	3	5.9%
47	沖縄県	21	382	152	108	44	27.4%
48	札幌市	30	546	113	99	14	16.4%
49	仙台市	26	144	28	28	-	14.1%
50	さいたま市	25	264	42	42	-	12.7%
51	千葉市	17	114	20	20	-	13.2%
52	横浜市	70	523	77	45	32	11.5%
53	川崎市	23	231	77	58	19	23.3%
54	相模原市	10	124	20	20	-	13.0%
55	新潟市	12	74	29	27	2	25.2%
56	静岡市	8	94	33	33	-	24.4%
57	浜松市	8	104	15	15	-	11.8%
58	名古屋市	104	615	29	29	-	3.9%
59	京都市	26	347	25	25	-	6.3%
60	大阪市	181	1,045	96	79	17	7.3%
61	堺市	21	282	12	11	1	3.8%
62	神戸市	60	406	23	23	-	4.7%
63	岡山市	16	207	21	14	7	8.6%
64	広島市	17	289	28	28	-	8.4%
65	北九州市	29	360	50	40	10	11.4%
66	福岡市	46	273	105	78	27	24.8%
67	横須賀市	4	121	16	11	5	11.3%
68	金沢市	15	138	11	11	-	6.7%
69	熊本市	28	319	30	30	-	8.0%
	合計	2,963	29,114	4,373	3,876	497	12.0%

平成23年度

情緒障害児短期治療施設の施設数、定員、在所者数、入所率(都道府県・指定都市・児相設置市別)

		施設数	定員数	在所者数	入所率
	全 国	37	1,466	1,180	80.5
1	北海道	1	50	31	62.0
2	青森県	1	30	29	96.7
3	岩手県	1	50	42	84.0
4	宮城県	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-
6	山形県	-	-	-	-
7	福島県	-	-	-	-
8	茨城県	1	40	31	77.5
9	栃木県	1	35	16	45.7
10	群馬県	1	38	29	76.3
11	埼玉県	1	50	44	88.0
12	千葉県	-	-	-	-
13	東京都	-	-	-	-
14	神奈川県	-	-	-	-
15	新潟県	-	-	-	-
16	富山県	-	-	-	-
17	石川県	-	-	-	-
18	福井県	-	-	-	-
19	山梨県	-	-	-	-
20	長野県	1	30	27	90.0
21	岐阜県	1	48	34	70.8
22	静岡県	1	50	48	96.0
23	愛知県	2	85	81	95.3
24	三重県	1	40	30	75.0
25	滋賀県	1	50	45	90.0
26	京都府	1	30	23	76.7
27	大阪府	3	154	137	89.0
28	兵庫県	1	35	35	100.0
29	奈良県	-	-	-	-
30	和歌山県	1	30	28	93.3
31	鳥取県	1	30	26	86.7
32	島根県	1	20	10	50.0
33	岡山県	-	-	-	-
34	広島県	-	-	-	-
35	山口県	1	50	39	78.0
36	徳島県	-	-	-	-
37	香川県	1	30	26	86.7
38	愛媛県	-	-	-	-
39	高知県	1	30	20	66.7
40	福岡県	1	50	22	44.0
41	佐賀県	-	-	-	-
42	長崎県	1	40	36	90.0
43	熊本県	1	37	37	100.0
44	大分県	-	-	-	-
45	宮崎県	-	-	-	-
46	鹿児島県	1	35	33	94.3
47	沖縄県	-	-	-	-
48	札幌市	-	-	-	-
49	仙台市	1	40	37	92.5
50	さいたま市	-	-	-	-
51	千葉市	-	-	-	-
52	横浜市	1	56	48	85.7
53	川崎市	-	-	-	-
54	相模原市	-	-	-	-
55	新潟市	-	-	-	-
56	静岡市	-	-	-	-
57	浜松市	-	-	-	-
58	名古屋市	1	35	17	48.6
59	京都市	1	35	8	22.9
60	大阪市	2	75	67	89.3
61	堺市	-	-	-	-
62	神戸市	-	-	-	-
63	岡山市	1	30	19	63.3
64	広島市	1	28	25	89.3
65	北九州市	-	-	-	-
66	福岡市	-	-	-	-
67	横須賀市	-	-	-	-
68	金沢市	-	-	-	-
69	熊本市	-	-	-	-

資料: 家庭福祉調べ[平成23年10月1日現在]

## 児童家庭支援センター運営事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

	設置数（総計）	単独設置	附置している施設等の内訳			
			乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設
北海道	8			8		
青森県	1			1		
岩手県	1			1		
宮城県	1			1		
秋田県						
山形県	2			2		
福島県						
茨城県	2		1	2		
栃木県						
群馬県	2			2		
埼玉県	3			2	1	
千葉県	4		1	3		
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県	2			2		
福井県	4			3		1
山梨県	1			1		
長野県						
岐阜県	3		2	1		
静岡県	1			1		
愛知県						
三重県	1			1		
滋賀県	1		1			
京都府	2		1	1		
大阪府	1					1
兵庫県	6			6		
奈良県	2			2		
和歌山県	1			1		
鳥取県	1		1			
島根県						
岡山県	1	1				
広島県						
山口県	4		1	4		
徳島県	1			1		
香川県	1			1		
愛媛県	1			1		
高知県	3		1	2		
福岡県	1		1			
佐賀県						
長崎県	1			1		
熊本県	1			1		
大分県	2			2		
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1			1		
札幌市	4		1	3		
仙台市						
さいたま市						
千葉市	4		1	2		1
横浜市	3			3		
川崎市	2		2			
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	1			1		
京都市						
大阪市	1			1		
堺市	1			1		
神戸市	2		2			
岡山市						
広島市						
北九州市	1			1		
福岡市						
横須賀市						
金沢市	1			1		
熊本市						
合計	87か所	1か所	16か所	68か所	1か所	3か所

家庭福祉課調べ（平成23年10月1日現在）

## 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	か所数等	平成23年10月1日現在			
		ホームか所数 (か所)	定員 (人)	現員 (人)	
				措置費支弁対象	その他
1	北海道	7	41	34	
2	青森県	3	18	10	
3	岩手県				
4	宮城県	3	18	12	
5	秋田県				
6	山形県	2	12	11	
7	福島県				
8	茨城県	4	24	21	
9	栃木県	1	6	6	
10	群馬県	5	28	22	
11	埼玉県	2	12	10	
12	千葉県	3	17	11	
13	東京都	13	78	52	
14	神奈川県				
15	新潟県				
16	富山県	1	6	6	
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県	4	22	15	
20	長野県				
21	岐阜県				
22	静岡県	3	18	14	
23	愛知県	4	24	19	
24	三重県	3	18	8	
25	滋賀県	6	36	34	
26	京都府				
27	大阪府	1	5	5	
28	兵庫県				
29	奈良県	1	6	5	
30	和歌山県				
31	鳥取県	1	6	5	
32	島根県				
33	岡山県	2	11	8	2
34	広島県	1	6	6	
35	山口県	2	11	5	
36	徳島県	1	6	6	
37	香川県	1	6	6	
38	愛媛県	2	12	8	
39	高知県	3	16	8	
40	福岡県	2	12	12	
41	佐賀県				
42	長崎県	1	5	5	
43	熊本県				
44	大分県	9	54	39	
45	宮崎県				
46	鹿児島県	1	5	4	
47	沖縄県	10	57	56	
48	札幌市	4	24	18	2
49	仙台市				
50	さいたま市	1	6	5	
51	千葉市	1	6	4	
52	横浜市	8	48	34	
53	川崎市	3	18	14	
54	相模原市	1	6	4	
55	新潟市	1	5	3	
56	静岡市				
57	浜松市				
58	名古屋	1	5	2	
59	京都市	1	5	1	
60	大阪市	4	24	21	
61	堺市				
62	神戸市				
63	岡山市	3	18	10	
64	広島市				
65	北九州	4	24	14	
66	福岡市	8	47	40	
67	横須賀市	2	11	6	
68	金沢市				
69	熊本市	1	6	5	
	合計	145	849	644	4

(家庭福祉課調べ)

## 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市）

都道府県市名	か所数等	平成23年10月1日現在				
		ホームか所数 (か所)	定員 (人)	現員 (人)		現員 (人)
				措置費支弁対象	その他	
1	北海道	2	15	11		11
2	青森県					
3	岩手県	1	6	4		
4	宮城県					
5	秋田県	1	6	4	2	6
6	山形県					
7	福島県					
8	茨城県	2	12	9		9
9	栃木県	2	16	15		15
10	群馬県	1	6	6		6
11	埼玉県	3	21	13		13
12	千葉県	4	24	17	2	19
13	東京都	18	120	84	8	92
14	神奈川県	2	12	11		11
15	新潟県					
16	富山県					
17	石川県					
18	福井県					
19	山梨県	1	6	2	1	3
20	長野県					
21	岐阜県	1	6	4	1	5
22	静岡県	2	12	7		7
23	愛知県					
24	三重県	1	6	3		3
25	滋賀県	1	9	3		3
26	京都府					
27	大阪府	2	12	6	2	8
28	兵庫県					
29	奈良県					
30	和歌山県	1	6	1		1
31	鳥取県	3	25	17	1	18
32	島根県	1	6	3		3
33	岡山県	1	6	1		1
34	広島県					
35	山口県	1	6	4		4
36	徳島県					
37	香川県	1	6	3		3
38	愛媛県					
39	高知県	1	5	1		1
40	福岡県					
41	佐賀県					
42	長崎県	2	12	3		3
43	熊本県					
44	大分県	1	6	3		3
45	宮崎県	1	6	5		5
46	鹿児島県	2	12	9		9
47	沖縄県	1	10	4	2	6
48	札幌市	3	18	3		3
49	仙台市	1	16	13		13
50	さいたま市	2	12	10		10
51	千葉市					
52	横浜市	2	12	10		10
53	川崎市	1	6	6		6
54	相模原市					
55	新潟市	1	6	5		5
56	静岡市					
57	浜松市					
58	名古屋市	1	10	6	2	8
59	京都市	1	10	5	2	7
60	大阪市	3	15	6	4	10
61	堺市					
62	神戸市					
63	岡山市	2	12	8		8
64	広島市	1	6	4		4
65	北九州市	2	16	11		11
66	福岡市	1	6	4		4
67	横須賀市					
68	金沢市					
69	熊本市	1	6	3	6	9
	合計	82	546	347	33	372

(家庭福祉課調べ)

## 退所児童等アフターケア事業一覧

自治体名	事業所名	運営事業者		郵便番号	住所
		個人名又は団体名	事業者分類		
栃木県	だいじ家	青少年の自立を支える会	NPO	320-0037	宇都宮市清住1-3-48
東京都	地域生活支援事業 (ふらっとホーム事業)	社会的養護の当事者 参加推進団体日向ぼっこ	NPO	113-0034	文京区湯島2-12-2 瑞穂ビル302
石川県	石川県	石川県	その他	920-8580	金沢市鞍月1-1
大阪府 大阪市 堺市	大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	543-0021	大阪市天王寺区東高津町12-10
鳥取県	退所児童等アフターケア事業 ひだまり	一般社団法人ひだまり	公益法人	680-0841	鳥取市吉方温泉1-212
大分県	児童アフターケアセンター おおいた	社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	870-0907	大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館内
福岡市	いっしょ☆ふくおか	青少年の自立を支える 福岡の会	NPO	810-0042	福岡市中央区赤坂1丁目2-7-502
	7か所				

家庭福祉課調べ【平成23年10月1日現在】

被措置児童等虐待の児童福祉法に基づく対応状況等に関する調査  
(平成21・22年度報告)

				届出・通告受理件数総数 (単位：件)		累計
				平成21年度	平成22年度	
1	北	海	道	0	3	3
2	青	森	県	0	0	0
3	岩	手	県	1	1	2
4	宮	城	県	0	1	1
5	秋	田	県	0	0	0
6	山	形	県	0	0	0
7	福	島	県	0	1	1
8	茨	城	県	4	7	11
9	栃	木	県	6	5	11
10	群	馬	県	1	0	1
11	埼	玉	県	2	1	3
12	千	葉	県	5	3	8
13	東	京	都	30	23	53
14	神	奈	川	5	4	9
15	新	潟	県	0	4	4
16	富	山	県	1	1	2
17	石	川	県	0	0	0
18	福	井	県	0	0	0
19	山	梨	県	3	4	7
20	長	野	県	3	1	4
21	岐	阜	県	1	4	5
22	静	岡	県	56	40	96
23	愛	知	県	0	0	0
24	三	重	県	0	0	0
25	滋	賀	県	3	9	12
26	京	都	府	1	0	1
27	大	阪	府	18	18	36
28	兵	庫	県	2	0	2
29	奈	良	県	1	1	2
30	和	歌	山	1	0	1
31	鳥	取	県	0	5	5
32	島	根	県	0	2	2
33	岡	山	県	1	2	3
34	広	島	県	0	2	2
35	山	口	県	0	0	0
36	徳	島	県	0	0	0
37	香	川	県	3	1	4
38	愛	媛	県	3	2	5
39	高	知	県	0	0	0
40	福	岡	県	0	0	0
41	佐	賀	県	16	3	19
42	長	崎	県	0	2	2
43	熊	本	県	3	0	3
44	大	分	県	0	0	0
45	宮	崎	県	1	0	1
46	鹿	児	島	0	0	0
47	沖	縄	県	4	10	14
48	札	幌	市	0	0	0
49	仙	台	市	0	0	0
50	さ	い	たま	1	1	2
51	千	葉	市	0	1	1
52	横	浜	市	4	3	7
53	川	崎	市	1	1	2
54	相	模	原	—	0	0
55	新	潟	市	0	1	1
56	静	岡	市	0	5	5
57	浜	松	市	2	1	3
58	名	古	屋	2	0	2
59	京	都	市	2	3	5
60	大	阪	市	10	4	14
61	堺		市	3	1	4
62	神	戸	市	4	0	4
63	岡	山	市	2	1	3
64	広	島	市	1	0	1
65	北	九	州	0	0	0
66	福	岡	市	1	0	1
67	横	須	賀	0	0	0
68	金	沢	市	0	0	0
69	熊	本	市	—	1	1
—	国		立	6	0	6
	合	計		214	183	397

(家庭福祉課調べ)

## 平成24年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程

## ＜児童自立支援施設職員研修＞

武蔵野：武蔵野学院  
きぬ川：きぬ川学院

研修種別「テーマ」	対象者	研修目的	期 間	会 場	募集人数
1 新任施設長研修 ※前後期とも必修	H23.4月以降に着任した施設長	新任施設長として児童自立支援施設運営上必要な知識と技術を学ぶ義務研修	前期 H24. 5.16～5.18 OJT 後期 11月下旬	武蔵野 各職場 きぬ川	20名
2 スーパーバイザー研修 「子どもの権利擁護とスーパーバイズ」	スーパーバイザー-又は指導的立場にある者	児童自立支援施設の機能充実のために必要なケアマネジメント・スーパービジョンを学ぶ研修	H24. 6. 4～6. 7	武蔵野	30名
3-1 専門員等テーマ別研修 コースⅠ 「ケアワーカーと心理職との連携」	児童自立支援施設での勤務経験が3年以上のケアワーカーまたは施設で勤務する心理職員および教員	専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	H24.6.12～6.15	武蔵野	30名
3-2 専門員等テーマ別研修 コースⅡ 「施設と学校の連携」			H24. 7.24～7.27	武蔵野	30名
3-3 専門員等テーマ別研修 コースⅢ （「女子の支援」）			7月上旬	きぬ川	12名程度
3-4 専門員等研修 実習コース 「具体的な支援技術の習得」	原則としてコースⅠ～Ⅲのいずれかを受講した者	実習を通して具体的な支援の方法を学ぶスキルアップ研修	① H24.10. 2～10. 5 ② 9月下旬 ※原則、コースⅠ・Ⅱ受講者は①、コースⅢ受講者は②の期間となる	武蔵野 きぬ川	8名程度 12名程度
4 新任職員研修 短期実習コース 「子どもの理解と対応」	児童自立支援施設での勤務経験が3年未満の者	基本的な支援の方法を学ぶ実習を含む基礎的研修	① H24. 6. 25～6.29 ② H24. 7. 9～7.13 ③ H24.11. 5～11. 9 ④ 5月下旬 ⑤ 6月下旬	武蔵野 きぬ川	各回 8名程度 各回 12名程度
5 新任職員研修 長期実習コース 「直接支援現場の実際」			実習を中心として施設の機能をより深く理解し、具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修	8月中旬～9月上旬 (3週間)	武蔵野 きぬ川 (希望で調整)

## ＜児童相談所職員等研修＞

1 児童相談所一時保護所指導者研修 「子どもの行動上の問題への対応とスーパーバイズ」	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	指導者として必要な知識や支援技術を学ぶ研修	① H25. 1.21～1.23 ② H25. 2.13～2.15	武蔵野	各回 30名
2 里親対応関係機関職員研修 「里親委託の推進と機関連携」	児童相談所等里親対応担当職員等	里親委託の推進や里親支援等について学ぶ研修	H25. 1. 9～1.11	武蔵野	30名
3 児童自立支援施設現場研修 「児童自立支援施設現場の実際」	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	児童自立支援施設で実践している支援について学ぶ研修	H24.10.23～10.26	武蔵野	8名程度

## ＜研修指導者養成研修＞

1 Aコース 「子どもの権利擁護と日々の養育」	都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的職員研修等を企画・実施する者を養成する研修	H24.12.17～12.19	武蔵野	各回 30名
2 Bコース 「子どもの発達とアセスメント」			H24. 9.19～9.21		
3 Cコース 「家族支援とソーシャルワーク」			H24.12. 5～12. 7		
4 Dコース 「チームアプローチとスーパーバイズ」			H24. 9. 3～9. 5		
5 Eコース 「子どもの精神的・行動的な問題の理解とその対応」			H25. 1.30～2. 1		

## 母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

### 母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

#### 子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

#### 就業支援

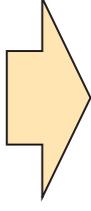
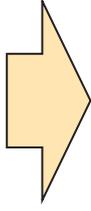
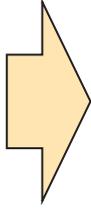
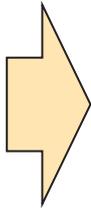
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◎個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・準備講習付き職業訓練の実施等

#### 養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進

#### 経済的支援

- ◎児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実



## 就業支援策の推進について

### 就業支援策の推進

平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

### 現 状

- 母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
- 就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成22年度実績）

- ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 100.0%
- ◆自立支援教育訓練給付事業 90.2%（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆高等技能訓練促進費等事業 87.4%（目標：平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
- ◆母子自立支援プログラム策定事業 57.4%



どこに住んでいても支援を受けられることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

# 母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 (平成22年度実績 100%)	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子自立支援プログラム策定等事業 (平成22年度実績 57.4%)	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業 (平成22年度実績 90.2%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業 (平成22年度実績 87.4%) (実施目標:平成26年度までに100%)【子ども・子育てビジョン】	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。 また、安心こども基金を活用して、平成24年度末までに修学を開始した者については、修業全期間(平成24年度入学者については上限3年)を支給対象とする。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施:平成21年度～平成24年度)

※このほか、

「安心こども基金」による「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」、などを実施。

# 母子家庭等就業・自立支援事業

創設：平成15年度  
相談件数：89,729件（平成22年度）  
就職件数：5,748件（平成22年度）

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

### 就業支援事業 ★

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発・求人開拓の実施
- 等

### 就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

### 就業情報提供事業 ★

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談
- 等

### 地域生活支援事業 ★

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施
- ・面会交流支援の実施
- 等

### 在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催
- 等

一般市・福祉事務所設置町村

## 一般市等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情に適切に選択し実施

「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、土日における開所を促進するため、開所日数に応じた加算制度を創設（平成22年度～）

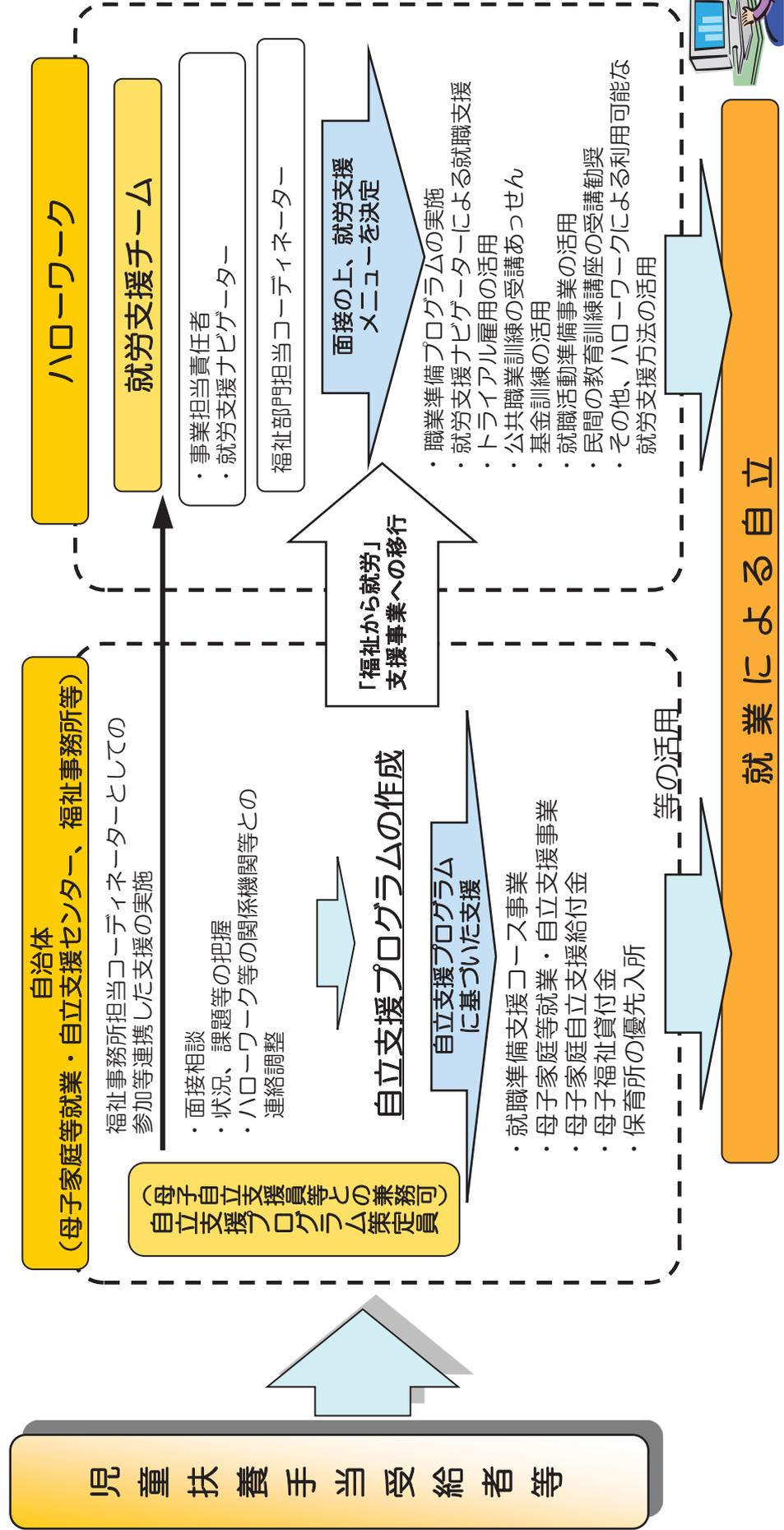
★は父子家庭も対象

# 母子自立支援プログラム策定等事業

創設：平成17年度  
策定数：6,952件（平成22年度）

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーターを配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施している。



## 自立支援教育訓練給付金事業

創設：平成15年度  
 支給件数：1,537件（平成22年度）  
 就職件数：880件（平成22年度）  
 目標：平成26年度までに全都道府県・市・  
 福祉事務所設置町村で実施  
 （子ども・子育てビジョン）

母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部（受講料の2割相当額（上限10万円））を支給する。

### (1) 対象者

母子家庭の母であって、次の全ての要件を満たす方

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- イ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ウ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### (2) 対象となる講座

実施主体である「都道府県・市・福祉事務所設置町村」の長が指定

- ア 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- イ 就業に結び付く可能性の高い講座
- ウ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

### (3) 支給額

対象講座の受講料の2割相当額（上限100,000円）。ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。

## 高等技能訓練促進費等事業

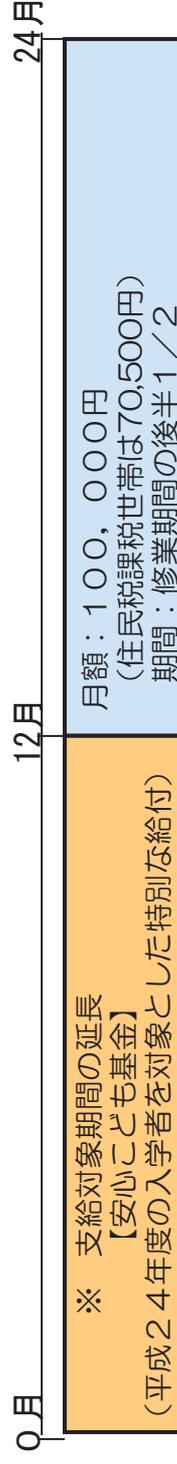
### (平成23年度第4次補正予算での「安心こども基金」の積み増し・延長関係)

- 本事業では、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格の取得により、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、2年以上養成機関で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給。  
【平成15年度創設・一般会計】
- 当初、修業期間の後半1/3の支給対象期間（上限12か月）であったものを、平成21年2月から後半1/2の期間（上限18か月）に延長した。
- 平成21年度の緊急経済対策の補正予算で、安心こども基金を活用して、平成23年度までの入学者に対し、支給額を引き上げるとともに（月額10万3千円→14万1千円（住民税課税世帯は51,500円→70,500円）、支給対象期間を修業全期間に拡大した。【平成21年度補正予算・安心こども基金】
- 平成23年度第4次補正予算で安心こども基金の積み増し・延長を行い、平成24年度の入学者について、修業全期間（上限3年）を支給対象とする措置を継続する。（支給額は月額10万円（住民税課税世帯は70,500円））  
【安心こども基金】
- ※ 4年間修業する場合の4年目は、母子福祉資金の生活資金の貸し付けが可能。
- ※ 平成23年度までの入学者については、従来どおり、修業全期間を対象に月額14万1千円（住民税課税世帯70,500円）を支給する。

【対象資格】：都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

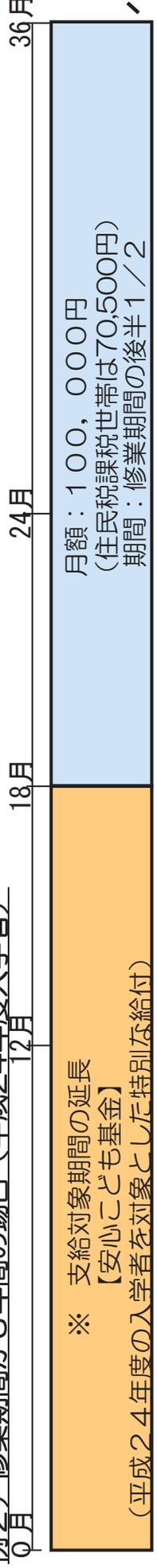
（例）看護師、理学療法士、作業療法士等（保育士・介護福祉士については、求職者支援制度の利用が可能）

#### 例1) 修業期間が2年間の場合（平成24年度入学者）



修了後  
入学支援終了一時金の支給 5万円  
(住民税課税世帯は2万5千円)

#### 例2) 修業期間が3年間の場合（平成24年度入学者）



### 高等技能訓練促進費 事業実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給件数	1,357件	2,099件	5,230件	7,969件
就職件数	1,071件	1,291件	1,332件	1,714件

### 高等技能訓練促進費 資格取得の状況(平成22年度)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	896人 (42.4)	781人	31人	4人
准看護師	1,017人 (48.1)	600人	118人	9人
介護福祉士	50人 ( 2.4)	35人	7人	0人
保育士	35人 ( 1.7)	22人	8人	0人
作業療法士	26人 ( 1.2)	23人	1人	0人
理学療法士	19人 ( 0.9)	17人	0人	1人
歯科衛生士	23人 ( 1.1)	14人	3人	0人
鍼灸師	7人 ( 0.3)	1人	2人	3人
柔道整復師	6人 ( 0.3)	1人	2人	0人
理容師	5人 ( 0.2)	2人	3人	0人
その他	30人 ( 1.4)	23人	2人	1人
合 計	2,114人 (100.0)	1,519人	177人	18人

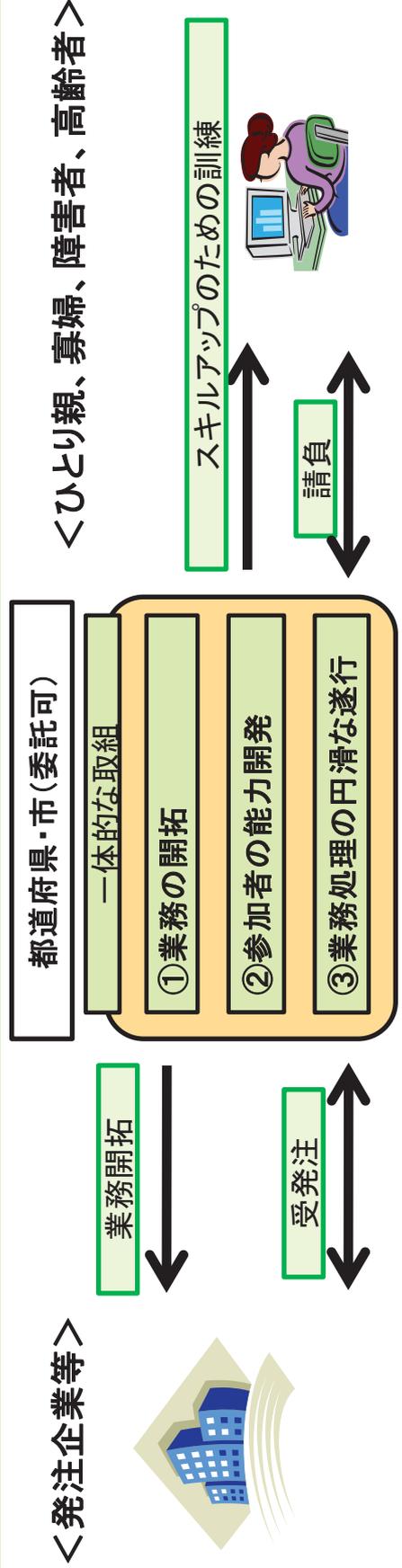
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業  
 〈平成23年度まで→平成24年度までに延長〉  
 (平成23年度第4次補正予算での「安心子ども基金」の延長関係)

1. 事業概要

- 在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないいひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。
- このため、平成21年度補正予算により、安心子ども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組みむ地方自治体(都道府県及び市)の事業に対して助成を行い、普及促進を図っている。
- 平成23年度第4次補正予算により、本事業の実施期限を平成24年度訓練開始分まで延長する。(24年度に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成26年度末まで対象とする。)

2. 実施状況

- 38都道府県市区で実施中又は実施予定(平成24年1月現在)
- 平成24年度までは、更に新規の開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



## 地方自治法施行令の改正による随意契約の対象の拡大について

平成23年12月に地方自治法施行令が改正され、地方自治体の随意契約の対象について、母子福祉団体に加え、新たに、実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者等が追加された。

### 地方自治法施行令 (随意契約) 第百六十七条の二

地方自治法第百三十四条第二項の規定により随意契約によりできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 三 (前略)母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体」という。)が行う事業でその事業で使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

### 地方自治法施行規則

#### 第十二条の三

- 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者(以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

職業訓練受講講時の託児サービスの充実

〈平成23年度まで→平成24年度までに延長〉

(平成23年度第4次補正予算での「安心こども基金」の延長関係)

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの実充が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもらの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センター等において提供する。 ※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



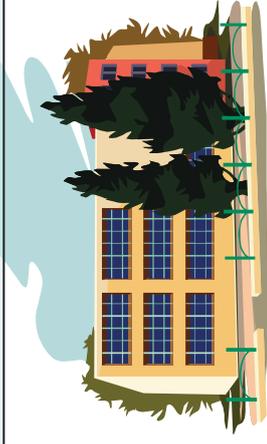
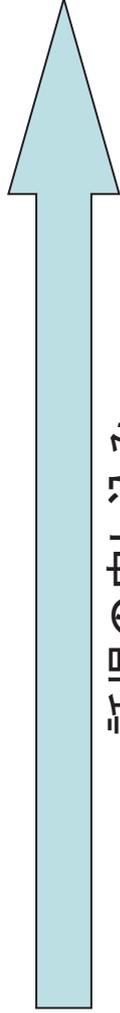
ひとり親(母子家庭・父子家庭)

職業訓練へ参加



民間教育訓練機関等

託児の申し込み



ハローワーク



託児の実施



職業訓練の  
情報収集等

母子家庭等就業・自立支援センター  
(都道府県、指定都市、中核市)等

緊急人材育成支援事業等による職業訓練を実施

## 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

〈平成23年度まで→平成24年度までに延長〉

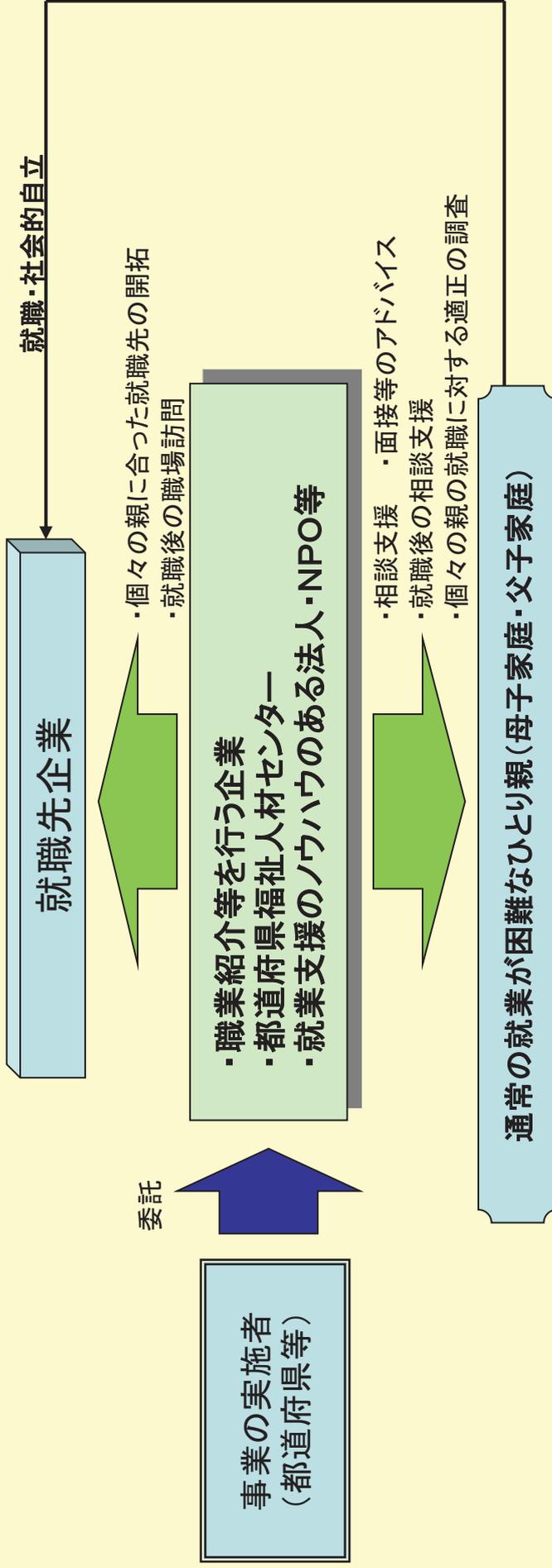
(平成23年度第4次補正予算での「安心こども基金」の延長関係)

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)  
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



## 就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

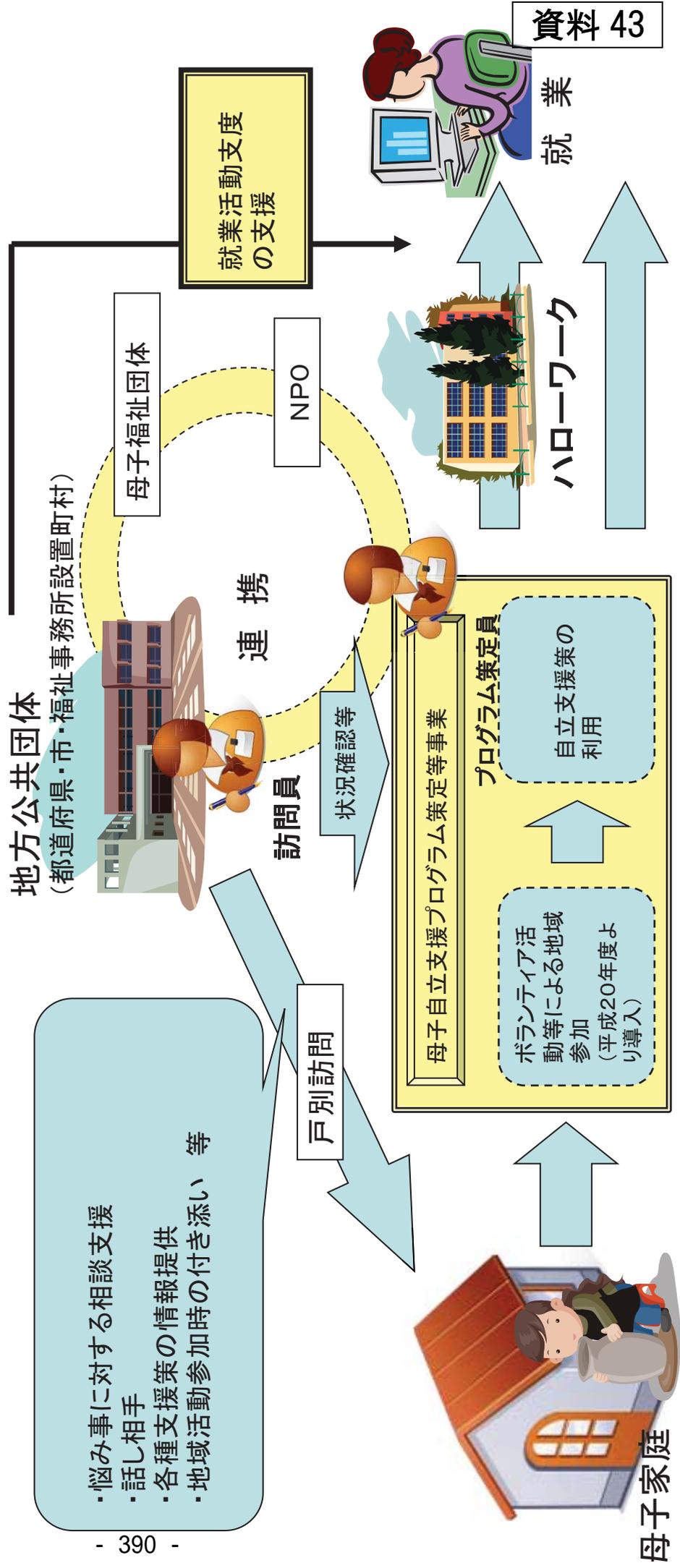
〈平成23年度まで→平成24年度までに延長〉

(平成23年度第4次補正予算での「安心こども基金」の延長関係)

地域との結びつきが薄く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭については、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策等に適切に結びつけていくことが必要であるが、母子家庭を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいこの時期においては、通常にもましてきめ細かい支援が求められる。

このため、戸別訪問による相談支援を行い、就業支援策への移行後についても、引き続き訪問による状況確認等の支援を行うことにより、自立をサポートする。

また、自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するため、就業活動支度の費用について支援する。



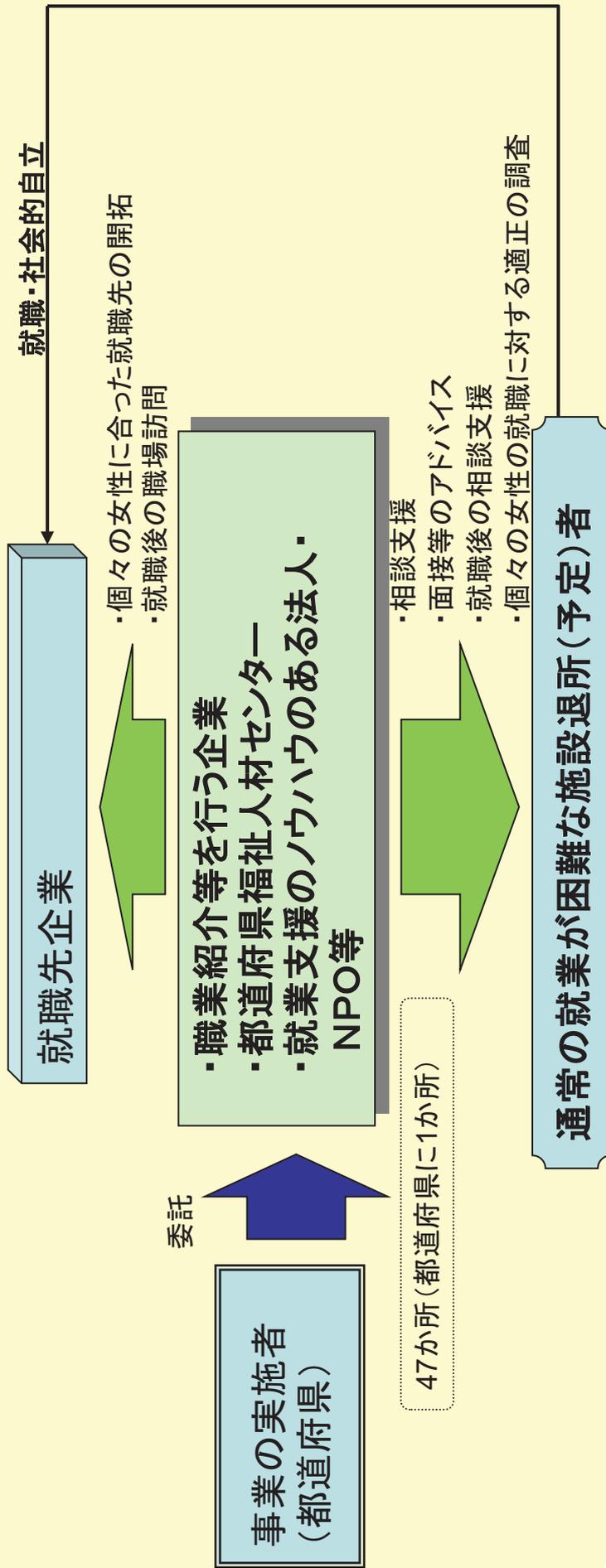
## 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等の自立支援 (平成23年度第4次補正予算での「安心こども基金」の延長関係 <平成23年度まで→平成24年度まで延長>)

現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就業が困難な婦人保護施設等の退所者等にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 婦人保護施設の在所者(DV被害者等)の約5割が、入所前は専業主婦もしくは無職。(厚生労働省家庭福祉課調べ)

※ DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るに当たり、アパート等の住居の確保や衣食等の生活必需品の準備などが必要不可欠であるが、中でも経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最も重要。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業等に委託して行う。



母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成22年度実績)

	都道府県											
	母子家庭及びひとり暮らし自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業 高等技能訓練促進費等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭及びひとり暮らし自立促進計画	ひとり暮らし生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり暮らし生活支援事業
1北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5秋田県	○ (2次計画策定中)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

都道府県	市等					
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業 高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
8茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	
10群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	
11埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	

関東ブロック



	市等											
	都道府県					市等						
	母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	自立支援教育 訓練給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業	母子自立支援プ ログラム策定等 事業	就業・自立支援事業	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	自立支援教育 訓練給付金事業	高等技能訓練 促進費等事業	母子自立支援プ ログラム策定等 事業	母子家庭等日常 生活支援事業	ひとり親家庭生活 支援事業
15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
17	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

	都道府県										市等		
	母子家庭及び子育て支援計画	母子自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子家庭及び子育て支援計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業		母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費等事業					
21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	



都道府県	市等											
	母子家庭及びひとり親家庭自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム英定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及びひとり親家庭自立促進計画	就業・自立支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム英定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
近畿ブロック	30和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国ブロック	31鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国ブロック	32鳥根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国ブロック	33岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国ブロック	34広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国ブロック	35山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中国ブロック	36徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎



都道府県	都道府県						市等						
	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
九州ブロック 46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
継続して実施(◎)	45	47	47	42	24	24	29	42	47	47	47	42	24
平成23年度中に実施(○)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施予定なし	0	0	0	6	18	23	18	6	0	0	0	0	0
都道府県合計	259/887 (29.2%)	106/106 (100%)	59/59 (100%)	214/840 (25.5%)	59/59 (100%)	20/781 (2.6%)	753/840 (89.6%)	728/840 (86.7%)	467/840 (55.6%)	985/1756 (56.1%)	798/1756 (45.4%)	1014/1803 (56.2%)	822/1803 (45.6%)

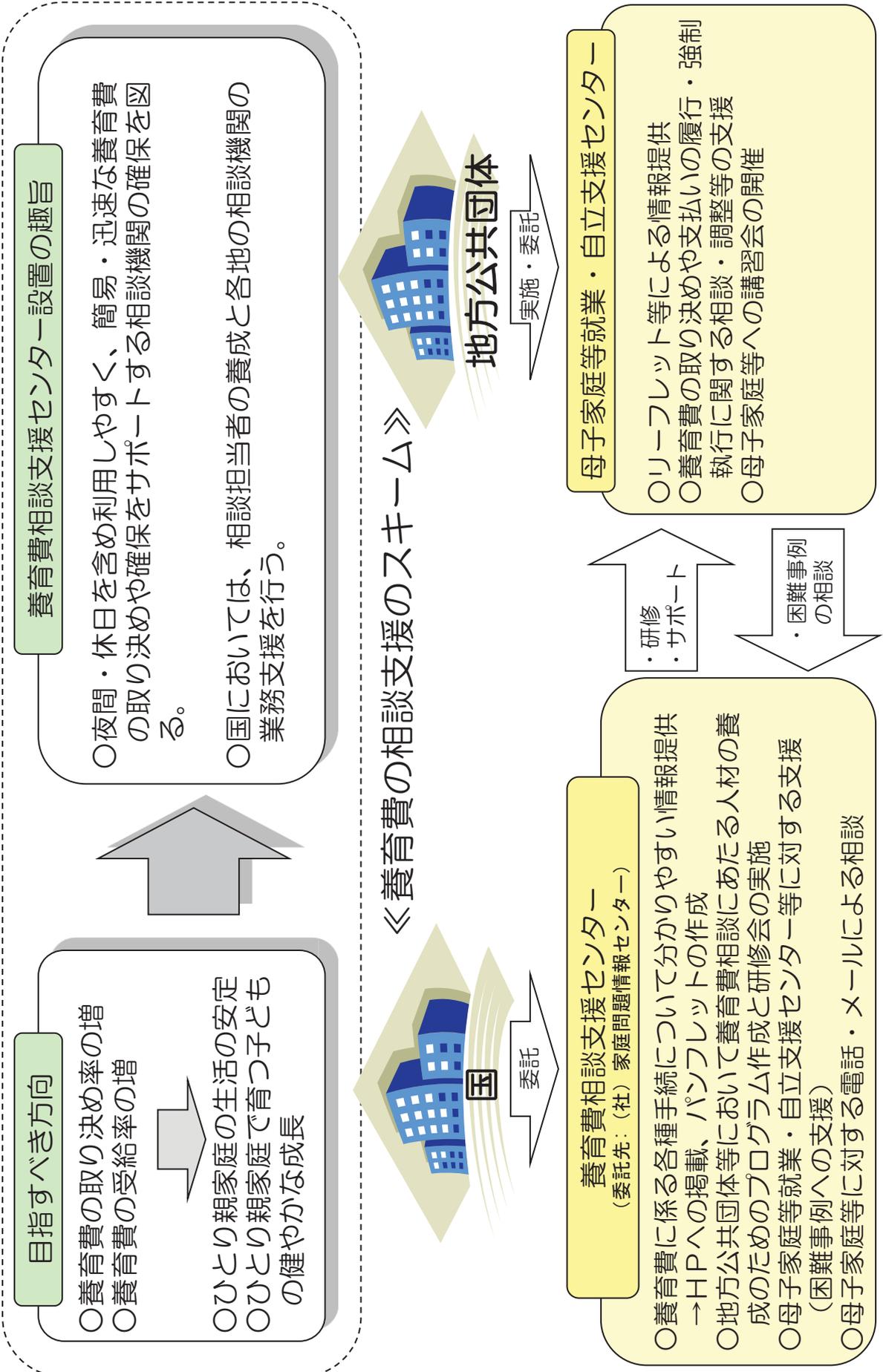
平成22年度実施状況

<都道府県を含む実施状況>

平成22年度実施状況			
母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		母子家庭等就業・自立支援センター事業
	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援プログラム策定等事業	
259/887 (29.2%)	106/106 (100%)	20/781 (2.6%)	800/887 (90.2%)
59/59 (100%)	20/781 (2.6%)	728/840 (86.7%)	467/840 (55.6%)
753/840 (89.6%)	728/840 (86.7%)	467/840 (55.6%)	985/1756 (56.1%)
106/106 (100%)	20/781 (2.6%)	800/887 (90.2%)	822/1803 (45.6%)

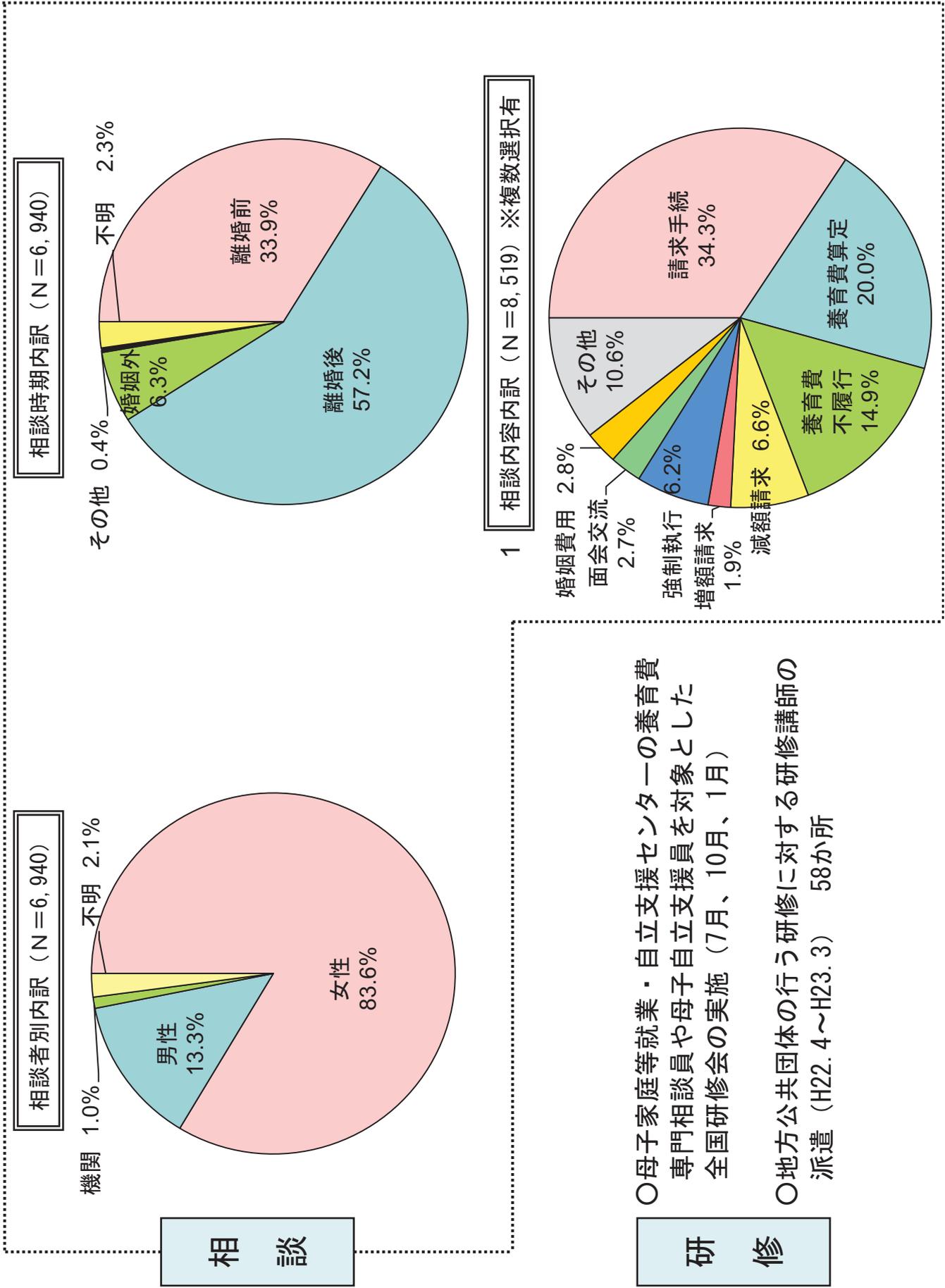
(参考) 母子家庭就業支援マップ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/koyou/map/index.html>

# 養育費相談支援センターについて



養育費相談支援センター 電話相談：0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108  
 [相談時間：月～土(年末年始、祭日を除く) 10:00～20:00]

# 養育費相談支援センターにおける相談実績等 (H22.4～H23.3)

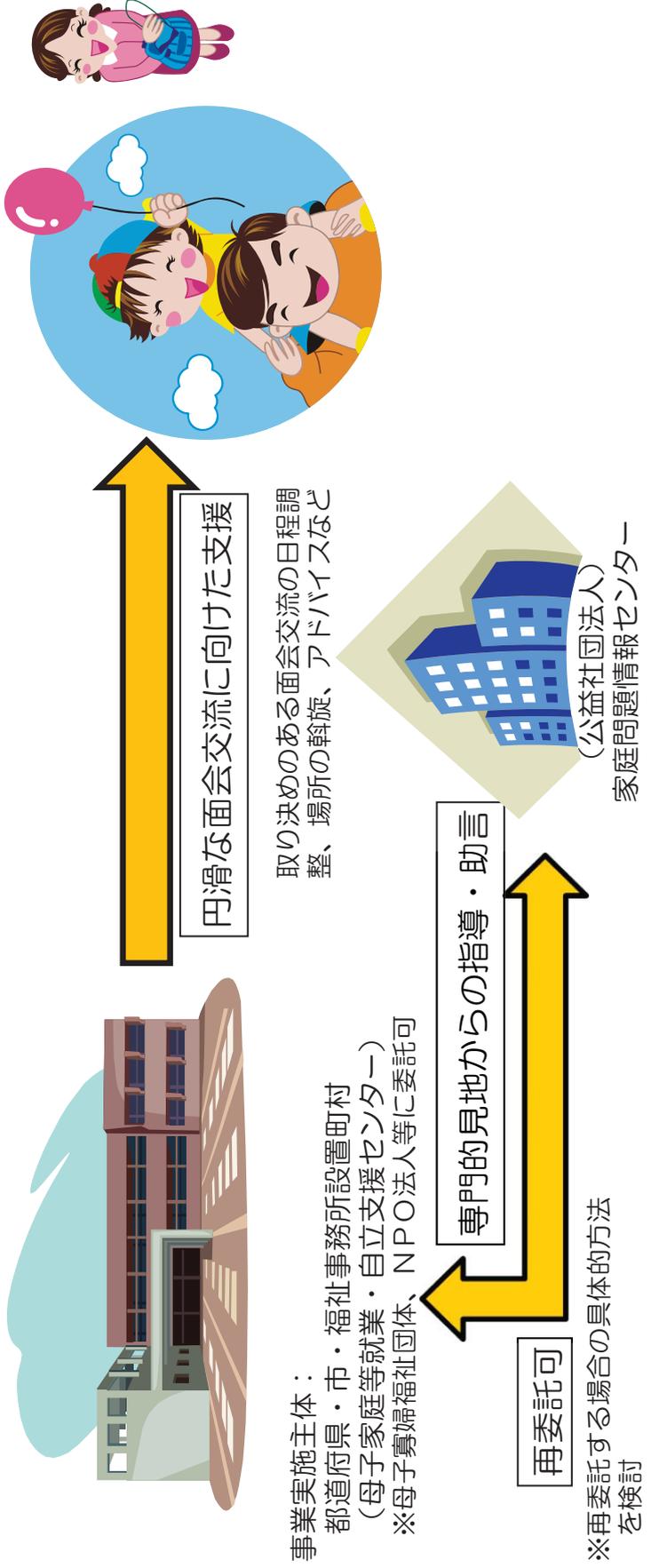


【平成24年度予算案新規事業】

# 面会交流の支援について

## 要求趣旨

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
  - 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲に乏しいものなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
  - 具体的には、児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。
- ※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中の「母子家庭地域生活支援事業」のメニューとして実施



## (案)

## 面会交流

## ～子どもたちのすこやかな成長をねがって～

夫婦が離婚などにより離れて暮らすことになってから、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つことを「面会交流」といいます。

## ～面会交流 どうして大切なのか～

夫婦が離婚（別居）を決意するまでには、大変な道があると思います。それを乗り越え、新しい生活を築いていくことは、決してたやすいことではありませんし、冷静に話し合うことができない場合もあるかもしれません。

しかし、夫婦が離婚（別居）しても、子どもにとっては、お父さんであり、お母さんであることに変わりはありません。

夫婦の別れを親子の別れにせず、子どもが父母のどちらともかわかることのできる環境を作るため、離れて暮らすことになった後の親と子のかかわり方について、夫婦でよく話し合い、協力していくことが必要です。

## 両親の離婚（別居）に子どもたちは・・・

子どもは、大人が考えている以上に、まわりに起こったできごとについて敏感で、これを自分に結びつけて考えるものです。両親の離婚（別居）に直面した子どもたちは、どんなことを思っているのでしょうか・・・

- 私が悪い子だから、家族が離ればなれになるのかなあ
- お父さん（お母さん）が私のことを嫌いになったから、お父さん（お母さん）と一緒に暮らせなくなったのかなあ
- お父さんもお母さんも私のことを大切に思ってくれているのかなあ

- どうしてお父さんとお母さんは怒っているのだろう 私が悪いのかなあ
- だれと相談したらいいんだろう
- これから私はどんなふうに住生活することになるのかなあ
- おともだちとはどうなるのかなあ

父母の離婚（別居）にかかわらず、子どもが父母のどちらともかわかることのできる環境を作るために父母ができることのひとつが、「面会交流」です。

面会交流は、父母それぞれの立場から、子どもに、「あなたが悪いんじゃないよ。」「離れて暮らしているけれど、どちらの親もあなたのこととが好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。面会交流に決まった方法はなく、面会、宿泊、学校行事への参加、電話や手紙等での交流など、そのときどきの状況により最も適した方法を選択して行います。

## なぜ、面会交流が子どものために大切なのか？

両親の離婚や別居は、子どもにとってもまた、とても大きなできごとです。親としては、子どもがこのできごとを乗り越えてすこやかに成長していきけるようにしてあげたいものです。離婚や別居後も面会交流を円滑に行っていくことは、両親の離婚や別居を経験した子どもにとって、とてもいい影響を与えます。

例えば・・・

- 子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛され、大切にされていることを実感し、安心感や自信を得ることができます。この安心感や自信は、子どもが生きていく上で大きな力となりますし、父母の離婚（別居）という現実を受け入れる支えにもなります。
- 子どもにとって、親がどんな人かを知ることがとても大切なことです。実の親がどんな人か分らないと自分の足もとがしっかりと固まらないような不安定さを感じます。子どもにとっても自分自身のルーツである「実の親を知る」ことは、子どもが成長していく上で大きな意味があります。
- 子どもにとって、父母は、男性や女性としての身近なモデルです。それぞれの良いところも悪いところも含めて親の姿を直接に見つめ、それらを

感じ取り、自分自身の物差しとして取り込みながら、一人の人間として成長していきいます。

- 子どもは、基本的に親のことが大切で、親に対して、よい人であってほしいとの素朴な願いを持っています。子どもが離れて暮らす親の好ましい一面に触れる機会を作ってあげることにより、子どもは、離れて暮らす親に対して少しでもよい印象を持って生きていくことができます。

### ～子どものための面会交流の実施に向けて～

面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の実施については、子の利益を最も優先して考慮しなければなりません（※平成23年の一部改正後の民法第766条第1項参照）。

面会交流を円滑に行い、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと暖かく、信頼できる親子関係を築いていくためには、父母それぞれの理解と協力が重要です。

夫婦としては離婚（別居）することになったとしても、子どもにとっては、どちらも、かけがえのないお父さんでありお母さんであることに変わりはありませんから、夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、親として子どものために協力していくことが必要です。

※平成23年の一部改正後の民法（明治29年法律第89号）第766条第1項（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）  
第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子どもの面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。  
2～4 （略）

### 子どもの父、母として

面会交流は、子どものすこやかな成長のために行うものですので、子どもを親同士の争いの間に置いて子どもを苦しい気持ちにさせてしまうことがないように、子どもの目線に立って、お互い協力し合うことが必要です。

例えば・・・

- 子どもにとってのお父さん、お母さんとして協力し合い、子どもが安心して親子の交流の時間を心から楽しんで過ごせる環境を作りましょう。
- 子どもがそれぞれの親と良い関係を持てるように、お互いが子どものために暖かい気持ちで支え合いましょ。

- 面会交流でお父さんやお母さんとのように過ごしたらいいか、子ども自身も理解できるように、子どもにきちんと説明しましょう。また、子どもがどのように過ごしたいのか、子どもの気持ちもきちんと聞きましょ。

家庭ごとに状況はさまざまですので、父母でよく話し合い、その家庭の状況に合った面会交流の方法を決め、それを続けていくことが大切です。もともと、時間の経過とともに、子どもは成長し、養育環境も変化しますので、状況に応じて方法を柔軟に変えていくこともまた必要です。

Q 離婚（別居）をすることになりました。子どもにはどのように説明すればよいのでしょうか？

A 子どもは、その年齢なりに家族の状況を理解しているものです。落ち着いた状況で、離婚（別居）をするのはお子さんのせいではないこと、離婚（別居）したとしてもどちらとも親であることに変わりなく、今後も協力し合っていくことをお子さんにも分かりやすく伝え、安心させてあげましょ。

Q 子どもが「会いたくない」というときは会わせなくていいのですか？

A 子どもが「会いたくない」というときは、その理由をよく聞いてみましょう。子どもの気持ちをどのように受けとめるのがよいかは、子の年齢によって異なりますが、子どもが面会交流に気が乗らなかつたり、負担に感じたりしてしまふような場合には、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょ。また、子どもが話した理由を口実にして、面会交流を一方的にやめてしまふことは、新たな争いを生むだけでなく、子どもを親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちにさせてしまふますので、親同士で冷静に話し合いましょ。

Q 父母だけでは面会交流の方法について合意できない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A 信頼できる第三者を介して話し合ってみてはいかでしょうか。また、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てて、家庭裁判所の調停手続の中で話し合ふこともできます。

Q 離婚（別居）前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければなら  
ないのですか？

A 過去の家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、面会交流を控えるべき場合もありますし、実施する場面にもどのような方法によるのがよいか異なります。このような事情がある場合に、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、双方が納得の上で問題が解決できるような助言やあっせんを得るのがよいでしょう。なお、調停手続を利用した場合、合意ができないときは、審判で決定されることとなります。

問い合わせ先

○法的な問題全般についてのお問い合わせは・・・

日本司法支援センター（愛称：法テラス）  
ナビダイヤル 0570-078374

<http://www.houterasu.or.jp/>

○申立てを行うための手続、必要書類、費用等については・・・  
裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

フアクシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス ナビダイヤル 0570-031840

音声案内に従って次のコード番号をブッシュしてください。

面会交流（案内）5514 / （申立書・記入例）7514

（裏表紙の下に） <http://www.moj.go.jp>  
法務省民事局参事官室  
TEL 03-3580-4111

## (案)

### 面会交流

#### ～実りある親子の交流を続けるために～

夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つことを、「面会交流」といいます。

面会交流がうまく行われていると、子どもは、どちらの親からも愛されているという安心感を得ることができるといわれています。

このパンフレットは、離れて暮らす親子が面会交流をうまく行うために大切なことをお伝えするものです。

#### はじめに ～親が離れて暮らすとき～

夫婦が離れて暮らすことになるとは、さまざまなきさつや事情があったことと思います。しかし、夫婦が離れて暮らすことになっても、子どもにとっては、お父さんであり、お母さんであることに変わりはありません。

次のような行動は、親同士が離れて暮らしている子どもを、親同士の争いの中に置いてしまい、とても苦しい気持ちにさせてしまうことがあります。

例えば・・・

- 他方の親について、極端な意見を言ったり、決めつけをしてしまう。
- 他方の親のことをけなしたり非難したりするようなことを言うてしまう。
- 他方の親に対して、暴力的な態度をとったり、侮辱するような態度をとってしまう。
- 他方の親と子どもとの関係に介入したり、妨げようとしてしまう。
- 子どもの気持ちは自分の気持ちと当然同じであると考えて、一方的な言動をとってしまう。
- 面会交流で子どもが他方の親の家を訪問したときに、子どもにその家の様子を探る役割をとらせてしまう。
- 子どもに、離婚又は別居の理由や養育費の支払に関する事情など、大人の

事情を伝えてしまう。

- 子どもに、他方の親との間の伝言役をさせてしまう。  
親同士が離れて暮らすことになったことで、子どもは、子どもなりに不安やとまどいを感じたり、悲しく感じたりしています。そんな子どものために、親としてまずできることは、このような行動をとって子どもを親同士の争いの間に置くことがないように努めることです。

#### 面会交流をスムーズに行うために

子どもにとって望ましい面会交流をスムーズに行うために、子どもと離れて暮らしている親として、また、子どもと一緒に暮らしている親として、それぞれの立場で、次のようなことに留意しながら面会交流を行いましよう。

#### 子どもと離れて暮らしている方へ

- 面会交流の日にはちや時間、場所などは、子どもの体調、生活のペース、スケジュールに合わせましよう。  
子どもの年齢、健康状態、学校、課外活動、習い事、友達との約束などのスケジュールを十分に考えて、子どもに無理のないような日にちや時間、場所、内容などを決め、子どもが喜んで会えるようにしましよう。
- あらかじめ決めている面会交流の約束事は守りましよう。  
事前に取り決めていている面会交流の決めごとは守りましよう。  
特に、面会交流を終える時間や子どもを引き渡す場所などを相手に相談なく変えることは避けましよう。  
また、急な事情により、約束を守れないときには、すぐに連絡しましよう。
- 一緒に暮らしている親から、子どもが会いたくないと言っているとして相談を受けたときは、まずは親同士で冷静に話し合いましよう。  
子どもが「会いたくない」と言うときは、子どもが面会交流に気が乗らなかつたり、負担に感じたりしていることが少なくありません。面会交流のやり方に問題がなかったか、それまでの親同士の面会交流に対する態度も含めて振り返って考えてみましよう。子どもの気持ちを尊重して、しばらくの間、直接会う方法から手紙などの間接的な方法に切り替えることが、良好な親子関係を築いていく上

で望ましい場合があります。まずは、親同士で冷静に話し合うことが大切です。

- 子どものびのびと過ごせるようにしましょう。  
一緒に暮らしている親に対する悪口を聞かされたり、一緒に暮らしている親の様子をしつこく聞かれると、子どもの気持ちは重くなってしまう。  
子どもが関心を持っていることや学校の行事、最近のうれいニュースなど、子どもが生き生きと話せる話題を作り、あなたは聞き役に回しましょう。
  - 高価な贈り物や行き過ぎたサービスタブなどは、やめましょう。  
高価なプレゼントなどで子どもの関心を引きつけることは、子どもの健全な成長の面からも好ましくありません。  
また、そもそもプレゼントを受け取ること自体、子どもを父母の間の板ばさみにさせてしまうことが少なくありませんので、一緒に暮らしている親に事前に話をすることなく子どもにプレゼントを渡すことは控えましょう。
  - 一緒に暮らしている親に相談することなく、子どもと約束をすることはしないようにしましょう。  
一緒に暮らしている親に相談することなく、「泊りがけで旅行に行こう。」などと子どもと約束すると、子どもに後ろめたい思いをさせたり、子どもを不安にさせたりします。また、親同士の新たな争いの原因になることもあります。  
大切なことは、親同士の話し合いで決め、子どもにも負担を感じさせないようにしましょう。
- ### 子どもと一緒に暮らしている方へ
- 子どもの様子を相手に伝えるようにしましょう。  
子どもの健康状態や学校の行事予定、努力していることやその成果などは、離れて暮らしている親にとっても関心が高いことです。できるだけ伝えるようにしましょう。伝えることで、離れて暮らしている親が子どもにもうまぐ対応でき、子ども自身も、離れて暮らしている親にも大切に思われていると実感することができます。
  - 過去の夫婦の争いや相手の悪口を子どもに言わないようにしましょう。  
過去の夫婦の争いや離れて暮らしている親の悪口を聞くと、子どもは苦しい気持ちになります。子どもが離れて暮らしている親について良いイメージを持つことが出来るように配慮しましょう。

- 子どもが「会いたくない。」と言うときは、その理由をよく聞いてみましょう。

もし、子どもが面会交流に気が乗らなかつたり、負担に感じているようであれば、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょう。そして、子どもの気持ちを聞いて、面会交流のやり方に問題があるようであれば、それを改めるように親同士で話し合しましょう。

子どもの年齢や状況によっては、子どものことをそのまま受けとめる必要がある場合もありますが、子どもが話した理由を口実にして面会交流を一方的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけでなく、子どもを、親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちにさせてしまいますので、まずは、親同士で冷静に話し合うことが大切です。

- 子どもが面会交流に出かけるときは、笑顔で送り出しましょう。  
子どもは、親の気持ちや表情に敏感です。あなたのちよつとした言葉や表情、しぐさから、離れて暮らしている親と会うことを後ろめたく思ったり、悪いことのように思ったりしてしまいます。  
子どもには、面会交流をすることは良いことだと思っていることを伝えておき、子どもが面会交流に出かけるときは、笑顔で送り出しましょう。
- 子どもが帰ってきたら、笑顔で温かく迎えてあげましょう。  
子どもは、あなたに気がつかつて、重たい気持ちで帰ってくるかもしれないかもしれません。笑顔で温かく迎えてあげましょう。  
また、面会中のことは、あまり細かく聞かないようにしましょう。子どもが離れて暮らしている親との時間を楽しく過ごしたことを認めてあげること、子どもは両方の親から愛情を注がれていると感じることが出来ます。

面会交流は、子どもの成長のために行うものです。

夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どものためにお互いが補い合い、協力し合しましょう。

初めのうちは面会交流が順調にいかないこともあるかもしれませんが、そのようなきにも、子どもの幸せを考えながら、目の前の出来事に一喜一憂せず、柔軟な態度でのぞんでいくことが大切です。

こんなときは・・・

父母だけでは面会交流の方法について合意できないような場合は、信頼できる第三者を介して話し合ってみてはどうか。また、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てて、家庭裁判所の調停手続の中で話し合うこともできます。

問い合わせ先

○法的な問題全般についてのお問い合わせは・・・

日本司法支援センター（愛称：法援センター）  
ナビダイヤル 0570-078374

<http://www.houterasu.or.jp/>

○申立てを行うための手続、必要書類、費用等については・・・  
裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

フアクシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス ナビダイヤル 0570-031840  
音声案内に従って次のコード番号をブッシュしてください。  
面会交流（案内）5514 / （申立書・記入例）7514

（裏表紙の下に） <http://www.moj.go.jp>  
法務省民事局参事官室  
TEL 03-3580-4111

## (案)

### 夫婦が離婚をするときに

～子どものために話し合っておくこと～

夫婦が離婚という結論に至るまでには、さまざまないきさつや事情があったこと  
と思います。親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは、決  
してたやすいことではありませんが、子どもにとっても、また、両親の離婚は、と  
ても大きなできごとです。

子どもがこのできごとを乗り越えてすこやかに成長していけるように、夫婦が離  
婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費の分担」  
と「面会交流」があります。

☆ 平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項とし  
て「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取決めにするときは子の利  
益を最も優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

民法（明治29年法律第89号）※平成23年の一部改正後のもの

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と  
子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護に  
ついて必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も  
優先して考慮しなければならない。

2～4  
(略)

### 養育費の取決めにについて

#### ○ 養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。一般的には、未  
成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用を意味  
し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

親の未成熟子に対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がな  
くても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとさ  
れています。

未成熟子がいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となっ

て子どもを養育することになりますが、離婚により親権者でなくなつた親であつ  
ても、また子どもと離れて暮らすこととなつた親であっても、子どもの親である  
ことにより変わりはありませんから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができる  
ようにする義務があります。

子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えること  
は、とても大切なことです。

#### ○ 養育費の取決めにについて

養育費は、子どものためものですから、子どもと離れて暮らすことになるとなる親  
と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくよう  
にしましょう。新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われ  
るように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めて  
おくのがよいでしょう。養育費の取決めは、後日その取決めの有無や内容につい  
て紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましよ  
う（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう）。

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもと一緒に暮らす  
親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、  
離れて暮らす親にすれば、再婚により扶養家族が増えたりすることもあるでしょ  
う。事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減  
額を他方の親に求めることができる場合があります。

なお、離婚時の取決めや、その後の増額又は減額については、当事者間で話し合  
いができないときは、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。家  
庭裁判所の調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決  
めることになりませんが、養育費は、子どもの成長を支えるためにとっても大切なも  
のですので、審判であってもその結果を受け入れ、親として養育費の支払を継続  
していく必要があります。

### 面会交流の取決めにについて

#### ○ 面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

子どもは、両親の離婚という大きなできごとを経験して、「自分が悪いことをしたので父母がこんなことになってしまったのではないか?」、「自分を嫌いなっていなくなってしまうのではないか?」などと不安な気持ちになったりします。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から、「あなたが悪いんじゃないよ。」、「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとつては父母はともにかげがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。

## ○ 面会交流の取決めにについて

面会交流は子どものすこやかな成長のためにととても大切なことであり、子どもにとつて望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。また、親同士がお互いに守らなければならないルールについてもしっかりと決めておくようにしましょう。面会交流の取決めは、後日その取決めの有無や内容について紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。

面会交流は、長い年月に渡って行われるものです。また、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとつて最もよい面会交流を行っていくことが大切です。

なお、話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的に

は家庭裁判所の審判で決めることとなりますが、面会交流は、子どものすこやかな成長をねがって行うとても大切なものですから、審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが不可欠です。

## ☆ 養育費と面会交流との関係について ☆

養育費の支払いと面会交流は別の問題で、交換条件にすることはできませんが、養育費は子どもの生活を支えるもの、面会交流は子どものすこやかな成長をねがって行うもので、どちらも子どもにとつて必要なものです。車の両輪のようにともに実行したいものです。

Q 離婚(別居)をすることになりました。子どもにはどのように説明すればよいのでしょうか?

A 子どもは、その年齢なりに家族の状況を理解しているものです。落ち着いた状況で、離婚(別居)をするのはお子さんのせいではないこと、離婚(別居)したとしてもどちらとも親であることに変わりなく、今後も協力し合っていくことを子どもに分かりやすく伝え、安心させてあげましょう。

Q 離婚(別居)前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければならぬのですか?

A 過去の家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、面会交流を控えるべき場合もありますし、実施する場合にもどのような方法によるのがよいか異なります。このような事情がある場合に、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、双方が納得の上で問題が解決できるような助言やあっせんを得るのがよいでしょう。なお、調停手続を利用した場合、合意ができないときは、審判で決定されることとなります。

## 問い合わせ先

○ 法的な問題全般についてのお問い合わせは・・・  
日本司法支援センター(愛称: ぽすてらす)。  
ナビダイヤル 0570-078374

<http://www.houterasu.or.jp/>

○ 養育費については・・・  
最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター  
<http://www.mhlw.go.jp/general/scido/koyou/bosikatei/2b.html>  
または養育費相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

※携帯電話・PHSからは「03-3980-4108」にお電話ください。

<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>

○申立てを行うための手続，必要書類，費用等については・・・

裁判所ウェブサイトを <http://www.courts.go.jp/>

フアケシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス ナビダイヤル 0570-031840

音声案内に従って次のコード番号をブッシュしてください。

養育費請求（案内）5513 / (申立書・記入例) 7513

面会交流（案内）5514 / (申立書・記入例) 7514

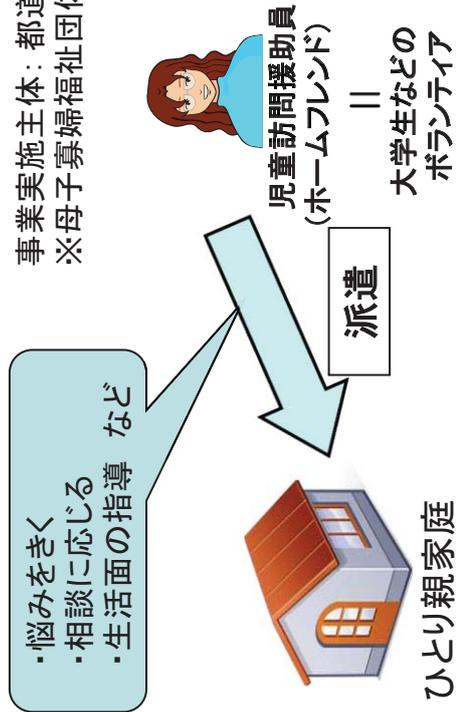
(裏表紙の下に) <http://www.moj.go.jp>  
法務省民事局参事官室  
TEL 03-3580-4111

# 児童訪問援助事業の拡充(学習ボランティア)について【平成24年度予算案新規事業】

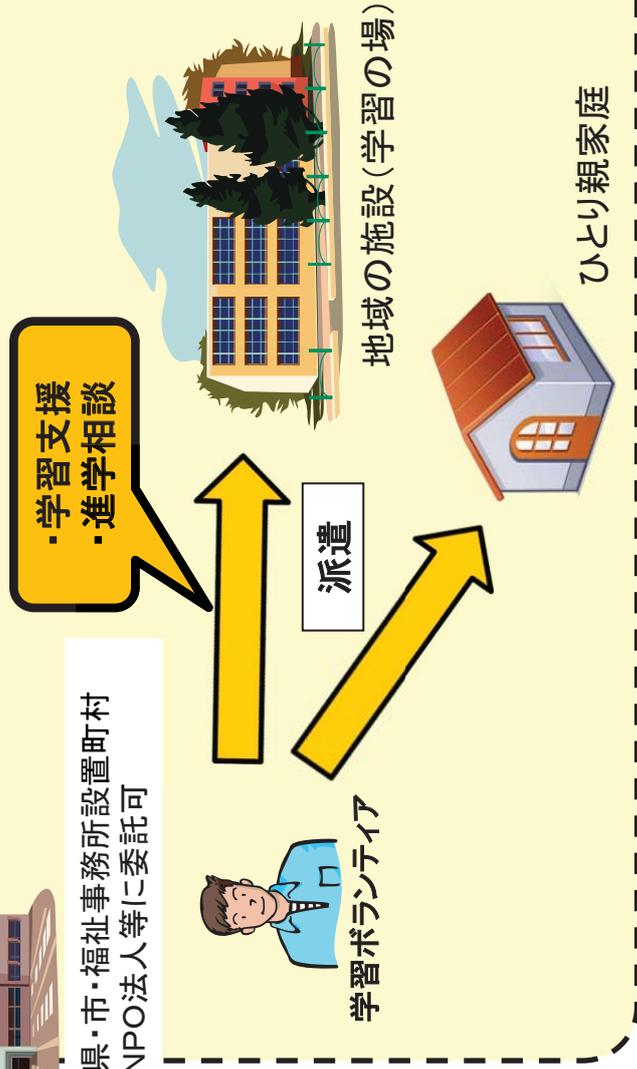
- ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要。
- また、近年、学生側にもボランティアの機会を求めるニーズがあり、中高生等への教育支援のボランティアを単位認定する大学もある。
- このため、ひとり親家庭に児童訪問援助員（大学生などのボランティア）を派遣し、児童の悩みや相談に応じたり、生活面の指導を行う「児童訪問援助事業」について、教育支援（学習ボランティア）も対象とするよう拡充を図る。
- 具体的には、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みとし、コーディネート経費（人件費、通信経費等）、学生の旅費、教材の印刷製本費、会場借料等を補助する。

\* 母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」のメニューとして実施

## ＜現行（ホームフレンド）＞



## ＜拡充部分（学習ボランティア）＞



# 児童扶養手当について

## 【平成24年度の手当額について】

### 1. 手当額について

- ・ 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がなされている。※年金の物価スライドと同じ扱い。
- ・ 児童扶養手当額については、平成23年の消費者物価指数が平成22年の指数を0.3%下回るため、法律の規定に従って下記のとおりとなる。

### 2. 特例水準の解消について

- ・ なお、物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金とあわせて、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じている特例水準(1.7%)について、年金と同様に、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消するため、今年の通常国会に法案を提出した。法案が成立すれば、平成24年度の手当額が、10月分が支払われる12月の支払から更に0.6%引き下がることになる。
- ・ これまで年金と連動した改定を行っているのは、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となって、ひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。

＜参考＞年金の特例分が2.5%であるのに対し、児童扶養手当で1.7%である理由

- ・ 児童扶養手当では手当の本来水準が物価のみに応じて改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっている。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度(19年度、21年度)に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。

・ 手当額[月額] (△0.3%) ※法案が成立した場合、平成24年10月以降は△0.6%

	(平成23年度)	(平成24年4月～)	(平成24年10月～)
全部支給	41,550円	→ 41,430円	41,180円
一部支給	41,540円～9,810円	→ 41,420円～9,780円	41,170円～9,720円

## 【配偶者からの暴力(DV)被害者に対する支給について】

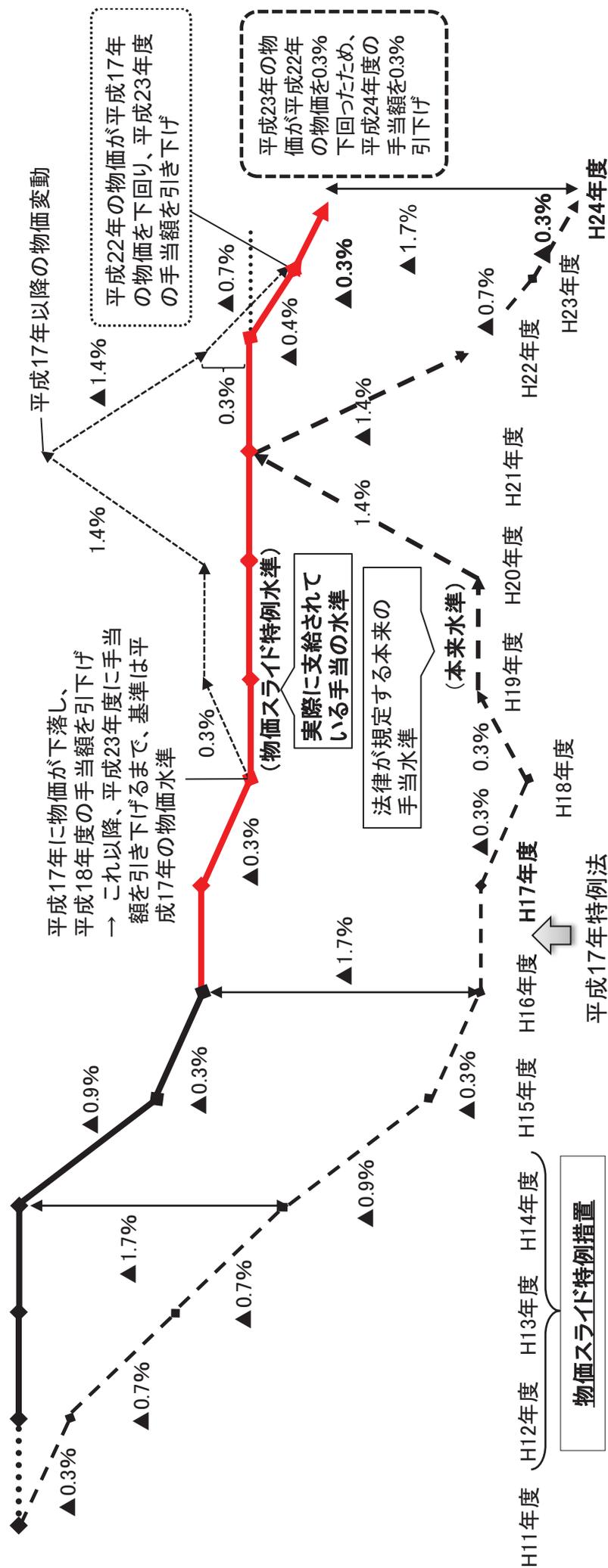
- ・ 配偶者からの暴力(DV)被害者は、1年以上父等から養育放棄等されていることを要件とせず、父等が裁判所の保護命令を受ける等の要件に該当している場合には、1年以上の期間の経過を要件とせず支給対象とする。(政令改正検討)

## 児童扶養手当の額の改定の仕組み(参考資料)

- 現在、支給されている手当額は、過去、物価下落時に手当額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。(特例水準)
- 特例水準の手当額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の手当額改定の基となる物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
- 一方、法律上本来想定している手当額(本来水準)は、自動物価スライド規定に基づき、政令で、物価の上昇や下落に応じて、増額や減額を行うというルール。

(参考)

- 現在、特例水準(1.7%)を平成24年度から平成26年度までの3年間で計画的に解消することになっている。(平成24年の通常国会に法案を提出。法案が成立すれば、平成24年度は10月分から手当額を更に0.6%引下げ)
- これまで年金と連動し、改定を行っているのは、例えば、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となってひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。
- 年金の特例水準が2.5%であるのに対し、児童扶養手当で差が1.7%である理由は、手当の本来水準が物価のみに応じて改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっていることによる。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度(19年度、21年度)に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。



# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

## 1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度以降の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

## 2. 法案の概要

### (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上・措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。  
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

### (2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準（2.5%）について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年度から13年度までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも、2.5%高い水準（特例水準）となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準（1.7%）についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の一部改正

## 3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日

## 母子寡婦福祉貸付金償還率（平成22年度）

## ① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成22年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	27.9	4.0	75.9
2 青森県	51.9	11.1	86.4
3 岩手県	60.7	16.2	87.0
4 宮城県	45.0	10.1	75.3
5 秋田県	56.2	8.5	87.1
6 山形県	45.4	11.5	84.0
7 福島県	49.5	16.1	79.6
8 茨城県	50.7	13.3	90.3
9 栃木県	38.6	10.3	68.1
10 群馬県	48.3	12.4	87.4
11 埼玉県	54.1	9.5	81.6
12 千葉県	46.8	8.6	86.1
13 東京都	25.8	8.7	65.8
14 神奈川県	23.6	4.7	71.3
15 新潟県	49.7	7.9	91.0
16 富山県	41.4	9.0	86.6
17 石川県	53.8	10.5	89.0
18 福井県	43.4	3.4	89.0
19 山梨県	35.5	7.0	81.4
20 長野県	53.7	8.7	88.0
21 岐阜県	63.9	13.6	89.3
22 静岡県	52.1	6.3	89.5
23 愛知県	61.9	11.3	91.4
24 三重県	33.9	6.1	81.9
25 滋賀県	67.0	9.7	91.7
26 京都府	51.5	7.8	89.6
27 大阪府	39.4	7.5	88.2
28 兵庫県	59.3	18.3	92.4
29 奈良県	36.3	7.6	78.4
30 和歌山県	71.6	12.3	97.1
31 鳥取県	57.0	15.0	89.5
32 島根県	41.3	6.8	82.3
33 岡山県	45.9	11.0	86.5
34 広島県	56.4	11.4	90.6
35 山口県	33.1	6.5	84.0
36 徳島県	43.1	9.1	86.9
37 香川県	62.4	21.6	89.4
38 愛媛県	45.7	4.2	85.3
39 高知県	65.6	18.9	92.3
40 福岡県	40.5	13.0	83.2
41 佐賀県	40.1	11.5	83.3
42 長崎県	42.3	14.1	81.1
43 熊本県	63.9	12.2	90.1
44 大分県	41.8	10.4	81.7
45 宮崎県	46.3	15.0	85.3
46 鹿児島県	42.9	11.8	86.6
47 沖縄県	35.3	11.9	78.9
都道府県計	37.3	8.7	79.8

【指定都市、中核市】

区分	平成22年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	24.0	6.9	60.2
49 仙台市	20.1	3.7	71.0
50 さいたま市	55.5	8.8	91.4
51 千葉市	45.5	7.2	81.3
52 横浜市	26.0	4.6	74.0
53 川崎市	21.9	3.6	69.7
54 相模原市	26.5	3.8	68.9
55 新潟市	37.4	7.1	79.2
56 静岡市	43.9	4.5	83.1
57 浜松市	64.3	15.0	91.3
58 名古屋市	42.4	7.4	86.0
59 京都市	21.0	3.9	68.3
60 大阪市	27.9	10.1	74.7
61 堺市	37.7	8.2	78.5
62 神戸市	32.2	7.3	86.4
63 岡山市	33.1	5.4	78.4
64 広島市	44.7	6.7	84.9
65 北九州市	41.8	9.5	86.1
66 福岡市	18.2	3.2	76.0
指定都市計	28.9	5.4	77.6
67 旭川市	24.2	5.9	67.9
68 函館市	16.6	4.0	69.6
69 青森市	66.8	18.7	89.3
70 盛岡市	37.9	8.9	74.3
71 秋田市	47.0	4.8	81.0
72 郡山市	34.2	6.8	80.8
73 いわき市	76.2	93.0	74.3
74 宇都宮市	36.2	8.2	80.5
75 前橋市	49.5	15.2	86.8
76 川越市	78.7	12.6	95.2
77 船橋市	48.7	8.0	83.9
78 柏市	51.2	3.7	85.9
79 横須賀市	24.0	7.4	67.4
80 富山市	48.4	12.4	93.3
81 金沢市	42.9	3.9	89.3
82 長野市	34.7	5.2	78.2
83 岐阜市	43.7	3.5	86.5
84 豊橋市	64.8	12.7	90.5
85 豊田市	47.4	16.1	88.1
86 岡崎市	55.6	3.7	90.2
87 大津市	79.1	23.5	92.5
88 高槻市	36.0	5.1	88.3
89 東大阪市	32.4	1.7	77.8
90 姫路市	48.3	5.4	90.0
91 西宮市	38.1	4.7	87.1
92 尼崎市	36.8	6.7	88.2
93 奈良市	33.1	7.7	74.9
94 和歌山市	48.4	10.1	83.7
95 倉敷市	50.8	12.9	81.1
96 福山市	40.5	9.4	86.8
97 下関市	37.3	6.5	83.9
98 高松市	37.9	9.1	82.8
99 松山市	47.0	12.5	80.8
100 高知市	52.7	10.1	91.0
101 久留米市	40.3	9.3	79.5
102 長崎市	46.2	14.7	80.0
103 熊本市	40.3	12.0	78.8
104 大分市	38.8	9.3	81.9
105 宮崎市	27.7	7.9	84.7
106 鹿児島市	15.9	3.4	67.6
中核市計	35.4	7.3	80.4
合計	34.4	7.4	79.3

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

区分	平成22年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	38.1	3.7	83.4
2 青森県	46.5	11.8	94.2
3 岩手県	61.5	22.0	87.3
4 宮城県	44.9	8.1	85.3
5 秋田県	46.8	10.9	83.6
6 山形県	54.9	13.1	92.3
7 福島県	46.6	16.9	76.1
8 茨城県	55.2	23.2	94.6
9 栃木県	32.0	10.2	61.1
10 群馬県	43.3	5.9	94.9
11 埼玉県	56.5	17.6	77.1
12 千葉県	53.9	15.3	87.8
13 東京都	0.0	0.0	0.0
14 神奈川県	26.4	4.8	78.2
15 新潟県	36.4	2.1	92.5
16 富山県	29.1	11.8	77.4
17 石川県	35.9	3.1	72.0
18 福井県	41.5	11.4	97.8
19 山梨県	20.9	2.9	91.0
20 長野県	46.2	7.0	87.2
21 岐阜県	44.4	4.0	77.8
22 静岡県	49.3	11.1	91.6
23 愛知県	80.8	14.6	96.3
24 三重県	33.9	5.4	82.8
25 滋賀県	68.6	3.0	94.6
26 京都府	30.8	6.2	88.3
27 大阪府	52.7	14.6	91.3
28 兵庫県	39.8	8.6	94.0
29 奈良県	27.4	5.5	93.7
30 和歌山県	53.6	21.0	96.5
31 鳥取県	46.4	11.5	93.7
32 島根県	37.7	5.0	87.7
33 岡山県	20.3	4.1	78.8
34 広島県	42.3	9.6	92.7
35 山口県	24.0	4.4	85.1
36 徳島県	25.8	2.8	87.9
37 香川県	49.9	26.3	86.8
38 愛媛県	28.8	1.7	85.0
39 高知県	56.8	12.9	85.0
40 福岡県	45.9	14.1	94.5
41 佐賀県	34.0	7.0	81.7
42 長崎県	21.9	6.0	88.1
43 熊本県	75.1	5.8	99.0
44 大分県	42.6	18.1	91.1
45 宮崎県	43.5	7.1	91.1
46 鹿児島県	36.1	11.0	91.7
47 沖縄県	42.2	15.8	86.8
都道府県計	39.6	8.4	86.6

【指定都市、中核市】

区分	平成22年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	32.3	7.8	71.5
49 仙台市	18.5	4.7	75.9
50 さいたま市	75.1	19.8	91.2
51 千葉市	55.1	6.6	90.1
52 横浜市	25.8	4.2	78.6
53 川崎市	22.3	2.1	78.9
54 相模原市	27.3	4.6	84.0
55 新潟市	52.9	5.7	87.6
56 静岡市	41.5	3.6	84.5
57 浜松市	66.3	9.4	90.9
58 名古屋市	53.2	6.2	94.8
59 京都市	25.9	7.2	79.7
60 大阪市	26.4	12.8	68.8
61 堺市	42.4	10.9	83.9
62 神戸市	22.1	6.6	87.2
63 岡山市	12.6	2.1	84.0
64 広島市	43.0	5.1	86.8
65 北九州市	46.6	9.6	84.8
66 福岡市	22.3	1.8	85.8
指定都市計	33.5	5.9	84.2
67 旭川市	35.0	9.5	74.6
68 函館市	18.5	2.0	85.2
69 青森市	84.9	9.2	95.1
70 盛岡市	29.2	7.3	70.0
71 秋田市	74.4	14.8	95.4
72 郡山市	33.5	5.2	98.6
73 いわき市	78.7	98.7	73.7
74 宇都宮市	25.4	3.9	93.9
75 前橋市	37.0	7.4	94.0
76 川越市	58.1	0.5	77.8
77 船橋市	46.7	6.5	83.1
78 柏市	48.3	1.0	97.9
79 横須賀市	21.0	7.2	59.4
80 富山市	20.4	10.7	100.0
81 金沢市	34.2	10.6	88.6
82 長野市	46.1	3.6	90.5
83 岐阜市	26.0	1.4	88.0
84 豊橋市	100.0	0.0	100.0
85 豊田市	93.5	0.0	93.5
86 岡崎市	100.0	0.0	100.0
87 大津市	37.6	12.3	86.7
88 高槻市	35.4	1.2	89.2
89 東大阪市	47.0	2.9	90.7
90 姫路市	54.1	4.5	98.6
91 西宮市	23.3	2.3	79.1
92 尼崎市	83.3	14.0	99.4
93 奈良市	36.4	17.7	74.3
94 和歌山市	49.5	2.3	93.9
95 倉敷市	18.2	1.3	84.8
96 福山市	30.1	5.4	87.7
97 下関市	20.1	6.5	64.6
98 高松市	18.3	5.6	93.9
99 松山市	27.1	7.5	81.8
100 高知市	47.0	14.9	94.3
101 久留米市	43.2	17.8	78.8
102 長崎市	34.8	10.6	79.6
103 熊本市	50.6	17.8	95.6
104 大分市	15.3	9.9	53.0
105 宮崎市	13.3	2.9	84.1
106 鹿児島市	16.9	2.6	76.4
中核市計	31.7	6.5	84.8
合計	36.3	7.2	85.6

# 平成22年度 婦人保護事業実施状況報告の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

婦人保護事業実施状況報告は、全国の婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の状況を、各都道府県の婦人保護事業担当部局に調査し、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が行政資料として把握したものである。

(以下は、平成22年4月1日～平成23年3月31日の状況である。)

## 1 婦人相談所の業務

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されており、要保護女子に関する各般の問題について相談を行い、必要な調査や医学的、心理学的、職能的判定とこれらに附随した指導を行い、一時保護を行うことを主たる業務としている。

また、平成14年4月からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)第3条により配偶者暴力相談支援センターとしての役割を果たすこととなった。

さらに、平成16年12月からは、人身取引対策行動計画に基づき、人身取引被害者への支援を行っている。

### (1) 相談別状況

婦人相談所において受け付けた相談実人員は、来所相談、電話相談等を合わせて133,445人(暴力被害男性を含む)であった。

種別	総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談		その他(メール等)
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談	夜間相談				
実人員	(100%) 133,445	(12.1%) 16,119	4,279	682	(0.3%) 380	(86.6%) 115,594	21,639	(1.0%) 1,352
延人員	(100%) 221,852	(30.5%) 67,673	12,497	2,425	(0.4%) 873	(66.4%) 147,377	30,635	(2.7%) 5,929

### (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は9,294人であり、実人員総数の57.8%にあたる。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし 住居問題	親族間 の問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	医療関係	経済関係	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 16,082	(57.8%) 9,294	(9.8%) 1,569	(6.7%) 1,072	(4.6%) 733	(4.0%) 638	(1.4%) 218	(3.7%) 597	(2.1%) 337	(0.5%) 75	(9.6%) 1,549

※暴力被害男性(37)は含まない。

### (3) 一時保護の状況

一時保護は、売春防止法に基づき、要保護女子の婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

またDV法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者には一時保護の委託が可能となっている。

さらに、人身取引対策行動計画に基づき、被害者の一時保護（委託を含む）を行っている。

	実 人 員	うち一時保護委託分	延 べ 人 員	うち一時保護委託分
要 保 護 女 子 等	6,357	1,803	92,530	26,187
同 伴 す る 家 族	5,509	2,229	80,847	31,721

### (4) 在所者の一時保護時の主訴別内訳

総数	夫等からの暴力	帰宅先なし住居問題	親族間の問題	子どもの問題	交際相手の問題	人身取引売春強要など	医療関係	経済関係	離婚問題家庭不和	その他
(100%) 6,357	(72.0%) 4,579	(13.5%) 858	(4.9%) 312	(2.3%) 147	(1.6%) 99	(1.1%) 69	(0.7%) 45	(0.9%) 59	(0.5%) 30	(2.5%) 159

※在所者とは、前年度末在所者と平成22年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

### (5) 一時保護後の状況

総 数	自 立	帰 宅	帰 郷	福祉事務所	婦人保護施設	友人宅・知人宅	民間団体	病 院	その他
(100%) 6,157	(17.9%) 1,105	(17.3%) 1,066	(17.4%) 1,073	(15.7%) 969	(11.7%) 721	(4.6%) 284	(1.6%) 100	(2.7%) 165	(10.9%) 674

## 2 婦人相談員の業務

婦人相談員は、売春防止法第35条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行うこととされている。

また、DV法第4条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

平成23年4月1日現在、47都道府県468名（うち婦人相談所230名）、298市区672名、合計1,140名の婦人相談員が全国に配置されている。

### (1) 相談別状況

種別	総 数	来 所 に よ る 相 談		巡回相談、出張相談による	電 話 相 談		そ の 他 (メール等)	
		電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談		夜間相談			
実 人 員	(100%) 133,544	(52.2%) 69,701	5,055	3,156	(2.6%) 3,517	(44.5%) 59,489	1,170	(0.6%) 837
延 人 員	(100%) 277,717	(57.7%) 160,154	12,183	8,842	(3.2%) 8,883	(38.1%) 105,673	2,155	(1.1%) 3,007

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談。

## (2) 来所による相談実人員の主訴別内訳

(1)の来所による相談のうち、夫等からの暴力を主訴とする実人員は18,978人であり、実人員総数の27.3%にあたる。

総数	夫等からの暴力	離婚問題 家庭不和	経済関係	医療関係	帰住先なし 住居問題	子どもの 問題	親族間 の問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 など	その他
(100%) 69,633	(27.3%) 18,978	(20.2%) 14,083	(15.3%) 10,672	(8.5%) 5,930	(8.3%) 5,773	(6.8%) 4,713	(3.9%) 2,734	(0.9%) 638	(0.1%) 76	(8.7%) 6,036

※暴力被害男性(68)は含まない。

## 3 婦人保護施設の業務

婦人保護施設は、要保護女子を收容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。(売春防止法第36条)平成23年4月1日現在39都道府県に49か所設置されている。

また、DV法第5条により、配偶者からの暴力被害者の保護を行なうことができることとされている。

### (1) 入退所状況

	前年度末在所者	当該年度中 新規入所者	当該年度中 退所者	当該年度末 在所者	当該年度中 在所延人員
要保護女子等	498	794	855	437	168,125
同伴する家族	44	516	507	53	17,135
うち同伴児	44	509	503	50	16,972

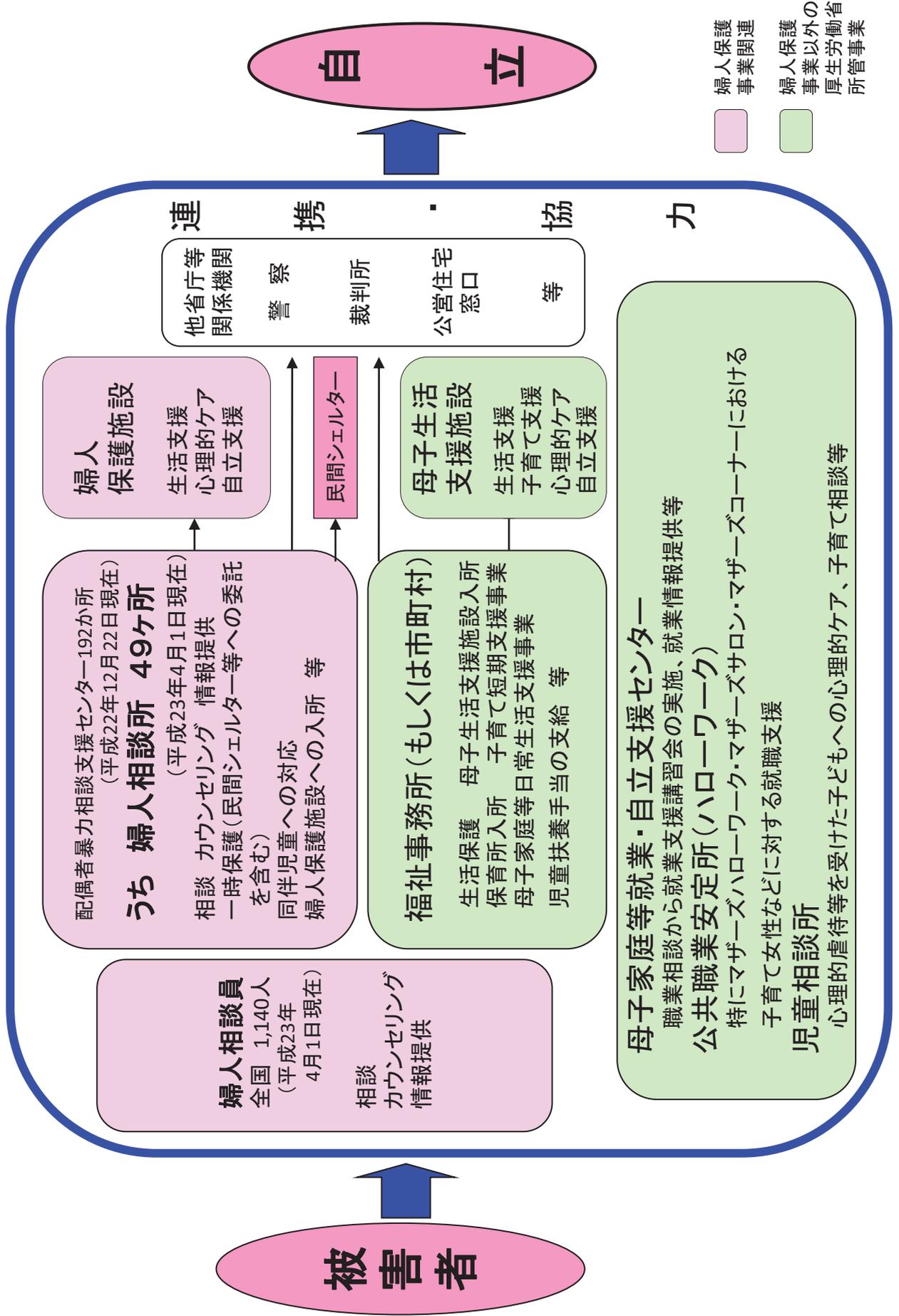
### (2) 在所者の入所時における主訴別内訳

在所者の主訴別入所の内訳をみると、在所者総数のうち、「夫等からの暴力」を主訴とする者が40.7%にのぼり、次いで「帰住先なし・住居問題」を主訴とする者が26.8%にのぼる。

総数	夫等からの暴力	帰住先なし 住居問題	医療関係	親族間 の問題	子どもの 問題	交際相手 の問題	人身取引 売春強要 など	経済問題	離婚問題 家庭不和	その他
(100%) 1,292	(40.7%) 526	(26.8%) 346	(12.8%) 165	(6.4%) 83	(3.4%) 44	(2.1%) 27	(2.2%) 28	(2.9%) 38	(0.9%) 12	(1.8%) 23

※在所者とは、前年度末在所者と平成22年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

# 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取り組み

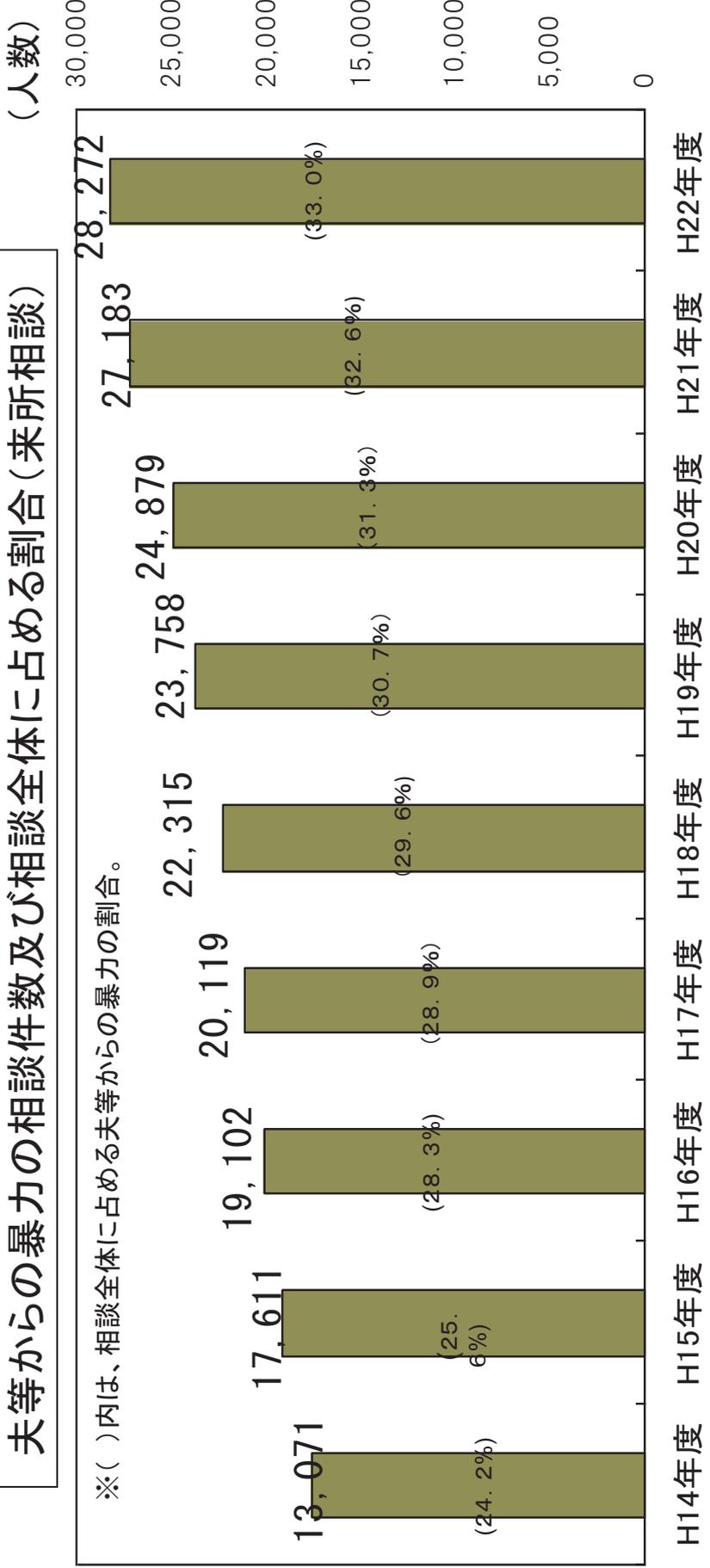


# DV被害者等の相談・保護等の状況について

## 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数は年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合（来所相談）

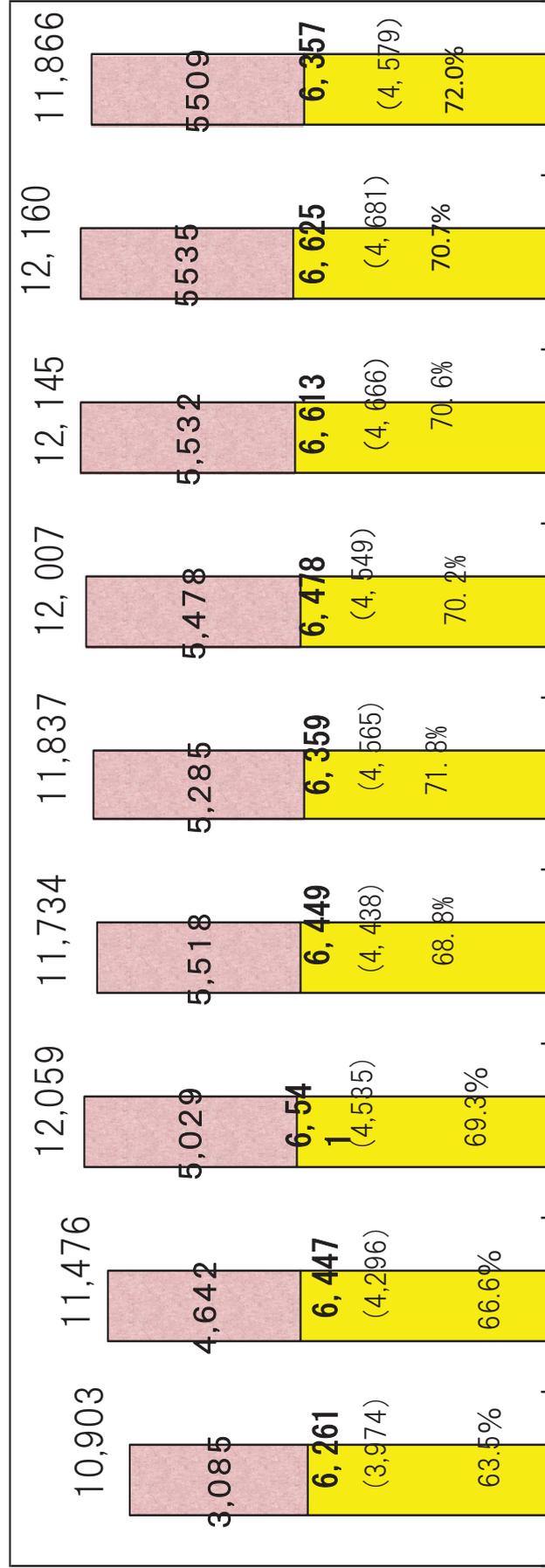


（厚生労働省家庭福祉課調べ）

## 婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等からの暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.2日(平成22年度)

一時保護された女性 (うち夫等からの暴力を理由とする者)
  同伴家族 (件数)



H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度

注1) 夫等からの暴力を入所理由とする者の割合。

## DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成23年4月1日現在で291施設。
- 平成22年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、4,032人。  
(女性本人1,803人、同伴家族2,229人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.3日となっている。

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成23年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設(注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数(注2)	106 (104)	99 (99)	29 (25)	20 (21)	8 (7)	7 (7)	14 (13)	6 (6)	2 (2)	291 (284)

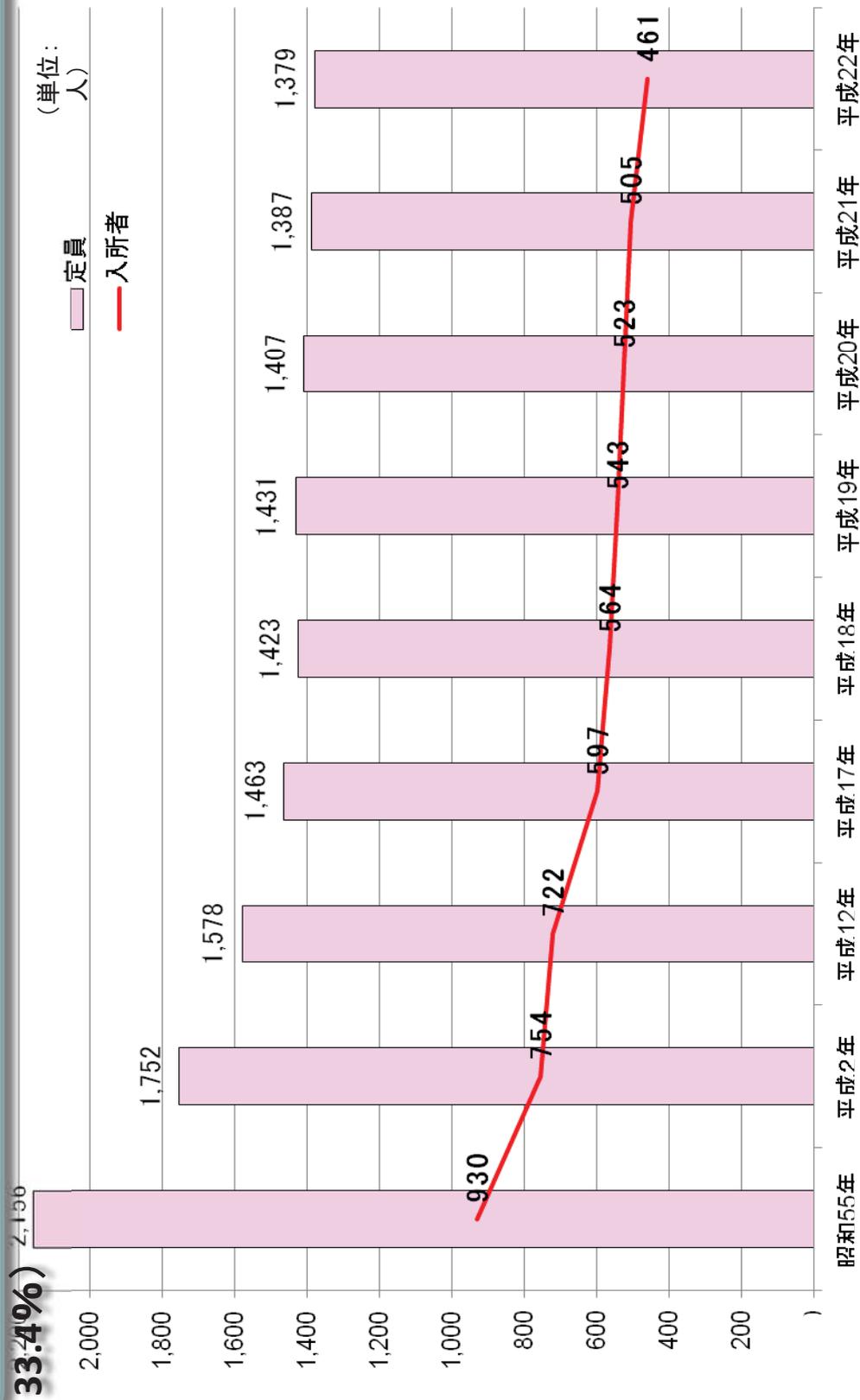
(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ( )内は、平成22年4月1日現在

# 婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

○婦人保護施設の入所者数、定員ともに年々減少

(過去30年で入所者数50%の減、定員約35%の減)

○定員に対する充足率は30年で約10%減 (昭和55年43.1% ⇒ 平成22年度



注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均

## DV関連事業の都道府県別実施状況

(平成23年度国庫補助金・負担金交付申請ベース)

	DV対策機能強化事業					婦人相談所・婦人相談所一時保護					婦人保護施設			
	休日夜間電話相談	DV被害者保護支援ネットワーク	DV相談担当職員研修	外国人専門通訳者養成研修	法的対応機能強化事業	外国人婦女子緊急一時保護経費	広域措置	心理担当職員配置	夜間警備体制	同伴児童の対応等を行う職員配置	退所者自立生活援助事業	心理担当職員配置	夜間警備体制	同伴児童の対応等を行う職員配置
1 北海道		◎	◎		◎			◎	◎	◎				
2 青森	◎	◎	◎			◎	◎	◎			/	/	/	/
3 岩手	◎	◎	◎		◎		◎			◎	◎		◎	
4 宮城		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				◎	
5 秋田	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎				
6 山形	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎					
7 福島	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎					
8 茨城	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎					
9 栃木	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				◎	
10 群馬	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				◎	
11 埼玉	◎	◎	○ (他の事業で実施)		◎	◎		◎	◎	◎			◎	
12 千葉	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎×2	◎×5	◎×5	◎×5	◎×7
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	
15 新潟	◎	◎	◎		◎	◎			◎				◎	
16 富山	◎	◎	◎					◎	◎		/	/	/	/
17 石川	◎	◎	◎				◎		◎					
18 福井	◎													
19 山梨	◎	◎	◎			◎								
20 長野	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎					
21 岐阜	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎			◎	
22 静岡	◎	◎	◎		◎			◎	◎					
23 愛知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎×2	
24 三重	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎				
25 滋賀	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎					
26 京都	◎	◎	◎			◎	◎							
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎×2	◎×3	◎×3	◎×2
28 兵庫	◎	◎			◎	◎		◎						
29 奈良	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎	/	/	/	/
30 和歌山	◎	◎	◎		◎				◎			◎		
31 鳥取		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	/	/	/	/
32 島根		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		/	/	/	/
33 岡山		◎	◎	◎		◎	◎	◎			/	/	/	/
34 広島	◎	◎	◎		◎	◎	◎							
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎			
36 徳島	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎						
37 香川	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎			◎	
38 愛媛	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎					
39 高知	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		/	/	/	/
40 福岡	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎				◎×2	
41 佐賀							◎						◎	
42 長崎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎					
43 熊本	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		/	/	/	/
44 大分	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎				◎	
45 宮崎	◎	◎	◎			◎	◎						◎	
46 鹿児島			◎				◎	◎	◎				◎	
47 沖縄	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎
合計	39	44	43	2	33	36	37	33(33人)	34	14(15人)	10	5(11人)	26	3(10人)

49施設中 49施設中 49施設中 49施設中

(注1) 「◎」が国庫補助金交付(申請)県、「○」が単独事業実施県

## 婦人相談所等における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成23年3月31日現在）

### 1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計308人。うち302人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計16人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。

#### ○年度別保護実績（合計308人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・台湾2人・ルーマニア1人）
平成20年度	39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	14人（フィリピン7人・タイ人4人・中国2人・台湾1人）
平成22年度	33人（フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人）

#### ○都道府県別保護実績（合計308人）

愛知県	62人	長野県	35人	東京都	**31人	千葉県	30人	栃木県	25人
秋田県	18人	岐阜県	18人	島根県	14人	山口県	10人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	9人	神奈川県	8人	茨城県	8人	大阪府	7人
福岡県	7人	熊本県	6人	兵庫県	4人	徳島県	3人		
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県	各1人								

\*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

\*\*3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

#### ○一時保護委託実績（308人のうち105人）

平成17年4月1日～平成23年3月31日までに105人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 \*41人・母子生活支援施設37人・民間シェルター27人  
児童自立援助ホーム1人

\*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

#### ○平均保護日数 36.5日

### 2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。